```
次
被告人の表示等(省略)
主
  文
玾
  由
第一部
    序説
   本件事案の概要等
 Ι
     原判決の認定した事実
  第
     公訴事実との関係
  本判決に用いる略語・符号等
  第一 原審記録等を引用する場合
     固有名詞の略語
 二部 本論
    本件各控訴の趣意及びこれらに対する答弁
     直輸入商品関係特別背任事件(被告人両名関係)
      被告人A1の任務内容に関する控訴趣意について
  第一節
   第一款 所論の要旨
    第一項 判示方法の不備等について
      ニ項 被告人A1の任務内容について
    二款 当裁判所の判断
    第一項 判示方法に関する主張について
     二項 任務内容に関する主張について
    節 被告人A3らの有用性に関する控訴趣意について
   第一款 所論の要旨
    第一項 総説
     二項
        被告人A3及びD3の活動の有用性について
       被告人A3の能力等
       原判示各犯行開始前における被告人A3らの活動
       原判示各犯行期間中における被告人A3らの活動
        D65の活動の有用性について
    第三項
    二款 当裁判所の判断
    第一項
        総説
    第二項
        被告人A3らの活動の有用性に関する主張について
        有用性の程度、対価の相当性についての検討
       D65に取得させた売買差益
       被告人A3に取得させた香港コミッション
  第三節 共謀及び実行行為に関する控訴趣意について
   第一款 所論の要旨
    第一項
        総説
     二項
        訴因の特定について
    第三項
        判示方法の不備等について
        基本的な共謀の成立及びその内容について
    第四項
    第五項
        共謀の継続、発展に関する間接事実について
        非身分者である被告人A3の共同正犯性について
    第六項
        罪数について
    第七項
   第二款 当裁判所の判断
    第一項
        総説
    第二項
        訴因の特定に関する主張について
    第三項
        判示方法に関する主張について
    第四項
        基本的な共謀に関する主張について
       D1における「準直方式」
       被告人A1の準直方式採用への関与と共謀の成立
       A3絡み輸入方式の成立、拡大の経緯
共謀の継続、発展に関する主張について
    第五項
       被告人A1の直輸入推進に関する指示
       被告人A1の個別的・具体的な発言等
       いわゆる「A3人事」
    第六項
        被告人A3の共同正犯性に関する主張について
    第七項
        罪数に関する主張について
```

```
第四節 故意・目的等の主観的要素に関する控訴趣意について
    第一款 所論の要旨
     第一項 被告人A1関係
         総説
         任務違背及び損害発生の認識・認容
         D65の利益を図る目的
     第二項 被告人A3関係
         総説
         任務違背及び損害発生の認識・認容
         D65の利益を図る目的
    第二款
        当裁判所の判断
     第一項
          被告人A1関係
         総説
         任務違背及び損害発生の故意に関する主張について
         図利目的に関する主張について
     第二項
         被告人A3関係
         総説
         任務違背及び損害発生の故意に関する主張について
         図利目的に関する主張について
   第五節 損害に関する控訴趣意について
    第一款 所論の要旨
     第一項
第二項
         総説
          損害の捉え方と損害発生の有無について
     第三項
         判示方法の不備等について
     第四項
         D65による検品等の対価について
     第五項 返品、再納等による差額について
    第二款 当裁判所の判断
     第一項
第二項
         総説
         損害の捉え方と損害発生の有無に関する主張について
判示方法に関する主張について
検品等に関する主張について
     第三項
     第四項
     第五項
          返品、再納等に関する主張について
          職権による調査
     第六項
     第七項
          結論
  第二章 自宅改修費関係特別背任事件(被告人A1関係)
   第一節
第二節
       所論の要旨
       当裁判所の判断
    第一款 総説
第二款 関係
         関係証拠から認定できる事実
         被告人の検面調書の信用性に関する主張について
    第四款
        原審証人らの供述の信用性に関する主張について
    第五款
         その余の弁護人の主張について
     第一項 未払い代金の有無についての被告人の認識
第二項 B58らの不正行為による未払い分の回収
          B58らの不正行為による未払い分の回収
         リース料金上乗せと自宅改修費支払いとの関係
     第三項
    第六款 結論
  第三章 所得稅法違反事件(被告人A3関係)
       逋脱の故意等に関する控訴趣意について
    第一款 所論の要旨
         当裁判所の判断
       ワールドファッション宛デザイン料収入の帰属に関する控訴趣意に
   第二節
ついて
    第一款 所論の要旨
    第二款 当裁判所の判断
   第三節 D59コミッションの年分帰属に関する控訴趣意について
    第一款 所論の要旨
    第二款
         当裁判所の判断
   第四節 D24からのコミッション収入に関する控訴趣意について
```

第一款 所論の要旨 第二款 当裁判所の 当裁判所の判断

第五節 必要経費に関する控訴趣意について

第一款 所論の要旨

第二款 当裁判所の判断

外国所得税に関する主張について 第一項

第二項 C24に支払った給料・旅費に関する主張について 第三項 D63に支払った名義使用料に関する主張について

第六節 結論

各控訴趣意に対する判断の総括

自判

罪となるべき事実 Ι

証拠(省略)

Ш 法令の適用

ー部無罪の理由 IV

結語 V

## 【別 紙】

- 準直商品差益額の内訳
- (1) 修正損益計算書(昭和五四年分)
  - (2) 脱税額計算書(昭和五四年分)
- 修正損益計算書(昭和五五年分)  $(\Xi)$ (1)
  - (2) 脱税額計算書 (昭和五五年分)
- 修正損益計算書(昭和五六年分 (四) (1)
  - (2) 脱税額計算書(昭和五六年分)

被告人両名に対する昭和五七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実第 (五) 二の要旨

原判決を破棄する。

被告人A1を懲役三年に、被告人A2を懲役二年六月及び罰金六〇〇〇 万円にそれぞれ処する。

被告人A2において右罰金を完納することができないときは、金二〇万 円を一日に換算した期間、同被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用中、証人B1、同B2、同B3、同B4、同B 5、同B6、同B7、同B8、同B9、同B10、同B11、同B12、同B1 3、同B14、同B15、同B16、同B17、同B18、同B19、同B20、 同B21、同B22、同B23、同B24、同B25、同B26、同B27、同B 28、同B29、同B30、同B31、同B32、同B33、同B34、同B3 5、同B36、同B37、同B38、同B39、同B40、同B41及び通訳人C 1に支給した分並びに当審における訴訟費用(全部)は、被告人両名の連帯負担と し、原審における訴訟費用中、証人B58、同B42、同B43、同B44、同B 45、同B46、同B47及び同B48に支給した分は、被告人A1の負担とす

昭和五七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実の第二について、被告人 両名は、いずれも無罪。

由

第一部 序説

Ι 本件事案の概要等

第一 原判決の認定した事実

原判決が認定した罪となるべき事実【原判決五〇ないし五九頁】の要旨は、次の とおりである。

直輸入商品関係特別背任事件

被告人A1は、株式会社D1(以下会社名については、初出時以外は「株式会 社」を省略する。)の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、被告人 A3ことA2(以下「被告人A3」という。)は、株式会社D65の代表取締役で あるとともに、D3株式会社の実質的経営者であったところ、被告人両名は、共謀 の上、被告人A1において、D1が商品を仕入れるに当たり仕入原価をできる限り 廉価にするなど仕入に伴う無用の支出を避けるべき任務を有していたにもかかわら ず、これに背き、

- 1 D65の利益を図る目的をもって、昭和五三年八月ころから同五七年七月ころまでの間、D1が海外で買い付けD3を介して輸入した商品につき、D65を経由して仕入れる合理的な理由がないにもかかわらず、これをことさらD3からD65に転売させた上D1が仕入れ、これによるD65の差益額(D65のD3からの仕入価額とD1への納入価額の差額)合計一五億七七四五万七四六七円を含む仕入代金合計一〇九億〇六四一万八二九七円を、同五三年八月二五日ころから同五七年九月六日ころまでの間、東京都中央区ab丁目c番d号所在D4銀行a支店のD1の当座預金口座から同都港区ef丁目g番h号所在同銀行e支店のD65の当座預金口座に振込入金し、もって、D1に対し右一五億七七四五万七四六七円相当の損害を加え、
- 2 被告人A3の利益を図る目的をもって、昭和五四年四月ころから同五七年二月ころまでの間、D1が香港を中心とする東南アジア地域から商品を買い付けるに当たり、同被告人に手数料を支払うべき合理的な理由がないにもかかわらず、D7有限公司(以下「香港D8」という。)あるいは香港在住の納入業者らをして、同被告人に支払う手数料名下の金額合計二億六七三一万九三一六円を仕入価格等に上乗せして請求させ、右請求金額を同五四年五月二三日ころから同五七年九月八日こまでの間、東京都中央区ai町b丁目j番d号所在のD9銀行D10ほかD11銀行D9支店、D13銀行D14支店、D15銀行D16支店及びD17銀行D9支店のD1の当座預金口座から右D8あるいは香港在住の納入業者らに支払い、もって、D1に対し右二億六七三一万九三一六円相当の損害を加えたものである。

## 二 自宅改修費関係特別背任事件

被告人A1は、D1の代表取締役としてその業務全般を統括し、同社のため忠実にその業務を遂行すべき任務を有していたものであるところ、D18株式会社である自宅の改修工事代金をD1の計算において支払うことを企図し、右任務にきる自己の利益を図る目的をもって、昭和五五年三月一日ころ、D1がD188との間で、D1の使用する各種ケースに関するリース契約を締結するに際し、D1の使用する各種ケースに関するリース契約を締結するに際し、D1の明本を支払うこととしたリース料金に多額の上乗せをした不当に高額のリース料金を支払うこととしたよ、同年三月二五日ころの差額合計八七四二万一九の間、右契約に従い、D18の見積ったリース料金との差額合計八七四二万一九の円を含む合計二億六九八三万九五六〇円を東京都中央区ab丁目c番の日4銀行a支店及び同銀行東京支店のD1の当預金口座の場害を加えたものである。

## 三 所得税法違反事件

被告人A3は、D3、D65及びA3アクセサリー学院を経営するかたわら、D1が買い付ける商品に関し、D8あるいは香港在住の納入業者を介して手数料収入を得ていたほか、香港在住のD1の関連会社D21有限公司(以下「D21」という。)からD1のオリジナル婦人服「D22」に関するデザイン料収入等を得ていたものであるが、自己の所得税を免れようと企て、右手数料、デザイン料等の支払を受けるに当たり、香港の法人名義又は他人名義を用いるなどの不正な方法により、その所得を秘匿した上、

- 1 昭和五四年分の実際総所得金額が一億二一九四万四六〇四円であったにもかかわらず、同五五年三月一五日、東京都渋谷区宇田川町一番三号所在の所轄渋谷税務署において、同税務署長に対し、同五四年分の総所得金額が五三四〇万三九一四円でこれに対する所得税額が一七四三万七二〇〇円である旨の虚偽の所得税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって、不正の行為により同年分の正規の所得税額六七一二万三四〇〇円と右申告税額との差額四九六八万六二〇〇円を免れ、
- 2 昭和五五年分の実際総所得金額が一億九一二〇万二〇七六円であったにもかかわらず、同五六年三月一六日、前記渋谷税務署において、同税務署長に対し、同五五年分の総所得金額が八一三一万九九七四円で、これに対する所得税額が二七八七万〇六〇〇円である旨の虚偽の所得税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって、不正の行為により同年分の正規の所得税額一億一〇三二万一三〇〇円と右申告税額との差額八二四五万〇七〇〇円を免れ、
- 3 昭和五六年分の実際総所得金額が二億九〇九一万九九二四円であったにもかかわらず、同五七年三月一五日、前記渋谷税務署において、同税務署長に対し、同

五六年分の総所得金額が一億一〇八三万二三七〇円で、これに対する所得税額が一 八三九万七一〇〇円である旨の虚偽の所得税確定申告書を提出し、そのまま法定納 期限を徒過させ、もって、不正の行為により同年分の正規の所得税額一億四九五三 万円と右申告税額との差額一億三一一三万二九〇〇円を免れ

たものである。

公訴事実との関係

以上の原判示事実中、一の1、2(直輸入商品関係特別背任事件)は、被告人両名に対する昭和五七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実第一、第二に、同二(自 宅改修費関係特別背任事件)は、被告人A1に対する同年――月一六日付起訴状記 載の公訴事実に、同三の1ないし3(所得税法違反事件)は、被告人A3に対する 同月五日付起訴状記載の公訴事実第一ないし第三に、それぞれ対応していて、原審 は、金額面における若干の減額等を除けば、各公訴事実とほぼ同一の事実を認定し たものである。

Ⅱ 本判決に用いる略語・符号等

第一 原審記録等を引用する場合

原判決の引用

原判決は、原審記録第一一冊二五四四丁ないし二七四六丁に編綴されているが、 その一部を引用する場合には、

のように、 【 】を用い、原判決に独自に付された頁数によって該当箇所を表示 する。

原審記録第二分類の表示

証拠書類群は、原審記録第一四冊三一三六丁の一枝丁から第四四冊同丁の七 三四四枝丁に編綴されているが、

〈二〇・一三〇〇〉 のように、〈 〉を用い、冊数と枝丁数のみによって該当箇所を表示する。

公判供述群は、原審記録第四五冊三一三七丁の一枝丁から第一二〇冊同丁の 七七七枝丁に編綴されているが、

「五○・一四○○」 のように、〔 〕を用い、冊数と枝丁数のみによって該当箇所を表示する。 3 証拠書類の表示は、例えば、検察官に対する昭和五七年一一月二日付供述調 書を

五七・一一・二検面調書

とする例による。

三 証拠物の表示《二〇》

のように、 《 》を用い、当庁昭和六三年押第七 d 号の符号のみによって表示す

固有名詞の略語

既出のとおり、会社名については初出時のみフルネームとし、それ以外は 「株式会社」又は「有限会社」などの表示を省略する。なお、「D7有限公司」を 「D8」とするような場合には、その都度本文中に注記する。

二 自然人についても、初出時又は既出箇所から相当離れている場合以外は、混 同の虞のない限り、姓(外国人の場合は原則としてファミリーネーム)のみによっ て表示することがある。

三 その他は、本文中に注記する。

第二部 本論

序章 本件各控訴の趣意及びこれらに対する答弁

被告人A1の控訴の趣意は、第一表A項掲記の各書面に記載のとおり、同A3の 控訴の趣意は、同表B項掲記の各書面に記載のとおりであり(以下、これらを引用 する場合には、「A1」、「B3」のように、同表記載の符号、番号でこれを特定し、該当箇所の丁数又は真数を記載する。但し、A1については、各章ごとに独立の頁数が付されているため、「一・三〇」のように章数と頁数とを併記する。)、 これらに対する答弁は、検察官樋田誠作成名義の答弁書に記載のとおりであるか これらを引用する。

(第 一 表)

<記載内容は末尾1添付>

第一章 直輸入商品関係特別背任事件(被告人両名関係)

第一節 被告人A1の任務内容に関する控訴趣意について

第一款 所論の要旨

第一項 判示方法の不備等について

(構成要件の不明確・理由不備の主張、A1四・一以下、B1三一〇以下)原判決は、D1の代表取締役である被告人A1には、「D1が商品を仕入れるにあたり仕入原価をできる限り廉価にするなど仕入れに伴う無用な支出を避けるべきとして、昭和五六年法律第七四号附則二七条により同法による改正前の商法四八六条一項(以下「改正前の商法四八六条一項」という。)を適用している。しかし、「1」刑罰法規の解釈・適用に際して「無用な支出を避ける」などという意味内容の曖昧な要素を持ち込むことは、構成要件の不明確性をもたらすものであって、高いでは特別背任罪における罪となるべき事実の判示として極めて不十分であって、原判決には理由の不備がある。

「3」企業の営業政策は多様であって、外部から軽々にその当否を判断することは困難である。特に、どのようなやり方で商品の買付・仕入を行うかは、百貨店の経営方針の基本的な事柄に属するものであって(通常は取締役会が決するが、D1においては長年に亘って代表取締役の専決に委ねてきたものである。)、仕入における「無用な支出」かどうかの判断も、当該企業の営業政策如何によって異なる筈であり、法は企業経営の合理性に関する判断に対し謙抑的な態度をとるべきものであるから、企業の経営責任者に対し右のような法的任務を課した原判決は、特別背任罪の解釈・適用を誤ったものである。したがって、原判決は、いずれの点においても破棄を免れない。

第二項 被告人A1の任務内容について

(法令の解釈・適用の誤り等の主張、A4一以下など)

被告人A1には、原判示のように、仕入に際し「無用の支出を避ける」任務はな い。すなわち、D1においては、仕入・販売による自社の粗利益を確保するため に、従前からの経験や実績等を勘案し、自社にふさわしいと考えられる「売価に対する粗利益の割合」をあらかじめ各品別に定めて、これを「店出率」と呼称し、現実の仕入に当たっては、あらかじめ当該商品の売価を決定又は予定し、これに「店出来」を表して、また。 出率」を乗じて「粗利益」額を算出し、右粗利益額を確保できる範囲内で仕入を行 うという「商」(あきない)の仕方が存在し、店出率による粗利益が確保できない 場合には仕入価格の減額を図るが、確保できる場合には納入業者の言い値でも差し 支えないこととなり、それ以上の利益は追求しないという方法が行われてきたので ある。それ故、D1の仕入担当者の任務は、単に「無用の支出を避ける」ことでは なく、「仕入に際し、何ら合理的な理由がないのに出費することによって、所定の店出率による相当程度の粗利益の確保を図ることができなくなることを避けること」であり、仕入担当者らを統括する立場にある被告人A1の任務は、かかる観点から仕入担当者らが「所定の店出率による相当程度の粗利益が確保されないのに、 無用な支出をすることのないように管理、監督すること」である。原判決は、店出 率を「商品の売価と原価の差額を売価で除したもの」と定義しているが【一九 これは販売結果後の粗利益額の売価に対する比率、少なくとも売価と仕入価 格が決まった後の比率をいうのであり、それは、右に述べたような原則として仕入 前に売価を決定又は予定し、店出率による粗利益額を勘案し、その範囲内で仕入を 行うというD1の「商」の仕方を理解せず、仕入担当者、ひいては被告人A1の任 務となっている店出率の確保の重要性を誤解又は看過した結果、同被告人の任務内 容について、法令の解釈・適用を誤ったものであって、到底破棄を免れない。

第二款 当裁判所の判断

第一項 判示方法に関する主張について

そこで、検討するに、原判決が、D1の代表取締役である被告人A1に対し、商品の仕入に当たっては「仕入原価をできる限り廉価にするなど仕入れに伴う無用支出を避けるべき任務」があった旨判示【五二、三〇一など】していることは、所論指摘のとおりであるが、右判示が代表取締役の任務内容として曖昧であるとは認められず、これが刑罰法規である背任罪の構成要件として一般的、抽象的にして明確性を欠くとは到底考えられないから、被告人A1に右任務を課した原判決が憲法三一条に反するものでないことはもとより、罪となるべき事実の判示として不備であるともいい得ないところであって、所論「1」及び「2」は採用の限りでない。そして、企業の経営政策が多様であり、小売業者がどのようなやり方で商品を仕

入れるかは、原則として当該小売業者の自主的・自由な判断に委ねられるべきものであって、国家の刑罰法規による介入に謙抑的な態度が要請されることは、所論指 摘のとおりであるし、仕入に伴う「無用な支出」かどうかの認定・判断、代表取締役ら企業の経営責任者に対する任務違反の事実の認定・判断が慎重になさるべきこ とは、もとよりであるが、他面、明らかに「無用な支出」をして企業に損害を与え た代表取締役らが所論にいう「経営判断の法則」の名の下に一切の刑事責任を免れ るものと解するのは、相当でなく、そのような代表取締役らに対し、その刑事責任が追及されるのは、当然のことであるから、企業の経営責任者に対して「無用な支出」を避けるべき法的義務を課した原判決が、特別背任罪の解釈・適用を誤ったものとはいい得ない。所論「3」も採ることができない。

第二項 任務内容に関する主張について

〈要旨第一〉そこで、検討するに、関係証拠を総合すれば、被告人A1には、D1 の代表取締役として、商品の仕入に当〈/要旨第一〉たり「仕入原価をできる限り廉価 にするなど仕入れに伴う無用な支出を避けるべき任務」があったものというべきで あって、その旨認定・判示した原判決に誤りはない。もちろん、右任務を直接的・ 第一次的に負うのはD1の仕入担当者であり、代表取締役である被告人A1は、仕 入担当者らを統括する立場から、仕入担当者の右任務が適正に遂行されるように、 仕入担当者を監督し仕入業務を管理することによって、間接的・第二次的に「仕入 れに伴う無用な支出を避けるべき任務」を負うのであるが、原判決は、これを直截 に、代表取締役である被告人A1には「仕入れに伴う無用な支出を避けるべき任

務」があった旨判示したものであって、もとより、正当である。 所論は、仕入担当者の任務は、「無用の支出を避ける」ことではなくて、「何ら 合理的な理由がないのに出費することによって、所定の店出率による相当程度の粗 利益の確保を図ることができなくなることを避ける」ことである旨主張し、店出率 の確保という観点を離れて仕入担当者及び代表取締役の任務内容を規定することは できないというのであるが、所論が店出率を重視することにはそれなりの理由があ るとしても、逆に、店出率さえ確保できればそれ以上の利益は敢えて追求する必要

がないとする点には、にわかに賛成できない。 そして、関係証拠によれば、D1における「店出率」が「売価と原価の差額を売価で除したもの」を意味することは、原判示のとおりであって【一九六】、この数式自体に誤りはない(%で表すには、これに一〇〇を乗じる。)。店出率・売価・ 原価(仕入価格)は関数関係にあるから、そのうち一つが変動すれば、他の数値に も変動が生ずることは明らかである。所論は、買付計画段階で仕入担当者が立案 し、決裁を得た売価及び店出率によって算出された仕入価格をことさらに重視する が、これはあくまでも D 1 側の予定ないし希望による目安であって、実際に海外の メーカー側と取引の交渉をした結果がつねに予定どおりになるという保証はない。

取引条件や買付数量の如何により、仕入価格が予定を上回れば、売価を引き上げるか、店出率を引き下げるかの選択を迫られることになるし、予定より下回れば、 売価を引き下げて売行きの増加を図るか、売価を維持して店出率の向上を期するこ とができるのであって、そのためにこそ、仕入担当者はメーカー側との交渉において少しでも安く仕入ができるよう努力するのが、「商」の常道である。たとえ、当 初予定した売価と店出率から算出された仕入価格の範囲内であっても、より安く仕 入れられるのに、それより高い仕入価格を支払うことが「無用の支出」に当たるこ とはいうまでもない。まして、本件では、D 1が海外のメーカー等から直輸入できる場合に、その中間にD3やD65を介在させることによって、これらに売買差益を取得させることの当否が問われているのであって、これらの介在が本来必要のなるである。 いものであったとすれば、たとえこれらの介在にもかかわらず他の直輸入商品と同 程度の店出率を確保できたとしても、取得させた売買差益が「無用の支出」に当たることは論を俟たないところである(被告人A3らの有用性については第二節、損

してみると、被告人A1の任務内容に関する原判決の判示に所論のような法令の解釈・適用の誤りはなく、所論には理由がない。 第二節 被告人A3らの有用性に関する控訴を

第一款 所論の要旨

第一項 総説

(理由不備等の主張、A1一・一以下、B1六四以下、三一三以下など) 原判決は、D1の代表取締役である被告人A1には、海外からの商品の仕入に際 し、仕入原価をできる限り廉価にするなど仕入に伴う「無用な出費」を避けるべき

任務があったところ、「1」原判示期間中の「準直方式」による取引、すなわち、 原判決の認定判示するところに従えば【二九ないし三一参照】、D3の輸入した商品をD65に転売し、D65からD1に納入して、そのことにより、D3が輸入原 価に対し概ね五%の利益を取得し、D65がD3からの仕入価格の概ね一五%の売 買差益を取得する、という「準直輸入方式」、略して「準直方式」による取引にお いてD1からD65に支払われた約一五%の売買差益及び「2」原判示期間中の 「香港コミッション方式」による取引、すなわち、原判決の認定判示するところに 従えば【三二ないし三五参照】、D1が香港から直接輸入した商品についてD8等 に輸入代金を支払うに際し、被告人A3に支払うべきコミッション分を上乗せし、 これを香港で(D8等が) 同被告人にバックする、という方式による取引において、D1の負担で同被告人に支払われた二ないし五%の裏コミッションは、いずれ 「D1にとって、本来支払う必要のない出費」であったから、D1をして右の ような「無用の出費」をさせた被告人A1は、その任務に違背したものである旨判示し【二〇六以下】、その理由として、原判示各期間中の被告人A3らの活動の有用性を全面的に否定している。しかし、D3の設立以前から原判示期間に至る被告 人A3らの一連の活動が、終始一貫してD1の海外商品の仕入業務に極めて有用で あったこと、それ故、原判示期間中にD65の取得した売買差益及び被告人A3の 取得したコミッションが、その有用な活動の正当な対価であったことは、関係証拠 上明らかなところである。しかるに、原判決は、長期間・多方面に亘る被告人A3 らの一連の活動のうち公訴提起にかかる期間、すなわち、準直方式では昭和五三年 八月ころから同五七年七月ころまでの期間、香港コミッション方式では同五四年四月ころから同五七年二月ころまでの期間におけるD65及び被告人A3の活動につき、その有用性を明確に否定し、他面、被告人A3らのその余の活動に対する評価、すなわち、「1」右期間中の「準直方式」取引におけるD3の活動に対する評価、すなわち、「1」右期間中の「準直方式」取引におけるD3の活動に対する評価、 価(換言すれば、右取引においてD3が概ね五%という利益を取得していたことの 「2」右期間中のいわゆる「ヨーロッパコミッション方式」、すなわち、 原判決の認定判示するところに従えば【三六以下参照】、ヨーロッパから輸入する 商品について実行され、被告人A3に裏コミッションを支払う点で香港コミッショ ン方式とほぼ同じ方式の取引における被告人A3らの活動に対する評価(換言すれば、右取引において被告人A3がコミッションを取得していたことの当否)、「3」右期間より前の時期における被告人A3らの海外における諸活動に対する評 価等についての判断を回避しているのであるから、被告人A3らの活動の有用性に つき事実を誤認するとともに理由不備の違法をも犯すものである。以下、被告人A 3らの活動の有用性につき詳説する。

被告人A3及びD3の活動の有用性について

(事実誤認等の主張、A1一・一以下、B1三一七以下、B2一以下など) 被告人A3の能力等

原判決は、アクセサリーのデザイン以外の部門における被告人A3の能力につき 否定的に評価し、D1による海外商品の開発等について無益・無用であった旨判示するが【一七一】、誤りであって、同被告人がファッションを中心とする海外商品 の開発・買付について有能であったことは、同被告人のアクセサリーデザイナーと しての優れた能力、ファッション関係の専門家としての知識と経験、多くのデパー トの中からC2社長時代のD1と専属的な関係を結ぶに至った経緯等に徴しても明 らかであるし、同被告人がそのセンスと能力を活かして意欲的に活動したことは、 海外の主要ブランドのメーカー、サプライヤーらからも高く評価されていたところ である。被告人A1を始めとするD1の関係者は、かかる被告人A3の能力と活動 を正当に評価し、これがD1にとって有益・有用であると判断して、同被告人やD 65との取引を継続した上、設立後間もないD3との取引を開始し、更に、これを 拡大、発展させたのである。原判決は、物的な証拠を無視し、原審証人B36、同 B7、同B17らD1関係者の悪意と偏見に基づく虚偽・誇張の供述を措信した結 果、事実を誤認したものである。 二 原判示各犯行開始前における被告人A3らの活動

D1において昭和四一年九月以降毎年のように行われていた外国フェアは、 年間を通じ二週間程度のもので、取り扱われた商品も食料品や民芸品が中心であ り、その販売量に照らしても、原判示のように「直輸入推進の一方策」【三八】と 位置付けられるものではなく、また、同四六年五月のD23株式会社(以下「D24」という。)を始めとし、徐々に設立されていった海外基地も、当初の目的は日 本人旅行客を相手とした土産物の販売や現地外国人に対する日本商品の販売であっ て、少なくとも同五〇年初頭ころまでは、海外商品の取入、商品情報の収集などの 仕入基地としての機能を果たすことができず、D1D1Oへの商品輸出につき、現 地法人であるD25、D26、フランスのD27社などの商社等に依存していた状 況である。原判決が、昭和四〇年代後半の段階ではD1の直輸入推進策が確立・実 行されていて、その海外基地の仕入機能も充実していたかの如く判示しているのは 【三九以下参照】、事実を誤認したものである。

- 2 被告人A3は、昭和四四年にeで開催されたイギリス宝飾展への訪問、同四六年のヨーマパ旅行及び香港旅行等を契機として、当時の最近ではないである。 一の明確されたイギリス宝飾展への訪問、同四大年のコールのではでは、自らの貿易会社を設立したものであって、当初から自社がD1とともに繁栄では、とその協力を得ながらD1のための商品開発を目指して銀製品では、展ののでは、1の四人をでは、フランスのD30社のアクセサリー類、フランスのD30社のアクセサリー類の高齢である。 一のアクセサリー類、フランスのD30社のアクセサリー類の病により、イギリスのアクセサリー類の内にのがよりにより、であるののでは、であるのでは、原料示のように【二二】、同A1の推進するのは、イ取の情に、また、原料示のようによいのがない取引をある。ではない。 で乗したの海外基地の仕入基地機能(このを利用して、その商品開発でなかったことは、前によりではない。とは、前にないったことは、前にないではない。
- 3 被告人A3は、「1」昭和四八年一月から、イギリスにおいて、元在日英国大使館員のC3、D29の広報担当官のB49、ロンドン在住のブローカーのC4 らの協力を得て、D28社から銀製品の、D29所属のデザイナーのC5やC6か らジュエリー類の各独占輸入販売権を取得した。これらの独占輸入販売権の取得 は、被告人A3とD1との共同開発の成果であって、これをも否定する原審証人B 8らの証言は、被告人A3の原審公判廷における供述のみならず、D28、D29 初回契約書一綴《五六五》やの業務日誌一冊《六一三》等の物的証拠に照らして到底措信できないものであり、このことは、当審証人B49の供述によって一層明らかである。原判決は、D28社関係の商品開発については、D1の信用力と交渉カ、D1D10の社員とこれら基地の社員の以上によるものである旨見る関係の商品によるものである旨見る関係の意思を表 告人A3らの寄与を全面的に否定し【一二六以下、二一一以下】、D29関係の商 品開発については、まったく言及することなく、同被告人らの寄与を無視又は看過しているが、その誤りは明らかである。また、「2」被告人A3は、昭和四八年秋 ころ、知人のB51の協力を得、D3の従業員であるC7と共にフランスのD30 社と接触して、同社のアクセサリー商品の開発に貢献した。このことは、被告人A3が原審公判廷において詳細、かつ、具体的に供述しているところであり、当審証 人B51ことB51の供述は、これを裏付けるに十分であって、被告人A3の右貢献を否定し、D30社の商品はB8、B35らが開発した旨認定【一二九以下】し た原判決は誤りである。更に、「3」原判決は、被告人A3やD3がフランス、タリア、ギリシャ、スペイン等における商品開発に貢献・寄与した事実を無視し これらのヨーロッパ商品を発見したのがD1のバイヤーであったとして も、その後の交渉によってD1が当該商品を継続的に仕入・販売できるようにした 者が被告人A3やD3と認められる以上、同被告人らの有用性が肯定されるべきである。)、原審弁護人の具体的な指摘にもかかわらず、これらのヨーロッパ商品の 開発形態や開発主体について、ほとんど触れていないが、甚だ不公正であり、理由 不備の違法を犯すものである。
- 4 被告人A3は、昭和四六年一一月以降約二年の間に六回も香港やマカオに出掛けて、商品開発に努め、香港の知人C8の協力を得て、ビーズバッグ、キャにアバッグ等の婦人用バッグ類、C9の中国風ドレスを開発したのを始めとして宝石、D34の毛皮等を開発し、知人のC10を介して香港のセーターその他の衣料品のまた。またので知り合ったタイのC11らの協力によりタイ・ジュリーといる。またの表別の表別で知り合ったタイのC11らの協力によりタイ・ジュリーといる。またの表別によるものであり、このことは原審の検察官も敢えて争わないた。またのようである。原判決は、被告人A3が開発しD1がD3をインポーターとして輸入したビーズバッグ類の売行きが甚だ悪く、大量な在庫が生じ、大幅な値引きを余

儀なくされた点だけを強調しているが【一〇五以下】、右在庫に関する原審証人B 8ら01関係者の供述は極めて誇張されたものでそのままには措信できない上、右 ビーズバッグ類の売行きは、当初非常に良好だったのであって、その後に在庫が増 えたのは、他社が追随して類似のバッグ類を大量に仕入れたことやC12らD1の 担当者が過剰な買付を行ったことに起因するものであるから、右の大量在庫をもっ て被告人A3の商品開発における有用性を否定するのは誤りである。また、C9の ドレスは、D1の担当者がそれなりの見識と判断に基づき相当の期待を抱いて売り出した商品であって、仮に売行きが悪かったとしても、これを被告人A3のみの責任にするのは不当である。更に、原判決が、D31は、すでに昭和四九年夏ころに D8のB14支配人が開発した商品であって、被告人A3は、右B14の依頼でこれをD9D1に取り次いだに過ぎない旨判示するが【一一八】、到底措信すること のできない原審証人B14らの関係供述を信用した結果事実を誤認したものであ る。 三

原判示各犯行期間中における被告人A3らの活動

1 被告人A3は、ヨーロッパにおいて、D1のバイヤーに同行し、商品の選品・買付について助言したり、外国のメーカーやデザイナーを表敬訪問したりしたほか、日本において、来日した外国のメーカーらの接待に努めるなどして、海外商 品の開発・選品・買付やメーカーらとの取引の円滑化のために多彩な活動をした。 原判決は、海外商品の開発・選品・買付はすべてD1のバイヤーと海外基地社員の 協力によって行われたものであり、それで十分であって、被告人A3らの関与が必要であったとは認められない旨判示し【一七〇】、同被告人らの活動の有用性を全面的に否定しているが、事実を誤認したものである。この点に関し原判決は、商品開発や買付同行の場面における被告人A3らの有用性を否定する理由の一つとして、D1のバイヤーが「担当商品分野において一〇年以上の経験を有するその筋の専門家」であることを指摘し、このようなバイヤーの商品開発や買付に際し、被告人A3らが適切なアドバイスを与えることは不可能というほかないと判している。 人A3らが適切なアドバイスを与えることは不可能というほかない旨判示している 【一七一】しかし、返品のきく安易な殿様商法の下で成長してきたD1のバイヤーの能力と独立したデザイナーとして活動してきた被告人A3の能力を比較すれば、 ほとんど取り扱った前例がなく、しかも、トータルなファッションセンスが要求される海外のアクセサリーや衣料品などの開発・選品等の場面において、D1のバイヤーの方が劣っていたことは、多言を要しないところであって、形式的な経験のみ を重視する原判決の右説示は、明らかに誤りである。

被告人A3は、香港や東南アジアにおいても、D1のバイヤーに同行して商 品の選品・買付につき助言するなどして、バイヤーらに積極的に協力し、D1の商 品開発・選品・買付に貢献した。これに対し原判決は、香港や東南アジアの商品に ついて、「1」被告人A3による開発・買付・同行等の事実自体を否定し、あるいは、右事実を認めた上、「2」D1にとって必要のない買付であったとか、「3」同被告人の関与がなくとも買付が可能であったなどと判示して【一八一以下】、同 被告人の有用性を否定するが、信用性に欠ける原審証人B14らD1関係者の供述 に基づくもので、事実を誤認したものである上、現実に被告人A3の関与の下に商 品の買付がなされ、当該商品が国内で販売されたという事実が認められる以上、 「2」や「3」のような理由をもって被告人A3の有用性を全面的に否定すること はできない筈である。また、被告人A3がD1のバイヤーとの同行買付の際などに トータルファッションの観点からいろいろと意見を述べた事実は、原判決も否定し 得ないところであるが【一八三以下】(なお、ヨーロッパ商品につき【一七〇】)、かかる発言だけでも、バイヤーにとって無益・無意味とは到底いえない筈 であるから、このような貢献までも否定しようとする原判決の判断が誤りであるこ とは、明らかである。

3 被告人A3は、D1のプライベートブランド商品である「D22」という名の婦人服の製造・販売に関与し、素材の買付、デザインの企画・指導等、極めて精力的に働き、古いD1の体質にはなかった新しい考え方をD1にもたらして、この点でもD1に貢献した。原判決は、「D22」のデザイン企画を支えてきたのは、D1の社員であり、これに対する被告人A3の実績として評価すべきものはなく、 しかも、「D22」の在庫が累積したのは、生地の買付に際してD3がコミッショ ンを取得し、生産段階で被告人A3らがデザインフィーを取得したことが一因であ って、同被告人の「D22」への関与は、D1にとってむしろマイナスであった旨 判示しているが【一八八以下】、信用できない原審証人B20らの供述に基づく誤 った判断である。

第三項 D65の活動の有用性について (事実誤認の主張、A1二・二七など)

第二款 当裁判所の判断 第一項 総説

しかしながら、被告人A3らの活動について若干の有用性が肯定されるとしても、直ちに同被告人らに対する支出のすべてがその活動の対価として正当なものといえるか否かは別論であって、関係証拠によれば、D65が準直方式の取引によっ

て取得した売買差益は、被告人A3らの活動の有用性の対価として許容し得る限度を明らかに超えた違法なものと認められるから、被告人A1らがD65に売買差益を取得させたことは、やはり、D1にとって「無用の支出」といわざるを得ず(れ故、準直方式取引にかかる特別背任事件において、被告人A3らの活動の有用性の対価として許容し得る限度内のものとみる余地があるいら、他方、人A1らの被告人A3に対する香港コミッションの支払をもって「無用の支出」との活動の有用性の対価として許容し得る限度内のものとみる余地がある、、との活動の有用性の対価として許容し得る限度内のものとみる余地がある、以下、日本のというである。以下、その理由を説明する。

第二項 被告人A3らの活動の有用性に関する主張について

原判決が刑訴法三三五条一項所定の有罪判決の理由をすべて具備していることは明らかであり、その理由不備をいう所論(前款第二項二の3の「1」及び「3」参照)は、単に原判決の証拠説明の不足を非難するに過ぎないから、同法三七八条四号にいう理由不備の主張には当たらない。そもそも、公訴事実として明示された訴因が一定の期間内における被告人両名の犯行に限定されている以上、右期間外における事情の如きは、当該期間内における犯罪の成否を判断するに必要不可欠な限度において判断すれば足り、また、その判断内容を証拠説明中に説示すると否とは原審裁判所の裁量に属するものというべきである。所論は、原判決の証拠説明の説示を攻撃しつつ、結局その判断の誤り、すなわち事実誤認を主張するに帰する。

もっとも、原審において、検察官は、D1の海外商品の取入に関し、準直方式及 び香港コミッション方式のみならず、ヨーロッパコミッション方式による取引をも含め、すべての時期のすべての商品・すべての取引について、商品情報の提供、商 品の開発、選品、買付、輸入事務の履踐、納品等の場面における被告人A3個人及 びD3、D65の活動の有用性を、全面的に否定し、被告人A3らの活動はD1に とって終始無用・無益ないし有害であった旨主張しているものと解され(但し、 「1」原判示期間内の準直方式取引においてD65が取得した売買差益のうち、 社の従業員らが検品に際して商品に若干の加工を施したり、包装用箱詰め等を行ったと認められる分については、これをD1の損害額から除外しているし(原審記録第一冊一〇六丁参照)、「2」原判示期間内の準直方式取引においてD3が取得しまれる。 た輸入原価の五%のマージンについては、これを不問に付していて、論告では、そ の理由として、敢えてD65の一社の利得に対応するD1の支払分のみを起訴の対 象としたのは、準直方式が、マスコミ攻勢をかわし被告人A3の介入を隠蔽しよう という目的でなされたものであり、そのこと自体に違法性が強く認められること D3からD65への転売といっても伝票上の処理に過ぎず、同社に固有の事務がな かったことなどを勘案して、いわば、内輪の金額としてD65に取得させた分のみに限定したものである旨主張している。原審記録第七冊一六六〇丁以下参照)、原 判決も、その理由中、第四章の冒頭部分【九四以下】において、かかる限定された 公訴提起を前提としながらも、準直方式、香港コミッション方式とヨーロッパコミ ッション方式とは相互に関連する面があり、かつ、準直方式、香港コミッション方式の全体像を把握するためには、その成立過程に遡る必要があることから、関連す る諸事実全般について、弁護人の主張に対する裁判所の判断を示す旨説示した上、 原判示各期間中の被告人A3らの活動について、その有用性を全面的に否定すると ともに、準直方式採用以前の時期におけるヨーロッパや香港での被告人A3らの各 種の活動や原判示期間中の準直方式取引におけるD3の活動等について、必ずしも 明示していないものの、ほぼ全面的に無用・無益という否定的な評価をしているも のと解される。

しかしながら、原審及び当審における関係証拠を検討すると、D3設立後の長期間、多方面に亘る被告人A3、D3、D65の活動のすべてが、D1にとってまったく無用・無益であったとは断定し難く、この点に関する原判決の説明及び判断にはたやすく賛成できない。

例えば、原判決は、第四章の六において、被告人A3やD3の従業員B40らの活動につき、「スペイン関係の商品の開発に関し、B40がD24以上に寄与したとは考えられない」【一六二】とか、「B40の動向調査も、D1にとって無意味ではないとしても、取り立てて評価すべき事柄でもない」【一五九】とか、「私が買付けたアクセサリーについてさえ、D3が買付けたと胸を張って言えるようなものではなく、たとえ私の働き分を評価してもらうにしてもD3がとる五パーセント

のマージンでも充分過ぎる程」である旨のB40の五七・一一・九検面調書〈四 四・七二九八〉を引用しながら、B40が単独でメーカーや展示会場に赴いた見けをしたりした事実もあるが、「それは、専ら昭和五五年ころからであるうえ、回数もそれほど多くなく、……B40の行動に独自の商品開発活動あるいはバイーの商品買付のための事前準備または下調査と評価できるものがない」【一五五0下】旨判示し、また、被告人A3の「メーカーへの表敬訪問や接待は、……D1の立場からすれば、わざわざそのようなことをする必要はなく、また、商品開発につては、付随的、従属的な事柄であって、重視するに足りない」【一七一以下】、各種ブランド商品の販売権はすべてD1の信用力と交渉力で獲得したものであるが、「これに対する被告人A3の貢献は無きに等しい」【一七二】旨判示しているが、被告人A3の活動の有用性を全面的に否定し去る理由としては、暖味な点が残り、必ずしも説得的なものとはいえないのである。

もっとも、この点に関し、原判決は、被告人A3らの活動の有用性について全面的に否定的な判断をしたものではなく、準直方式取引による売買差益、香港コミッション方式取引による裏コミッションのように、継続的な利益の取得を正当化しるような有用性が認められないと判断したものとも解されるのであるが、被告人A3らの活動に何らかの有用性が認められる以上、その対価の支払方法としては、一回限りの報酬として支払う方法や顧問契約を締結して定額のコンサルタント料を支払う方法等だけでなく、取引量に対応して継続的に定率のコミッションやマージンを支払う方法(準直方式における売買差益も実質的にはマージンにほかならない。)もあり得る訳であって、このような継続的な支払が絶対に許されず、明らかに違法であるとは認められないところである。

したがって、被告人A3らの活動に対する有用性の有無・程度は、起訴された期間内における個々の取引ごとに個別的・具体的に検討すべきであるとの見解もあり得ないではないが、長期間に亘る多種・多様な商品取引に関する被告人A3らの関与・貢献の有無・程度につき個別的・具体的に検討することは事実上不可能であって、右のような見解に従うことは現実的でなく、相当とは思われない。そこで、被告人A3らの活動の有用性の有無・程度については、典型的な幾つかの取引を対象として検討し、その開発、選品、買付等の各場面における同被告人らの関与・貢献の有無・程度等を吟味し、これらを総合的・全体的な観点から評価することとする。

このような見地から関係証拠、殊に、押収にかかるB50の業務日誌一冊《六一三》、当審証人B51、同B49、同B52、同B50、同B53の各供述、当審で取り調べた検察事務官作成の平成四年六月八日付捜査報告書、検察官作成の同九日付、同年一〇月二八日付、同年一一月一一日付、同月一八日付の各捜査報告書、C13の博文館当用日記一冊《六四二》等を検討すると、被告人A3が、「1」昭和四八年一月末以降、知人のC14らの協力を得て、イギリスのD29に所属するC5、C6らのデザイナーと接触し、両名の制作するジュエリー類のD1における販売、そのための輸入権限の取得に寄与したこと、「2」同年一月ころ以降、D3のC3、C4らの協力を得て、イギリスのD28社の関係者と接触し、同社の銀製品のD1における販売、そのための輸入権限の取得に寄与したこと、「3」同年九月ころ以降、D3のC7らと共に、B51らの協力を得て、フランス

のD30社のアクセサリー類のD1における販売、そのための輸入権限の取得に寄 与したこと、「4」前記B51や知人のC15あるいはC8らの協力を得て、D3 8、D39などのヨーロッパのアクセサリーないしファッション関係商品あるいは 香港の宝石、毛皮、衣料品等をD1が輸入することについて、寄与、貢献したこと などの事実関係を窺うことができるのであって、これらの商品の開発について、被 告人 A 3 らが D 1 の担当者と連絡を取り、共同で交渉に当たったと見られる点や輸 入権限取得の決め手となったのはD1の信用力であったとみられることなどの諸点をもって、原判決のように、被告人A3らの寄与・貢献を全面的に否定することは相当でなく、その他、被告人A3らのヨーロッパや香港における商品情報の提供、 買付同行の場面における関与等についても、そのすべてを専ら自己らの利益追求の ための行動と決めつけ、D1にとって無用・有害として排斥することはできないと ころである。

もっとも、右にみたように、被告人A3らの商品開発・買付等における寄与・貢 献、すなわち、同被告人らの活動の有用性は、時期的にみれば、本件公訴事実の対 象期間外である昭和四八年から同五〇年ころ、対象としてみれば、ヨーロッパのアクセサリーないしファッション関係商品の開発において、最も著しく、その後のヨ ーロッパ商品や香港商品の開発や買付等については、比較的小さいものと認めら れ、中には有用性がまったく認められないばかりか、迷惑ないし有害といえるもの さえあったことが窺われる (これらの点に関する D 1 関係者の原審証言の中には、 極めて具体的で迫真性に富むものが少なくなく、所論のように、D1関係者の供述であるとの一事をもって、その信用性を排斥することはできない。)。しかし、初 期開発のヨーロッパ商品の中にも、D30やD39などのように公訴事実の対象期間内における準直方式の取引が継続していた商品が存在するのである(それ故、検 察官が当審弁論において主張するように、商品の開発時期が公訴事実の対象期間前であることを理由に、これを単なる背景事情とみるのは相当でない。)。

以上を要するに、長期的、かつ、多岐に亘る被告人A3らの活動を総合的・全体 的な観点から判断すれば、さまざまな消極的評価はある程度免れないにせよ、なお

的な観点から刊劇りれば、とまでもな月間の計画はある程度元れないにころ、ないこれを超えて、若干の有用性を肯認せざるを得ないのであって、これを全面的に否定した原判決は、事実の評価を誤り、事実を誤認したものというべきである。 第三項 有用性の程度、対価の相当性についての検討 被告人A3らの活動について有用性が肯定されるとしても、問題は、その有用性の程度如何、換言すれば、その有用性に対する対価としてどの程度の支出が正当なる。 ものとして許容されるかという点にある。そこで、進んで準直方式取引によってD 65に取得させたD3からの仕入価格の約一五%という売買差益及び香港コミッシ ョン方式によって被告人A3に取得させた仕入価格の概ね二ないし五%という裏コミッションをもって、D1にとって「無用な支出」と断定した原判決の当否について、以下に検討することとする。

— D65に取得させた売買差益

前示のとおり、被告人A3らの活動の有用性については、同被告人個人とD3 D65の三者を一体として全体的に評価すべきものと考えられるところ、関係証拠 を総合して検討すれば、準直方式の取引における被告人A3らの活動の有用性の対 価として、D1からの支出が正当・適正あるいは違法性を否定されると認められる のは、最も被告人A3らに利益に考慮してみても、原判示期間中においてD3が取得していた同社のマージン分(輸入原価の約五%。もっとも、輸入諸掛の過大計上や経費の架空計上等によって、実際には、輸入原価の約五%よりもかなり多かったことは、原判示【一九二】のとおりである。)を超えるものではないと認められ る。すなわち、関係証拠によれば、「1」D1における「準直方式」は、被告人A 3らに対するマスコミやD1内外の攻勢を避けるという意図の下、まったく必要が ないのに、海外からの商品の仕入に際し、D3からD1へというルートの中間にD 65を介在させる(その結果、D1への納品に伴う検品、値札付けなどの作業の担 当者がD3からD65に移転した。)というものであるところ、被告人A1は、同A3の口から準直方式による取引がなされていることを知らされた昭和五一年ころの時点において、同被告人に対し「できるだけコミッション方式でやれ」と指示 し、更に同五四年一〇月ころの常務会ではB33らに対しても「A3の口座を通さ ずバックマージンでやれ」と指示していたものであり、被告人A3自身も、準直方式からコミッション方式への切替えをもって当然のこと、少なくとも、やむを得な いことと認識していたこと、「2」被告人A3らの活動の有用性が全体として比較 的高いと見られるのは、原判示期間より前の時期である昭和四八ないし五一年ころ

までの商品取引に関するものであり、この時期において被告人A3らが開発等に関 与したと見られる商品のうち原判示期間中の準直方式取引が継続しているものは、 D30、D39などごく一部に過ぎないこと、「3」商品の開発等について最も被 告人A3らの貢献度が高いと思われる場合であっても、D1と被告人A3らの共同 作業とみるのが相当であり、被告人A3らがD1とまったく無関係に開発等を完成 したものとはいえないところ(このことは所論も概ね認めているところであ る。)、独自に商品を開発するなどし、宣伝費等を負担し、また、返品等のリスクを負って百貨店などの小売業者等に納入している貿易商社等が取得しているコミッ ションは、通常、三ないし七%とも、五ないし一〇%とも言われていること(原審証人B33の供述〔七四・七四七四以下〕及び当審証人B53の供述参照。なお、 D40、D41などの商社に商品開発、アテンド、シッビングなどをやってもらっ た場合の手数料は五%位であった旨の原審証人B38の供述〔八五・九七七五以 下〕、D42の場合、通常のマージンは三ないし五%であり、倉庫で長期に亘り商品を保管してもらうようなケースでは金利及び倉庫料として二ないし三%のマージンを加算していた旨の原審証人B30の供述〔七二・六九一九以下〕、流通業界の 常識として一つの会社を介在させれば五%位の口銭を取られることになる旨の原審証人B7の供述〔五三・二一二一〕等参照。もっとも、原審証人B8、同B36、当審証人B54の各供述等によれば、D43とD44株式会社、D45とD46の ように外国のメーカー、サプライヤーらと国内商社との間に特殊な関係が存在し、 小売業者等の側で当該商社からの仕入を必要不可欠とする事情がある場合などに は、その商社の取得するコミッションの率はもっと高くなっていることが認められるが、本件において、被告人A3らにつき、かかる特殊な関係を考慮する必要があるとは認められない。)、「4」D3の従業員の代表格として、被告人A3に従っ て活動したB40は、検察官に対し、D3とD65の二つの会社は実質的に同一で あるが、自分らが買い付けたアクセサリー類についてさえ、D3が買い付けたと胸 を張って言えるようなものではなく、自分の働きを評価してもらうにしても、D3の取得する五%のマージンでも十分過ぎる程であり、アクセサリー類以外では五% のマージンもおかしい位である旨供述していること (B40の五七・一一・九検面調書〈四四・七二九八以下〉参照。もっとも、B40は、原審公判廷では、これと異なる供述をしているが、そのままには措信できない。)、「5」被告人A1にお いても、検察官に対し、被告人A3の選品のセンス等は評価していたが、これに対 しては契約を結んだ上で五%(但し、調書の末尾で五ないし一〇%と訂正)前後の コンサルタント料ないしコミッションを払えばよい訳であり、特に、D3のほかに D65にもマージンを払うのはまずいと感じた旨供述していること(被告人A1の五七・一一・二二検面調書〈四二・六六二八以下〉参照)、「6」被告人A1は、 田和五三年暮ころ、香港コミッション方式の推進に関し、B7に対して、D1の直輸入が増えることになるが、それでは、これまで商品開発に努力してきた被告人A3が可哀想なので、マージンを乗せてやることにする、五%位なら安いものである旨述べて指示したことが窺われること(原審証人B7の供述〈五四・二一七一以 下〉参照)等の諸点にかんがみると、原判示の期間における準直方式取引に関する 限り、被告人A3らの活動の有用性の対価として、正当と認められ、若しくは、違 法とは断定できないのは、せいぜい、D3が取得していた輸入原価の五%というマ ージン分たけであると認めるのが相当である(ちなみに、D3は、準直方式導入当 初から昭和五三年四月ころまでの間には平均一〇%、それ以前には平均一五%のマージンを取得していたことが窺われるが、いずれも本件公訴事実の対象期間外の事 実であるから、ここでは特にその適否についての判断は示さない。) なお、右「1」のとおり、D65の行った検品・値札付け・派遣店員等は、 直方式」の導入前にはD3か行っていた作業の一部を「準直方式」という形態の取

なお、右「1」のとおり、D65の行った検品・値札付け・派遣店員等は、「準直方式」の導入前にはD3か行っていた作業の一部を「準直方式」という形態の取引を導入した結果としてD65が担当するようになったものに過ぎず、この導入のために被告人A3らの活動に対して支払うべきマージンないしコミッションが新たに増加する合理的な理由はないから、結局、被告人A3らがD3のマージンという形で取得したもののほかにこれと別個にD65が適法に取得できるマージンないしコミッションはなかったものというべきである。D65の検品等の作業に対する対価支払の正当性を否定した原判決を論難する所論(前款第三項参照)は、結論において理由がない。

してみると、原判示時期における準直方式取引において、被告人A1らが被告人A3ら(具体的にはD65)に取得させた約一五%の売買差益は、D1にとって明らかに「無用の支出」であって、違法といわざるを得ず、後記(第三節第二款、第

四節第二款参照)のとおり、被告人A3はもとより被告人A1においても、そのことは十分認識していたものと認められるから、準直方式取引について特別背任の事実を認定した原判決は、正当として是認することができるところであり、被告人A3らの有用性についての評価・判断の誤認は、判決に影響を及ぼすものとはいえない。

被告人A3に取得させた香港コミッション

関係証拠によれば、被告人A3らの活動の有用性を全体的に考察する限り、香港コミッション方式による取引の場合も準直方式による取引の場合と大きな差異は65いものと認められる。すなわち、香港コミッション方式においては、D3の日40らが、輸入・納品の事務を担当・実行しないという点が異なるのは当然として、被として、大A3やD3のB40らが、香港において、香港、東南アジアなどの品の開発や高品情報の収集を行い、D1のバイヤーによるD8での買付を準備してこれに取引し、メーカー側との交渉・選品の際に助言するなどした点で、準直方式においる場合とさしたる違いはなく、これらの商品開発、選品の場がではないの場合とさしたる違いはなく、これらの商品開発、選品のも少なからず存はないの場合とさいに考察する限り、被告人A3らの行動等に若干の有用性を肯定せざるを得ないことは、準直方式取引における場合とほぼ同様である。

この点に関し、原判決は、香港コミッション方式取引についても、被告人A3ら の有用性を否定し、例えば、香港の宝石店D32やD33との取引について、被告 人A3がC8に依頼してD8に紹介したものであるが、被告人A3としては、D1 に紹介して買付が行われることにより自己の利益につながるというただそれだけのことに過ぎない上、D32等の宝石店も、D1としてはC8や被告人A3の関与が なければ買付できない店ではなく、被告人A3に対して、「せいぜい初めの買付に おいてなにがしかの謝礼をすればそれで十分である程度」である【一八二】とか、 D34との毛皮の取引について、被告人A3からの働きかけがあったために取引が 開始され、同被告人にデザインやサンプルに関する意見を聞いたこともあったが、 D8において、すでに調査、接触済みのメーカーであり、「被告人A3ないしC8 の紹介を特に必要としなかったもの」である【一八五】とか、D47の紳士服やF48の婦人セーターについては、C8の関与が窺われるが、「D1としては、右商 品の買付にC8や被告人A3の尽力を必要としたわけではなく、売込に来たのを受 けて買付けたに過ぎない」などと判示【一八八】しているが、被告人A3らの活動の有用性を全面的に否定し去る理由としては、必ずしも説得的とは認められない。 確かに、被告人A3らの活動の中には、その実態に照らし、せいぜい初めの買付に おいて謝礼をすればそれで十分、と評価されるものも散見され、原判決はかかる観点から、コミッションという継続的かつ定率的な金員の支払を違法としたものとも 解されるのであるが、被告人A3らの活動の有用性が全体として否定できない以 上、その対価の支払方法として、一回限りの謝礼方式によるか、小額とはいえ定期 的な報酬方式によるか、定率的なコミッション方式によるかは、原則として企業で あるD1と業者である被告人A3の間で自由に決し得る事柄であると考えられ、コ ミッション方式によることが、その率の如何を問わず、まったく許されないものと は認められない。

そして、被告人A3らの有用性の対価については、準直方式取引の場合と異なり、同被告人らが輸入・納品の業務を担当・実行している。 対象となったものがヨーロッパのブランド商品と異ないの場合にないことを出ている場面がおり、単価が安かにといるのがまたと、多量販売と低価格仕入を必要であったこと等にからがみを活入の供述〔五四・二一六九以下〕参照にはから、を当れるとは、下であったのであった。本件において被告人A3が取得であるとはあいる。とおり、概ねというであったのとおり、を全体というであったのであった。とおり、であり、であって連と思いる。とは断定である。とは断定である。とは断定である。に裏コミッションは、香港のとは断定である。に裏コミッションは、香港のとは断定である。にまたることになる。に裏コミッとを取得を容がいるものを表して被告してみては、一番があるであり、関係に対しているであり、関係に対しているであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対してみても、右判断をであり、関係に対している。

してみると、被告人両名に対する昭和五七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実

の第二については結局犯罪の証明がないことに帰し、無罪を言い渡すべきものであ って、これにつき有罪の認定をした原判決は事実を誤認したものであり、右誤認が 判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、この点において破棄を免れない。

各論旨は右の限度において理由がある(したがって、次節以下においては、右公 訴事実の第二、すなわち香港コミッション方式による手数料支払に関する控訴趣意 についての判断を省略する。)

共謀及び実行行為に関する控訴趣意について

第一款第一項 所論の要旨

総説

被告人両名は、原判示特別背任の犯行を共謀したこともこれを実行したこともな、被告人両名が共謀の上で右犯行に及んだ旨認定して、共同正犯の成立を認め、 これを包括一罪として処断した原判決には、理由不備、審理不尽、訴訟手続の法令 違反、事実誤認、法令の解釈・適用の誤りなどがあり、到底破棄を免れない。以下 詳説する。 第二項

訴因の特定について

(訴訟手続の法令違反等の主張、A1五・三以下)

本件公訴事実として記載された被告人両名の「共謀」及び「実行行為」の内容は 極めて曖昧であり、訴因としての特定を欠き違法なものであったのに、原審は、釈 明その他の措置をとることなく、訴因不特定のまま漫然と審理を開始して有罪の実 体判決を言い渡したものであって、審理不尽又は訴訟手続の法令違反を犯すもので ある。

判示方法の不備等について

(理由不備、審理不尽、法令の解釈・適用の誤り等の主張、A1三・七以下、A 1五・一以下、A 1七・一以下など)

原判決は、被告人両名の共謀による特別背任の事実を認定判示しているが【五-ないし五三】、その補足説明部分を加えて原判決を子細に検討しても、「1」被告 人両名による特別背任共謀の日時・場所・方法等は、すべて極めて曖昧で不特定と いうほかない。この点につき、原判決は、「被告人A1は、昭和四八年末ころから 同四九年春ころにかけ、被告人A3の要請を受けて準直方式及び香港コミッション 方式による商品取入を部下に指示し、右各方式を実行に移したものであって、この 段階において、被告人両名に右方式によることについての共謀があったことは明ら かである」旨説示【二五五】するが、依然明確性を欠くばかりでなく、仮に、右時 点において準直方式取引についての共謀が成立したというのであれば、そのような 共謀が四年以上の潜伏期間を経て原判示犯行に至ったというのは余りに不自然であ る。「2」共謀に基づく実行行為及び実行行為者が判然とせず、例えば、被告人らは実行行為者なのか、それは被告人両名なのか一方だけか、ほかにも実行行為者が いるのか、いるとすればそれは誰か、また、何が実行行為か、例えば、被告人A1のD1担当者に対するA3絡み商品の輸入推進・拡大等の指示行為か、同被告人の 指示に従ってなされたD1担当者の個々の輸入行為か等々について、すべて不明で あるから原判決には理由不備の違法があるというほかない。そして、「3」仮に、 原判決が、被告人A1のD1担当者に対する指示行為をもって実行行為としたので あれば、その内容如何によっては公訴時効の問題が生ずるが、他方、個々の輸入行 為をもって実行行為としたのであれば、輸入行為をみずから実行していない被告人 A1は、いわゆる「共謀共同正犯」における共謀者と解さざるを得ないところ、本 件において、被告人A1と被告人A3との間には、共謀共同正犯の成立要件とされ ている「当該実行行為に対する具体的で明確な謀議」は存在せず、また、被告人A 1には「準間接正犯的実行行為やその意思」も「正犯意思」も認められないのであ るから、いずれにせよ被告人A1に共謀による共同正犯の刑責を負わせることはで きない筈であって、原判決は刑法六〇条の解釈・適用を誤ったものである。 更に、仮に、原判決が、個々の輸入行為をもって実行行為としたのであれば らの輸入行為は、商法上の諸法令やD1の内部の諸規程に従い、年間総合計画やそ の一環としての輸入計画の策定、海外出張議案書や買付報告書の決裁、監査等々 それぞれの段階において被告人 A 1 以外の多数の役職員の組織的な関与の下に実行 されたものであって、原判決が、これらの輸入行為を敢えて違法とし特別背任に当 たるとしながら(これが事実を誤認したものであることは、次項に述べるとおりで ある。)、共同正犯者を被告人両名に限定し、何ら説明することなく他の役職員ら を除外したのは、理由不備といわざるを得ず、また、被告人A1以外の役職員らを 共同正犯者から除外するためには、当該役職員らを証人として取り調べるだけでは

なく、商品輸入過程に関するD1内部の諸規程、海外商品買付の計画・決算・報告等に関する書類を始めとする物的な証拠を職権によってでも取り調べて、各役職員の任務や関与の程度、範囲等を明らかにする必要があったにもかかわらず、このような証拠調べを尽くさないまま漫然役職員らを共同正犯者から除外した原判決は、審理不尽の違法を犯すものである。

第四項 基本的な共謀の成立及びその内容について

(事実誤認等の主張、A 1三・三七以下、A 2一以下、B 1 八九以下、一三五以下、六二〇以下、B 2 二四以下など) 前項で指摘したとおり、共謀及び実行行為に関する原判決の判示は極めて不明確

前項で指摘したとおり、共謀及び実行行為に関する原判決の判示は極めて不明確で判然としないが、原判決は、準直方式などのA3絡み取引の採用自体をもって特別背任の基本的な共謀の成立としているようにも解される【二五五以下参照】。しかし、仮に、そうであるとすれば、原判決は基本的な共謀の成立について事実を誤認したものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。すなわち、

記したものであり、これが利人に影音を放はすることは明らかではいる。すなわらい。 1 そもそも、準直方式などの取引形態は、D1内部の事務組織規程に基づき被告人A1も参加した取締役会において正式に決定されたものであるから、仮に、、仮告人が右方式による取引に何らかの形で関与したものと認められるとしても、そのことをもって違法不当視することはできないところである。殊に「準直五一年の第三六一回定時取締役会において「職制及び職務章程の改正の件」の決議により正式に決定されたD1の取引形態の一つであって、原判決が認定・判示するよりに【二五以下、特に二九、三一】、D3という特定の企業の輸入商品にかかるように【二五以下、特に二九、三一】、D3という特定の企業の輸入商品にからない。 1 呼称」でも同社やD65に不法な利益をもたらすための「仕組み」でもない、もとより、被告人両名の愛人関係と結びついて特別に採用されたものでもない、もとより、被告人両名の愛人関係と結びついて特別に採用されたものでもないのである。原判決は、D1における「準直方式」の意味や位置づけについて、職制である。

2 そして、原判決は、被告人両名による特別背任の基本的な共謀の成立に関し、被告人A1が準直方式による商品取入をD1の役員らに指示した旨認定してるが、関係証拠を検討してみても、同被告人A1の役員らに指示をしたするに対するが、関係証拠を検討してみても、同被告人A1の社長室長B7に対するの記定の根拠は、被告人A1の社長室内に対するでは、D65を通せば同じなんだ」という発言の事実は存しない上、仮に、右発言のするが【一〇七以下参照】、かかる発言の事実は存しない上、仮に、右発言のするが、のことは、到底の事実は存しないとのであることは、到底であるといういわゆる「準直方式」採用の指示と認めることは、到底であるのに過ぎず、被告人A1はまったく関知していなかったのである(このも同を形式の供述〈四二・六六二三以下〉に照らしても、明らかである。)。原判決下準直方式」の採用という最も重要な点について事実を誤認したものである。

「学直方式」の保用という取も重要な点について事実を誤認したものである。 更に、原判決は、A3絡みの取引ないし準直方式取引の成立に至る経緯として、「1」被告人A1が、昭和四七年二月ころ当時の取締役D10次長のB17に対し、D3の取引口座開設の依頼をしたこと【二二、九九】、「2」被告人A3が、昭和四七年二月ないし三月ころD1の販売促進会議の終了間際に入室して被告して対して新しく始める事業への協力を依頼する趣旨の挨拶をし、これに続いて被告人A1が、同A3の右新事業への援助を要請したこと【二三、九七】、「3」被告人A1が、B17に対し、D3とD11銀行との外国為替取引契約に関するD1の役員を扱いである。これらの事実はいずれも存在しない。原判決は、任意性及び信用性を欠くことの明らかなの事実はいずれも存在しない。原判決は、任意性及び信用性を欠くことの明らかなの事実はいずれも存在しない。原判決は、任意性及び信用性を欠くことの明らの関係供述を採用して措信した結果、事実を誤認したものである。第五項 共謀の継続、発展に関する間接事実について

(事実誤認、法令の解釈・適用の誤り等の主張、A2七以下、B1一二九以下、

一五四以下、六四五以下、B2三七以下、七二以下、一八三以下など) 前項のとおり、被告人両名の間に基本的な「共謀」の成立が認められない以上、 その継続や拡大はあり得ないところであるが、この点は別としても、被告人A1 は、原判決が、「A3絡み輸入方式の内容に関する被告人A1の認識(共謀の間接 事実)」として認定判示【二〇七以下】するように、準直方式等を継続・拡大させ る一般的及び個別的な指示・発言をしたことはないのであるから、原判決は、この 点においても事実を誤認し、刑法六〇条、改正前の商法四八六条一項等の解釈・適 用をも誤ったものである。すなわち、

3 原判決は、被告人両名の共謀によるA3絡み輸入方式の推進・拡大を支えた間接事実として、D1社内における「A3人事」の存在を強調し、その具体例を示しているが【四〇以下、二六二下参照】、そもそも、企業の人事は、経営者多の判断に馴染まないところである。のみならず、原判決が「A3人事」の具体例として指摘しているC16、C17、B27、C18、B28、B26、B16、B18、B36、C19らの人事異動について、被告人A1の指示・発言と当る人の因果関係、当該人事の内容(原判示のように「遠ざける人事」「引き立てるとの因果関係、当該人事の内容(原判示のように「遠ざける人事」「引き立てるたるのとようか)を検討してみると、これらの人事が対象となったるのA3絡みの取引に対する態度や被告人A3らとの個人的な関係等に基づいてなるない。

第六項 非身分者である被告人A3の共同正犯性について

(理由不備・法令の解釈・適用の誤りの主張、B1五七二以下)

被告人A3は、D1との関係において、改正前の商法四八六条一項所定の身分は もとより刑法二四七条所定の身分もないものであるから、同被告人につき特別背任 罪の共同正犯が成立する余地はなく、これを認めた原判決は、改正前の商法四八六 条一項、刑法二四七条、六五条一項、二項の解釈・適用を誤ったものである。 罪数について

(法令の解釈・適用の誤りの主張、A1三・四三以下、B1九〇以下) 第三項で指摘したとおり、原判決の共謀及び実行行為に関する判示は、極めて不 明確で判然としないが、昭和四八年一二月ころの準直方式の成立をもって特別背任 の基本的共謀の成立と認め、同五三年八月ころから同五七年七月ころまでの間にお ける準直方式による多数回の取引等が、すべて右の共謀に基づく実行行為である旨認定判示しているようにも解される。仮に、そうであれば、被告人両名による特別背任の実行行為は、数年間に亘る多くの国からの多種多様かつ大量な商品の輸入と いう極めて多数回の行為であり、個々の行為ごとに共犯者の範囲も異なることにな これを準直方式という取引形態につき全部まとめて包括一罪として処断し

た原判決は、罪数について刑法四五条等の解釈・適用を誤ったものである。 第二款 当裁判所の判断

総説 第一項

そこで、原審の記録及び証拠物に当審における事実取調べの結果を加えて検討す るに、海外からの商品の輸入・仕入に関し、被告人両名が共謀の上で特別背任の犯 行に及んだ旨認定して共同正犯の成立を認め、これを包括一罪として処断した原判 決は、正当として是認することができ、所論のような違法や誤りは認められない。 第二項 訴因の特定に関する主張について

被告人両名に対する昭和五七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実を検討すれ ば、被告人両名の「共謀」及び「実行行為」について、訴因不特定の違法かあるとは認められない。すなわち、右起訴状には、公訴事実として「被告人両名は、共謀の上、被告人A1が右任務に背き、第一D65の利益を図る目的をもって、……、 D1が海外で買い付け、D3を介して輸入した商品につき、これをことさらにD3 からD65に転売させることとした上、同会社からD1が仕入れ、これによるD6 5の差益金額合計……を含む仕入代金合計……をD1の当座預金口座から……D6 5の当座預金口座に振込入金し、もってD1に対し……相当の損害を加え」た旨が記載されているのであって、刑訴法二五六条三項にいう訴因の明示に欠けるところ があるとはいえない。

なるほど、右公訴事実には、「共謀」についての具体的な日時・場所・内容等が明示されていないのであるが、原審における検察官の冒頭C8述の内容(冒頭C8 述書第二部の第二、第三の一及び七、原審記録第一冊七一丁以下、七六丁以下、八 六丁以下など参照)を併せてみれば、検察官は、被告人A1及び被告人A3が、昭 和四八年一二月下旬ころ、被告人A3及びD3、D65の利益を図る意図の下に. D1社長室長B7、常務取締役B17らに指示するなどして、D1の海外商品取引に「準直方式」を採用させたことをもって本件の「共謀」としていることが認められるから、審判の対象及び防御の範囲は明らかであって、「共謀」の内容が不特定 であるとはいえないところである(ちなみに、原審第一回公判期日においては、弁 護人らから本件公訴事実に関し「共謀」の態様、日時、場所、内容についての釈明 要求があったものの、「必要な限度において冒頭C8述で明らかにする」旨の検察官の意見を前提として、直ちに被告人両名及び弁護人らから被告事件に対する意見のC8述がなされ、「共謀」の事実は一切否定する旨C8述されているのであっ て、「共謀」の具体的な日時・場所・内容等が明示されていなかったことが被告人 らの防禦に実質的な不利益を及ぼしたものとは認められない。原審記録第一冊二 丁以下参照)

また、特別背任の「実行行為」が、D1が海外で買い付け、D3を介して輸入し た個々の商品について、これを「ことさらにD3からD65に転売させることとした上、同会社からD1が仕入れて、これによるD65の差益金額を含む仕入代金を D65に支払ったこと」にあることは、前記公訴事実の記載自体から明らかであって、その内容が不特定といえないことはいうまでもない。 したがって、「共謀」及び「実行行為」についての訴因が不特定であることを前

提とする審理不尽、訴訟手続の法令違反等の主張は採用の限りでない。

第三項 判示方法に関する主張について

原判決の理由中、第一章第二節(罪となるべき事実等)の一【五〇】のほか、第 -章第一節(経歴及び本件(主として直輸入商品関係特別背任事件)の前提ないし 背景を構成する事実)の二の(四)【二五以下】、第四章(直輸入商品関係特別背任事件にかかる事実認定の理由)第一節ないし第三節【九五ないし二八五】によれ ば、原判決は、「1」被告人両名が、昭和四八年一二月下旬ころ、D3の取引口座

の廃止を余儀なくされる状況に直面した際、被告人A3らの利益を確保する意図の下に、被告人A1において社長室長B7、常務取締役B17らに指示するなどして「準直方式」を成立させたことをもって特別背任の基本的「共謀」とし、「2」右の基本的「共謀」に基づき被告人A1から「準直方式」による取引を指示されたD1の仕入担当職員らが、海外で買い付け、D3を介して輸入した商品について、ことさらにD3からD65に転売させ、同社からD1が仕入れて、これによるD65の差益金額を含む仕入代金をD65に支払ったことをもって、特別背任の「実行行為」としていることが明らかであるから、原判決の特別背任の共謀及び実行行為に関する認定・判示が所論のように明確性を欠くものとはいえず、原判決に理由不備等の違法は認められない。

これに対し、所論は、原判決の共謀及び実行行為に関する認定・判示について縷々論難する。

- 1 なるほど、昭和四八年一二月下旬ころの段階で特別背任の基本的な「共謀」が成立したものとすれば(この点に誤認があることは、後記第四項のとおりである。)、本件公訴事実及び原判示の背任行為は同五三年八月ころ以降の取引にかかるものであるから、この間に四年以上が経過したことになるが、原判決は、この四年以上の期間中も準直方式による違法・不当な取引が継続・拡大されていた旨判示しているのであって、この期間を所論のように潜伏期間としている訳ではない。「共謀」と「実行行為」とが時間的に離れ過ぎていて不自然である旨の所論は、採ることを得ない。
- 2 原判決は、被告人A 1が、準直方式による個々の商品取引を直接実行したものではなく、部下であるD 1の仕入担当者らに対し、準直方式による取引を一般的、個別的に指示し、これを実行させた旨認定・判示しているのであり(後記第四項のとおり、右の認定・判示は概ね是認できるところである。)、被告人A 1 は、D 1 の他の役員や部下の仕入担当者らを介し、右担当者らをいわば道具として利用して特別背任の犯行を実行したものであるから、所論にいう「準間接正犯的実行行為やその意思」及び「正犯意思」が認められ、「共謀共同正犯者」として共謀による共同正犯の刑責を負うのは当然である。原判決に所論のような刑法六〇条の解釈・適用の誤りは存しない。

第四項 基本的な共謀に関する主張について

ー D1における「準直方式」

原審証人C13 [五〇・一四七二以下]、当審証人B17、同B54及び同B55の各供述、当審で取り調べたD1の職務章程(昭和五一年八月二六日付及び同五七年六月付のもの)等によれば、「1」中国大陸との貿易については、当初D1が友好商社ではなく、信用状を開設することができなかったため、D1の仕入担当者が現地に赴いて直接選品し買付を行っても、その商品の輸入手続は友好商社である株式会社D50に手数料を支払って同社に行わせ、D1は同社を通じ円買いの形式で商品を輸入していたものであり、昭和四八年ころまでにはD1自体が友好商社に

なったものの実績や経験が乏しかったため、相変わらず実績のある右D50を介した輸入が続いていたものであって、「準直輸入」という用語は、元来、このような 友好商社の取り扱う中国貿易にかかる輸入について使用されていたものであるこ 「2」一方、D1においては、仕入担当者が海外で買い付けた商品につき、D 3が輸入しD65を経由してD1に納入するというA3絡み商品に特有の輸入方式 が採用され拡大されるうち、昭和五三年ころから、主として仕入担当者の間で、 のような輸入方式の俗称として「準直輸入」(その略称としての「準直」)なる用語が使用されるようになったこと、「3」昭和五一年八月二六日開催の第三六一回 取締役会において、D1の職制及び職務章程が改正され、仕入本部に新設された輸 入部の担当業務として、「DI1全体の輸出入計画及び輸入品の販売計画の立案、 算の作成」や「直輸入品及び準直輸入品の仕入業務」等が定められたが(当審証人 B52の速記録末尾添付の資料6「株式会社D1第参百六拾壱回定時取締役会議事 録」参照)、右の改正は、「1」のような友好商社(及び当時ヨーロッパなどから の商品輸入について、現地のサプライヤーらとの特殊な関係から対中貿易における 友好商社に類似の立場にあり、D1にとって類似の役割を果たしていたD51株式 会社等)を通じて行われていた輸入方式を確認する趣旨のものであって、わざわざ A 3 絡みの商品の輸入方式を取り上げて、その正式採用を決定したり認知したものではなかったこと、以上「1」ないし「3」の事実が認められる。原判決が「準直方式」について認定・判示するところは、まさしく右「2」の俗称としての「準直 方式」に関するものであると認められ、原判決が、職務章程に明記されていた「準 直輸入」と俗称として使用されていた「準直方式」との関係につき言及することな 恒制人」と俗称として使用されていた「準直方式」との関係につき言及することなく、後者についてのみ認定・判示したことは、必ずしも適切とはいい難いが、右俗称としての「準直方式」に関する限り事実を誤認したものとは認められないから、この点に関する所論は、結局、採用するに由ないところである。なお、所論の中に は、準直方式の採用をもって特別背任の共謀と認定する以上、D1における職務章 程や職制の改正過程に関し証拠を取り調べて検討する必要があり、これを怠った原 権には審理不尽の違法がある旨の主張が存するが、原審においては俗称としての「準直方式」を問題としているに過ぎないのであるから、所論のような証拠調べが更に必要であったとは考えられず(ちなみに、原審においても、D1関係者を証人として取り調べたほか、検察事務官作成の五八・二・二一捜査報告書〈一四・一五九〉、同五七・一〇・一一捜査報告書〈一五・二〇九〉などによって、D1の機構、職制、職務章程の主要改正点などに関する証拠調べがなされている。)、審理 不尽の主張は採用の限りでない。

二 被告人A1の準直方式の採用への関与と共謀の成立

原判決挙示の関係証拠によれば、昭和四八年一二月中旬及び下旬の段階、すなわち、D3に対する便宜及び利益の供与がマスコミを始めとするD1内外からの激しい批判に晒されるなかで、D1の役員若しくは幹部職員であるB17、B7、B52らが、いろいろと対策を講じ、その結果に基づき、D3の取引口座の廃止等を被告人A1に進言・懇願し、あるいは、被告人A3に注意・要望した状況などについては、概ね原判決の認定・判示するとおりであると認められ【一〇八以下参照】、同月下旬ころ被告人A1がB7からD3口座の廃止等に関して三度目の懇願をされた際、「D3なんか通す必要はないんだ。D65を通せば同じなんだ」という趣旨の発言をした事実も否定できないところである。

の発言をした事実も否定できないところである。 しかしながら、被告人A1の右のような発言をもって、直ちに、同被告人が、これまでD3の口座を通してD1が輸入していた商品につき、D3が輸入した上、D65の口座を使用し同社を経由してD1に納入するという「準直方式」の採用を指示したものとは認め難い。すなわち、この点に関する被告人両名の捜査段階における供述は次のとおりである。

まず、被告人A1は、検察官に対し、「1」昭和四八年一二月下旬ころにB7から進言された内容は、問題とされているD3を切り、D65を残して、D65にB7の仕事をさせること、すなわち、D3に代わってD65が貿易業務を行うことであると理解したので、これに賛成したものであり、その結果、D65が定款を変え、同社の名前で貿易業務を行ってD1に輸入商品を卸売りしているものと思っていた、「2」ところが、その後も、まだD3がD1と取引をしているという暴露にいた、「2」ところが、その後も、まだD3がD1と取引をしているという暴露に思い、被告人A3がtの家に移っているようだったので、不思議に思い、被告人A3がtの家に移っているようだったので、不思議に思い、被告人A3がtoの家に移っているのか、と尋れたので、あると日3とD65の二社がD1からマージンを取っていることを知ったが、自分

かどうかは不明であるが、自分の方から被告人A1に話をしたことはなかった、「3」昭和五一年か五二年で自分がuの家に移って間もないころ、被告人A1から、どうやっているんだ、と尋ねられたので、B7と相談してD3で輸入しD65を通してD1に納めている旨話したところ、なるべく目立たないようにしろよ、できるだけコミッションで仕事をするようにしろ、と言われたが、すぐにやめろとは言われなかったのでこれまでのやり方をそのまま続けた旨供述しているのである(五七・一〇・三一検面調書〈四二・六七六〇以下〉参照)。

してみると、原判決は、「準直方式」の採用の経緯、ひいては、被告人両名の特別背任の基本的な共謀の時期、態様等について事実を誤認したものといわざるをいいが、被告人両名の前記各検面調書にも現れているように、被告人A1の口から、すでに昭和五一年か五二年ころの時点において、被告人A3の口から、すでに昭和、本の事実を明確に認識したものであり、それにもかかわらず、これを取り止めるよのの措置を取ることなく、同被告人に対し、なるべくコミッションで仕事を以いてもの措置を取ることなけで、これまでの「準直方式」を追認したものとにあるなどと言っただけで、これまでの「準直方式」を追認したものと記められるのによるのに連直方式」による取引の継続を是認したものと認められるのに表現のであると特別背任の共謀を遂げたものというべきであって、原判決の右の誤ると特別に及ぼすことが明らかなものとはいえず、被告人A1が昭和五三年八月を始期とする原判示「準直方式」の取引に関して刑責を負うべきことは当然である。

三 A3絡み輸入方式の成立、拡大の経緯

原判決挙示の関係各証拠を総合すれば、原判決が、その理由中、第一章第一節の (四)及び第四章第一節において、いわゆるA3絡み輸入方式の成立過程等とし て、「1」被告人A1は、昭和四七年二月ころ当時の取締役D10次長のB17に対し、D3の取引口座開設を依頼したこと【二二、九九】、「2」被告人A3が、 昭和四七年二月ないし三月ころD1の販売促進に関する会議の終了間際に入室して 新しく始める事業への協力を依頼する趣旨の挨拶をし、被告人A1が同A3の右新 事業への援助を要請したこと【二三、九七】、「3」被告人A1が、B17に対し、D3とD11銀行との外国為替取引契約の保証を指示したこと【二四、一〇 二】などの事実を認定・判示したことは、正当であって、所論にかんがみ原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて検討しても、原判決のこれらの認定に誤認があるとは認められない。

所論は、これらの事実に関する原審証人B17、同B8、同B36、同B7らの 各供述の任意性及び信用性を争い(A1三・四五以下、B1三二以下)、その理由 として、(a)右B17らのD1関係者は、原審証言当時、いずれもD1又はその 関連会社に役員や従業員として勤務していたものであって、D1の意向に反した供 述をなし難い状況に置かれていたこと、(b) D1関係者の証言の際には予め同社 の法務担当者を中心とする打合せがなされていた上、法廷には右法務担当者が傍聴 席にいて証言を監視するなどしていたこと、(c)証拠物として取り調べられたB 56著「解任—D1顧問弁護士の証言」—冊《二五七》に記載されているように、 本件は、反A1派のB56弁護士らが中心となって一〇年がかりで計画された謀略 に端を発するものであることなどを指摘する。なるほど、B17らが、原審証言当時D1又はその関連会社の役員等として勤務していた者であることは、所論指摘(a)のとおりであり、(b)のような状況も窺われない訳ではないから、B17らD1関係者の供述内容の信用性については、特に慎重な吟味、判断が必要と考え られるが(所論指摘のような事情があるからといって、原審証人B17らの公判廷 における供述につき、その任意性に疑いがあるといえないことはもとよりであっ て、原判決に訴訟手続の法令違反は認められない。)、D 1 関係者であるとの一事 によって一律かつ全面的にこれらの者の供述の信用性を否定すべきものではなく、 各供述内容につき個別的具体的に信用性を検討すれば足りるものと認められるところ、原審証人B17らの関係供述中、前記「1」や「3」に関する部分については、その内容に特に不自然、不合理な点はなく(そもそも、「1」の口座開設や 「3」の銀行取引契約の保証の如きは、D1の代表取締役である被告人A1からの 依頼や指示がまったく存在しないのに、B17らにおいて、独断専行する筈がな く、その必要もない事柄である。)、その余の関係証拠と比照しても重要な部分にくいちがいなどは見当たらないから、原審証人B17らの関係供述に信用性を認めて「1」及び「3」の事実を認定した原判決に誤りはない。また、「2」の事実に ついては、販売促進に関する会議というD1社内の公的な場で、被告人A3が挨拶 し被告人A1が口添えするような発言をするという極めて特異な事柄であり、しか も、原判示のように【九七以下】、D1の関係者がほぼ一致して供述しているとこ ろであって、D1関係者のこれらの供述が被告人両名を陥れるべく相談の上で事実 を捏造したものとは到底考えられず、「2」の事実を認定した原判決に誤りはな

その他、A3絡み輸入方式の成立及び拡大の経緯等に関して原判決の事実認定等 を争う緩々の所論にかんがみ、関係証拠を再検討しても、原判決には判決に影響を 及ぼすような事実の誤認等を発見することはできず、所論は採ることを得ない。 第五項、共謀の継統、発展に関する主張について

被告人A1の直輸入推進に関する指示

なるほど、原判決指摘の被告人A1の直輸入推進に関する指示の大部分は、 をその文言どおりに理解する限り、かねてからの同被告人の持論であり、当時D1 の経営戦略ともなっていた海外商品直輸入政策の推進を提唱し、その具体的展開を 指示したものに過ぎず、直ちにA3絡み輸入方式、殊に準直方式の推進・拡大の指 示を意味するものでないことは、所論指摘のとおりである(そもそも、被告人A3 とのスキャンダルに対する批判を恐れていた被告人A1が、「金字塔」その他の広 報誌や多数の社員の面前での挨拶等において、A3絡み輸入方式の推進を明示する ような指示をする筈はない。)。しかしながら、被告人A1は、D65の商品取扱 量や納入高をトータルな形で把握し、これが他の出入り業者と比較しても異常な程 に増加していて、その原因がA3絡み輸入方式の継続・拡大にあることを十分に認識していたことが認められ、また、D1の内部において、自己の直輸入推進の指示 が準直方式を含むA3絡み輸入方式の推進の指示をも意味するものと理解されるこ とを知悉していたと認められる上、所論も認めるように、被告人A1の発言の中に は、被告人A3の能力等を評価し、同被告人らがD1の取引に関与することを容認 する趣旨の発言も多々存在したのであるから、D1の内部においては、被告人A1 の直輸入推進に関する指示はA3絡み輸入方式の維持・拡大を意味するものであっ たといわざるを得ないのであって、その旨判示した原判決に誤りはない。

なお、所論は、検察官の論告要旨中の「A1の直輸入推進指示一覧表」は、B3 3手帳中の被告人A1の発言の重要部分を除外していて、右手帳の記載内容を正確に纏めたものではなく、同被告人の発言の趣旨を誤解させる恐れのあるものである のに、これを漫然と引用した原判決には採証法則違反に基づく事実誤認がある、と いうのであるが、原審検察官は、論告に際し、B33手帳に記載された被告人A1 の発言のうち、その主張に副う部分を必要な限度で抜粋して右「一覧表」を作成したものであり、原判決は、その補足説明において、B33手帳の記載内容の主要な ものの記載に代えて右「一覧表」を引用したものに過ぎず、かかる引用が許されないものとはいえない上、右「一覧表」が被告人A1の発言の趣旨を誤解させる恐れ のある不正確なものとは認められないから、採証法則違反に基づく事実誤認の主張 は採用できない。

被告人A1の個別的・具体的な発言等

なるほど、被告人A1は、D1の代表取締役として大局的な見地から業務全般を 統括すべき立場にあり、多忙な同被告人が輸入商品の仕入・買付業務、特に、準直 方式による仕入・買付の具体的内容のすべてを正確に把握していなかったことは否 定できないところであるが、関係証拠によれば、同被告人は、海外出張議案書の決裁に際し、いわゆる盲判を押したり盲サインをしていたものではなく、むしろ右決裁等を通じて、個別的に輸入商品の仕入・買付状況、特にA3絡み商品の買付の有 無・内容を把握し、担当者に対してかなり具体的な指示をすることが十分可能な状 況にあり、現実にも、D39、D49などのA3絡み商品の個別商品群について積 極的にかかる指示をしてA3絡み輸入方式を拡大・推進させた事実が認められるか

ら、これらの点に関する原判決の認定は正当として是認することができる。 更に、所論は、被告人A1の個別商品群の仕入等についての指示・発言等に関し、原判決の認定・判断に誤りがあるとして、種々主張するが、関係証拠を再検討 しても、原判決に所論のような誤りは見当たらないから、所論は採ることを得な l1º

いわゆる「A3人事」

そこで、原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を加え て検討するに、原判決は、被告人A1の腹心として昭和四九年以降七年間に亘り人事管理に携わってきたB7の体験に基づく証言を措信して、いわゆる「A3人事」の存在を認定・判示したものであるが、この点に関する原審証人B7の供述内容は、同人が「A3人事」と判断した根拠としている被告人A1や同A3の言動が極 めて具体的で真実性に富むものである上、例示された抜擢、左遷等の人事は、しば しば総務本部の人事担当者からの発議・提案を俟つことなく被告人A1からの直接 的な指示によって実施され、人事異動に関する従来からの慣行に反するものであっ た旨の説得力ある説明が付加されているのであって〔五四・二二〇七以下、五六・ ニ九一八以下等参照〕、B7の右供述は概ね措信できるものと認められる。所論 は、原判示の各人事につき、いずれも「A3人事」ではないとして、いろいろと主張するが、関係証拠に照らして必ずしも納得できるものではない上、仮に、原判示 の「A3人事」の中には、いわゆる能力主義を徹底したに過ぎないものや十分に理 由のある抜擢、左遷のケースが存在したとしても、D1内部において、一般的に 「A3人事」が存在すると考えられていたことは、関係証拠に照らし明らかなとこ ろであり、これがD1職員らの被告人A3に対する迎合的な態度を招来し助長させ たことは否定できないのであるから、原判決が、被告人両名の犯行を維持・拡大させた間接事実の一つとして、A3人事の存在を指摘したことに誤りがあるとはいえない。この点を争う所論は採ることを得ない。 第六項 被告人A3の共同正犯性に関する主張について

被告人A3がD1との関係において改正前の商法四八六条一項所定の身分及び刑 法二四七条所定の身分を有しないことは所論指摘のとおりであるが、D1の代表取 締役である被告人A1が商法及び刑法の右条項所定の身分を有することは明らかで あって、身分を有しない被告人A3が身分を有する被告人A1と前示のような「共 謀」を遂げ、自己及びD3、D65の利益を図って被告人A1の任務違背行為に積 極的に加功したものと認められる本件の事実関係のもとにおいて、被告人A3は被告人A1の共同正犯としての刑責を免れないものである。被告人A3につき改正前の商法四八六条一項所定の特別背任罪の成立を認めた上、刑法六五条二項により同法二四七条の背任罪の刑をもって処断することとした原判決の法令の解釈・適用は正当であって、これを争う所論には理由がない。

第七項 罪数に関する主張について

被告人両名の共謀による直輸入商品関係特別背任行為が、約四年間に亘る極めて多数回の取引に関わるものであり、これに関与した者(不起訴にかかる共同の名、3参照)も同一といえないことは、所論指摘のとおるが、5の行為は、すべて被告人両名の間で成立した基本的「共謀」から、5の利益を図る目的で、501が海外で買い付けた商品の一部につないわける「準直方式」による取引として55に不当な売買差益を取得の反復、大時に基づくものであり、共謀内容それ自体の中に、多数回に亘る取引の反復ないわば可能な限り継続するものとされていたのであり、実際にも、右共謀の行為となるであり、東限に直の継続性、行為の類似性ないものであるから、基本的共謀の同に、犯意の継続性、行為の類似性ないし同種性、保護法益の同一性などの間に、犯意の継続性、行為の類似性ないし同種性、保護法益の同一性などの間に、犯意の継続性、行為の類似性ないし同種性、保護法益の同一性などのが、これと同旨に出た原判決の法令解釈に所論の誤りはない。

第四節 故意・目的等の主観的要素に関する控訴趣意について

第一款 所論の要旨

第一項 被告人A1関係

一 総説

仮に、被告人A1が、その任務に違背した行為をしたと認められた場合においても、同被告人には、特別背任罪の主観的要素である故意及び目的、すなわち、自己の行為がD1の代表取締役としての任務に違背し、D1に損害を生じさせるものであることについての認識・認容及びD65の利益を図るという目的がなかったものである。被告人A1に特別背任の故意及び目的を認定した原判決は、任意性も信用性もない同被告人の検面調書を採用・措信した結果、事実を誤認するなどしたものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

二 任務違背及び損害発生の認識・認容

(事実誤認の主張、A1四・一五以下、四・三〇以下、A4二九以下、B1一五四以下など)

三 D65の利益を図る目的

(事実誤認等の主張、A1四・六八以下、六・一一以下、B1一五四以下、B3 一以下など)

原判決は、被告人A1のD1に対する加害目的を否定したもののD65への図利目的の存在を肯定している。しかし、「1」原判決は、特別背任罪における故意、 すなわち、任務に違背して会社に対し損害を発生させることの認識・認容と第三者

であるD65の利益を図る目的とを区別することなく、前者が存在したことをもって後者も存在したかの如く判断しているものであるから、まず、この点において法 令の解釈・適用の誤りを犯して事実を誤認したものである。「2」また、原判決 は、被告人A1の図利目的を認定する有力な証拠として同被告人の五七・一一・ ○及び五七・一二・一の各検面調書の記載を引用しているが【二八六参照】、 らの検面調書には任意性・信用性がなく、採用・措信されるべきではない上、 らの検面調書によっても図利目的の存在を認定することはできないところであっ て、原判決は、この点においても証拠の評価を誤って事実を誤認したものである。 「3」更に、原判決は、「準直方式」がD65に不当な利益を取得させる構造のも のであり、直輸入商品の仕入に関し準直方式を採用すること自体から被告人A1に D65の利益を図る目的が存在したことは明白である旨判示している<br />
【二八五参 照】。しかし、そもそも「準直方式」は、被告人A1自身が単独又は同A3と相談 の上で採用したものではなく、被告人A3とD1の海外商品取入担当者らが協力し 合ううちに自然発生的に成立し発展したものであって、被告人A1は、これを結果的に追認したものに過ぎない上、いかなる商品をどのような方式で買い付けるか、 D65の売買差益の率をどうするか等々の具体的な事柄は、被告人A1の関与しな いところで決められていたのであるから(このことは原判決も認めているところである【二八三参照】。)、これらの事実に徴しても被告人 A 1 に図利目的がなかっ たことは明らかである。また、仮に、被告人A1が「準直方式」等の採用・継続を 了承したものと認められるとしても、同被告人には、D1の利益を図る目的とD6 5の利益を図る目的が併存していたのであって、その主たる目的が D 1 の利益を図 ることにあったことは、むしろ被告人A1の前記検面調書の記載から明白である。 以上のとおり、原判決は、被告人A1の図利目的につき事実を誤認するなどした ものであって、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

第二項 被告人A3関係

— 総説

被告人A3につき特別背任罪の共同正犯が成立するためには、「1」身分者である被告人A1が、D65の利益を図る目的をもって、任務に違背する行為をしてD1に損害を与えたこと、「2」被告人A1の右行為が、同A3との共謀にていてのであること、「3」被告人A1が、任務違背及び損害について認識してい行為との三点が認められるだけでなく、被告人A3において、「4」被告人A1の行為による取引が、同被告人の任務に違するものであり、D1に損害を発生させるものであることを認識・認容していことが認められる必要があるところ、被告人A3には、いずれの事実も認められる必要があるところ、被告人A3には、いずれの事実も認めいては、同被告人を特別背任の共同正犯と認めた原判決は、事実を誤認し、ひいては改正前の商法四人大系に関係を表し、刑法大〇条の解釈・適用をも誤ったものである。

二 任務違背及び損害発生の認識・認容 (事実誤認等の主張、B1五七五以下、六一〇以下)

三 D65の利益を図る目的

(事実誤認の主張、B1六一五以下)

被告人A3が、D1との取引に際して自己の経営するD65の利益を追求しその拡大を願うのは、ある意味で極めて自然のことである上、同被告人は、右二「3」のとおり、D65の利益と同時にD1の利益をも念頭において、いわば両者の共同利益のために行動していたのであるから(このことは、前掲B50日誌《六一三》のほか、当審における事実取調べの結果、殊に、証人B51、同B49の各証言に照らして明らかである。)、同被告人に特別背任罪における図利目的があったとは到底いい得ないところである。原判決は、被告人A3の図利目的を認定した点においても、事実を誤認したものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

第二款 当裁判所の判断 第一項 被告人A1関係

一 総説

そこで、原審の記録及び証拠物を調査して検討するに、被告人A1に特別背任の 故意及び図利目的を認定した原判決に所論のような事実誤認等はなく、当審におけ る事実取調べの結果を加えても、この結論に変わりはない。

二 任務違背及び損害発生の故意に関する主張について

すでに説示したとおり、「準直方式」は、D65に対し、被告人A3らの有用性に対する対価をはるかに超える不当な利益を取得させ、それだけD1に損害を発生させるものであるところ(第二節第二款第三項の一参照)、被告人A1は、遅がとも昭和五二年ころ以降、D1とD3及びD65との間にかかる方式による取引がきれていること、これがD1の立場から判断する限り到底許されないものであることを認識しながら、これを追認し(第三節第二款第四項の二参照)、その後も直輸入政策の推進が「準直方式」による取引の推進に直結することを知りながら、これを推進させたものと認められるから(同第五項の一、二参照)、同被告人に任務なり損害発生の認識・認容があったことは否定できないものというべきである。

1 これに対し所論は、まず、被告人A1は、被告人A3らの関与がD1にとって必要かつ有用であると判断したからこそ「準直方式」等のA3絡み取引を続けたものであり、しかも、準直方式の採用・継続についてはD1社内の正規の手続を経ていたことから、その推進が許されるものと信じていた、と主張する。

しかし、被告人A1は、D1社内でD3及びD65を介した取引が「準直方式」と俗称されていることを知っていたか否かにかかわりなく、そのような実体を有する取引が現に行われており、かかる取引が被告人A3らに対しその有用性の対価をはるかに超える利益を供与するものであることを知悉しており、かつ、かかる取引の実体がD1の取締役会で正式に承認された職務章程上の「準直輸入」に当たらないことを最もよく知っていたものと認められる(所論によれば、そもそも被告人A1は、これらの取引が俗に「準直方式」と呼ばれていたことは起訴されるまで知らなかったというのであるから(A1・序七)、これらを職務章程で認められている「準直輸入」と混同する筈がない。)。それ故、所論は採るを得ない。

2 所論は、被告人A1の業務執行を監督すべき職責を有する他の取締役や監査役らは、「準直方式」等による海外商品の買付を含めた同被告人の業務の執行による海外商品の買付を含めた同被告人の業務の執行に同時を含めた同被告人に従ってきたのであって、これは、他の取締役らが、原判示のように被告人の威勢を恐れて迎合したためではなく、「準直方式」等を含む直輸入正の形式の経営方針に副う妥当なものであると認識していたためにほかならず、この経営方針に副う妥当なものであると認識して、一層、自己の業務執行の正当な他の取締役らの行動自体が、同被告人をして、一層、自己の取締役会におけるであって、この点から考えても、同被告人に任務違背等の認識がなったことは明白である、と主張する。したし、D1における代表取締役

しかし、D1における代表取締役社長の地位が専務、常務などの取締役その他の 役員らに比して絶対的に強力な権限を有し、圧倒的に優越的なものであったことは 原判決が指摘するとおりであり【七以下参照】、これに被告人A1の性格的なもの が加わったことから、D1において、被告人A1を除く役員らは同被告人の意向に 従うほかない状況に置かれていたことが明らかであって、同被告人は、他の役員ら の置かれていた右の状況を知悉して、むしろこれを利用しながら、自己の政策を推 進したものと認められる。これらの役員らが「準直方式」の採用・継続について、被告人A1の強い意向に背いてまで異議を述べなかったことはやむを得ないとこであり、被告人A1が、かかる他の役員らの態度によって「準直方式」等を含むす輸入推進の政策の正当性を信じたものとは到底考えられない。被告人A1の「ない」という発言は、前掲「解任」《二五七》に記載されたところがら判断する限し、被告人A1が昭和五七年九月二二日の取締役会に備え反A1派の動きに対抗で事前に周到な多数派工作を準備したにもかかわらず、これが完全に失敗し右取役会において最も信頼していたB17専務らを含む全員がA1社長解任の決議においてよるの発せられたものに過ぎず、これをもって被告人A1の任務違背等の成したことの話をといる。

3 所論は、被告人A1においては、代表取締役としての自己の任務は「無用な支出」を避けることではなく、「店出率を確保」することであると考えていた上、本件準直方式等のA3絡みの取引においても、D1所定の店出率が確保されているものと信じていた、と主張する。

しかし、被告人A1の任務が「無用な支出」を避けることにあったことは、前説示のとおり(第一節第二款第二項参照)であり、そのことは被告人A1もよく認識していたところと認められる(後記三において検討する被告人A1の各検面調書参照)から、仮に、被告人A1がA3絡み商品につき所定の店出率が確保されていると信じていたとしても、そのことをもって、被告人A1に任務違背等の認識・認容がなかったとはいい得ないところである。 4 所論は、被告人A1は、昭和四三年以降文化的催物を企画・実行して成功

4 所論は、被告人A1は、昭和四三年以降文化的催物を企画・実行して成功し、代表取締役就任前から直輸入政策の推進によって多大の業績を挙げてきたものであり、代表取締役就任後も、直輸入政策の推進が自己の任務の本旨にかなったものと信じて、機会ある毎に右政策の推進を指示したのであって、仮に、同被告人において、被告人A3らのために好意ある取り計らいをしたとしても、被告人A1としては、それが同時にD1の利益にもつながることであると考え、業務執行上自己の裁量に委ねられた範囲内のことと信じていたのである、と主張する。

の裁量に委ねられた範囲内のことと信じていたのである、と主張する。 しかし、所論も自認しているように、被告人A1は、昭和四六年以降マスコミ報道等によって、自己の女性問題が世間から批判されていることを十分に認識していたものであるのに、遅くとも同五二年ころ以降、かかる批判のある被告人A3らに対して明らかに不当な利益を与えることとなる「準直方式」による取引の継続を追認し、その拡大に関与しているのであるから、被告人A1が任務違背及び損害発生につき認識・認容していたことは否定できないものというべきである。

三 図利目的に関する主張について

すでにみたように、被告人A1は、「準直方式」が、被告人A3の経営するD65に対し不当な利益を与えるものであるにもかかわらず、遅くとも昭和五二年この以降、右方式による取引の継続を是認するとともに、自らもその拡大を推進したのと認められるから、被告人A1に図利目的があったことは否定できない。その表に関する検察官の取調べに対し、「準直方式」等の取引がD1の売買益の減少という同社の負担の下で被告人A3やD65らに不当な的利益を与えるものであることを知悉しながら、同被告人C対する私的感情にのよい、敢えて右取引を継統・拡大させた旨自供しているのであって(被告人A1にはD65の利益を図る目的があったものというほかない。以下所会に関して補説する。

1 所論は、まず、被告人A1の検面調書の任意性及び信用性を争い、これらの供述調書は、同被告人が検察官から巧妙な心理的圧迫を加えられた結果作成されたものであるから任意性に疑問がある上、その内容をみても、図利目的の存在を自供した部分など客観的な証拠と対比して明らかに誤っている点や不自然な点が多いから到底措信できず、これらの供述調書を採用し措信した原判決は訴訟手続の法令違反の違法がある旨主張する。

しかし、関係証拠を調査し、検察官の取調べ状況或いは検面調書の作成経緯に関する被告人A1の原審第八五回、第八七回公判期日の各供述〔一一五・一七四一九以下、一一七・一七九七三以下〕等を検討しても、同被告人の検面調書の任意性に疑いを生ぜしめるような事情が窺われないことはもとより、その核心的部分の信用性を否定すべき理由も見当たらないから、右検面調書を採用し信用した原判決に訴訟手続の法令違反等の違法はない。なお、この点について、所論は、原判決の被告

人A1の検面調書の引用方法が恣意的であり、理由不備に当たるというが、原判決の検面調書の内容の引用方法が恣意的で違法とは認められないから、この主張も採ることを得ない。

2 所論は、原判決は、特別背任罪における故意、すなわち、任務に違背して会社に対し損害を発生させることの認識・認容と第三者であるD65の利益を図る目的とを区別することなく、前者があったことをもって後者もあったかの如く判断していて、法令の解釈・適用の誤りを犯すものである旨主張する。

しかし、原判決は、被告人A1の代表取締役としての任務内容、同被告人の右任務違反やD1の損害発生に関する認識・認容と図利目的の存在とを区別して検討した結果、本件において被告人A1には前者も後者も認められる旨判示しているのであって、原判決が、所論のように任務に違背してD1に対し損害を加えることの認識・認容とがあったことをもって直ちにD65に対する図利目的の存在を肯認したものでないことは、その詳細な補足説明を検討すれば明らかである【二〇五以下、二九六以下、三〇〇以下参照】。この点の所論は採用できない。

二九六以下、三〇〇以下参照】。この点の所論は採用できない。 3 所論は、原判決は、被告人A1の五七・一一・二〇及び五七・一二・一各検 面調書の記載を引用して同被告人の図利目的の存在を肯定しているが【二八六参 照】、右に記載された程度の被告人A1の心情をもって図利目的を認定することは できない旨主張する。

そこで、検討するに、被告人A1は、「1」五七・一一・二〇検面調書〈四二・六六一二以下〉において、昭和四七年四月ころ被告人A3がD3という貿易会社を 設立して香港その他からアクセサリー等を輸入するということを聞いたので、「この会社が順調に伸びて行く様に援助してやろうと思い」、D8とD1との一部の取引の間にD3を入れてやることを考えたものであって、もともと輸入品の仕入にはろくに取引に関与していないのに間に入ってマージンあるいはコミッションを取って、 ている商社があり、いわゆる眠り口銭を取られている場合もあったので、それより もマージンを少なくしておけば、D1にとってそれほどの負担にならず、「私にと って心の安らぎを与えてくれる存在となっているA3にその位の援助をしてやって も、まあいいだろうという気持ちになった」、被告人A3に「厳格にいえば必ずし も払わなくても良いマージン或いはコミッションを取られてしまったことを深く反省している」旨供述し、「2」五七・一一・二二検面調書〈四二・六六一九以下〉において、被告人A3からの説明で、すでに「準直方式」による取引がなされてい て、D3とD65の二つの会社がD1からマージンを取っていることを知った際、 「まずいのではないかと感じた」が、「A3には一部余分な支払いをすることには なりますが、D1がその商品を売ればその分たけ一部利益は減るものの実際にD1 に利益は相当残る訳けですから、D1としては積極的な損害が出る訳けではなく、 現在の流通業界ではいわゆる眠り口銭を取っている商社もあると感じていましたの で、つい見すごしても良いだろうと考えてしまったのです。……しかし、あまりA 3がマージンを取りすぎてはいけないという気持ちが働きましたので、その場でA 3には、なるべくコミッションで仕事をする様にしろ、派手なことはするなよ、という注意はしておきました」旨供述し、「3」五七・一一・二九検面調書〈四二・六六九八以下〉において、A3絡みの商品の輸入を拡大すれば、「A3のコミッシ ョン或いはマージンも増えることは判っていました」が、「D1はこれらの商品に 売買益を乗っけて売りさえずれば、A3らにコミッション或いはマージンを支払わ ない時よりも売買益は減るものの、利益が出るには間違いなく、積極的にD1が損 をする訳けではないことから、この位の支払いはかまわないだろうと考え、この様 な支払いを許して来ました」旨供述し、「4」五七・一二・一検面調書〈四二・六 七一二以下〉において、「D1では、社長以下仕入の担当者は商品を少しでも安く 或いは余計なコミッションとかマージンを少しでも取られない様にするためD43 におけるD52(「D44」の誤記と認める。)やローマにおけるEを切ろうと努 力していたのですから、A3の場合もたとえ一円たりとも余計なコミッションとかマージンを支払わない様厳格に対処すべきだったのですが、……そんな厳格な態度に出ることがためらわれ、ついづるづるとA3の甘えを許して来ました。私の気持ちの中には輸入品の仕入に際し、ろくに仕事もしないのに高い口銭を取っている商 社もあるのだから、A3に対し少し位余計なコミッションやマージンを落としてや っても良いだろうという気持ちがあり、更に要は、仕入れた商品を売買益を乗っけ て売りさえすれば、A3にコミッションやマージンを支払わない時よりも利益は減るものの、D1にとっても利益が出ることには違いなく、その意味ではD1のプラスにもなるのだからかまわないだろうという気持ちも働き、さして深く考えること

4 所論は、被告人A1の右検面調書には、主としてD3の設立当初の時期、すなわち、昭和四七年ないし同四九年ころの心情が供述されているのであって、右の時期と本件の犯行時期、すなわち、昭和五三年、五四年以降の時期では、D3の業務内容が量的にも質的にも異なっているのであるから、供述調書の右記載をもって被告人A1の本件犯行時の図利目的を認定することはできない、と主張する。

しかし、右3の引用からも明らかなように、被告人A1は、前記検面調書において、必ずしも、D3の発足当初の気持ちのみを供述している訳ではなく、昭和五一年ころ以降の認識や心情についても供述しているのであるから、右検面調書中の自供を有力な証拠として被告人A1の原判示犯行当時(昭和五三年八月ころから同五七年七月ころまで)における図利目的の存在を認定することが許されることは当然であって、右所論には賛成できない。

5 その他、所論は、被告人A1は「準直方式」を後になってから追認したものであること、個々の商品を「準直方式」によって買い付けるかどうか、D65に供与する売買差益の率如何等々について、まったく関知していなかったことなどを指摘して、被告人A1に図利目的がなかったことを裏付けるものである旨主張するが、所論指摘のような事情をもって同被告人の図利目的の存在を否定すべきものとは考えられない。

以上のとおりであるから、被告人A1に背任の故意及び図利目的の存在を認定した原判決は正当であり、更に、この点を争う縷々の所論にかんがみ、関係証拠を再検討しても、原判決には被告人A1の特別背任の主観的要素の存在について事実の誤認等はなく、論旨は理由がない。

第二項 被告人A3関係

## 一総説

原審の記録及び証拠物を調査して検討するに、被告人A3に特別背任の故意及び 図利目的を認定した原判決に所論のような事実の誤認及びこれに基づく法令の解 釈・適用の誤りはなく、当審における事実取調べの結果を加えてみても、この結論 に変わりはない。

二 任務違背及び損害発生の故意に関する主張について

すでに説示したとおり、「準直方式」は、被告人A3や同被告人の経営するD65に対し、その有用性の対価をはるかに超える不当な利益をもたらすものであり、それだけD1に損害を発生させるものである。被告人A3は、そのことを知悉に「準直方式」を採用させ、その後、被告人A1の協力をも得て、右方式による取引を継統・拡大させたものと認められるから、被告人A3は、右方式による取引の継続・拡大が被告人A1の任務に違背するものであり、かつ、D1に損害を発生さ被るものであることを認識・認容していたものと認めるのが相当である。そして、協会であることを認識・認容していたものと認めるのが相当である。それであるは、検察官の取調べに対し、D3やD65の活動の実態及び海外商品で及びまるD1との取引の実情について詳細な供述をして、準直方式による取引でD

3等がはたした役割はマージンを取得するに値するものではなかった旨供述し(五七・一一・二一検面調書〈四二・六七九八以下〉参照)、また、昭和四八年末か同四九年始めころに準直方式による取引が採用されたのは、D1のB7らの発案に同被告人が同意したためであるが、この方式は被告人A3らが従前より利益を取得しD1の利益を圧迫するものであり、B7らが同被告人と被告人A1の特殊な関係を配慮してくれたものと思う旨供述しているのである(五七・一〇・三一検面調書〈四二・六七六〇以下〉参照)。

1 所論は、まず、被告人A3の検面調書の信用性を争うが、同被告人の原審第八一回、同第八六回、同第八七回公判期日の各供述〔同被告人作成の六一・六・一〇C8述書を含む。一一・一六五八四以下、一一六・一七七九五以下、一一七・一七八八五以下〕及び当審公判廷における供述等を検討しても、同被告人の右調書の核心的な部分につき信用性を阻害すべき具体的な事由は認められないから、右所論は採ることができない。

2 所論は、被告人A3は、自己のデザイナーとしての能力や自己及びD3等の海外における商品開発等の活動がD1にとって有用であると信じ、かつ、D1からも有用と評価されているものと思っていたし、「準直方式」による商品の店出率は、D1側が一方的に決めていた上、D1への納入価格については、その都度、D1側の担当者と協議し、D1の利益をも十分考慮しながら決めていたことから、同被告人らの取得する利益が不当なものであり、D1に損害を発生させるものであるなどとは、まったく考えていなかった、と主張する。

などしたく考えていなかった、と主張する。 しかし、冒頭に説示したとおり、被告人A3は自己らの能力や活動がD1から取得するマージンに値するものではなかった旨自供しているのであり、同被告人に対してその有用性の対価をはるかに超える不当な利益を与え、それだけD1に損害を発生させるものであることを認識していたものと認められる以上、「準直方式」による商品の店出率が形式的に担当者によって決められていたこと、右商品のD1への納入価格がD1側担当者の協議の上で決められていて、D1の利益も考慮されていたことなどの事情をもて、被告人A3の背任の故意を否定することはできない。

の協議の上で決められていて、D1の利益も考慮されていたことなどの事情をもって、被告人A3の背任の故意を否定することはできない。 3 所論は、被告人A3は、D1に商品を納入してコミッションやマージンを取得している他の業者について、右のコミッション等の取得が違法・不当と指摘された事実がなかったことから、自己らの「準直方式」等による商取引の正当性を確信していたものである、と主張する。

しかし、被告人A3らとD1との「準直方式」等による取引が正当なものとはいえないこと、被告人A3は、そのことを知悉していたと認められることは、前説示のとおりである。被告人A3らのほかにもD1からコミッションやマージンを取得する商品納入業者がいたとしても、当該業者がコミッション等を取得するに至った経緯や取得しているコミッションの率などは、業者ごとに様々であり(当審証人B54の供述等参照)、これらの個別事情を捨象して、商品納入業者によるコミカション等取得の当不当を論ずることはできないのであって、そのことは被告人A3に非任の故意がなからき違法・不当と指摘されなかったことをもって、被告人A3に背任の故意がなかった証左とする所論は採用できない。

三図利目的に関する主張について

すでに説示したとおり、「準直方式」による取引は、被告人A3らの有用性ないし寄与の程度を遥かに超えて同被告人やその経営するD65に不当な利益をもたらす違法なものであり、同被告人は、そのことを知悉しながら、「準直方式」による取引を採用・継続させたものであるから、被告人A3に背任罪における図利目的があったことは明らかである。

1 所論は、被告人A3は、D1の出入り業者としてD1と利害対立の関係にあるD65の経営者であり、同社の利益の拡大を願うのは、ある意味で極めて自然のことであるから、このような同被告人の立場を考えれば、同被告人に図利目的があったとはいい難いと主張する。

なるほど、D65がD1の出入り業者であるという面からすれば、被告人A3において、同社とD1との取引を通じて自己やD65の経済的利益を図ることは通常の営業活動であるかのようにみえる。しかし、本件「準直方式」のような違法な取引によって本来認められない不当な利益を獲得しD1に損害を加えることまでも、通常の営業活動による適法な利益の取得とみられないのは当然であって、背任罪に

おける図利目的の存在は到底否定し得べくもない。所論は採用の限りでない。

所論は、被告人A3は、自己やD65の利益と同時に、むしろそれ以上に D1の利益を念頭において行動していたのであって、そのことは、前掲B50日誌 《六一三》中随所に記載されているほか、当審証人B51、同B49の各供述に現 れた同被告人の海外商品の開発や取引における姿勢等に照らして明らかである、と 主張する。

なるほど 、所論の援用する関係証拠中には、被告人A3がヨーロッパに赴いた 際、商品の開発等につき、超人的とも思える程熱心に行動していたとか、サプライ ヤーやその代理人と交渉するに際し、必ずしも買付商品の数量や価格の増加に拘泥することなく、日本における売行き等を考えながら行動していたなどの、所論に副 う記載や供述がある。しかし、商品開発、買付の場面における同被告人の熱心な行 動は、第一次的には企業経営者である同被告人が自己の企業の利益獲得を目的とし たものと認められ、同時にそれがD1の経済的利益に合致するとしても、それは、 サプライヤーらとの交渉に当たってD1の巨大な資本や信用力等を援用することが 有利であるほか、同被告人の企業の利益そのものがD1による全量買取という後楯 に依存している構造に由来するものであって、決して同被告人がD65らの利益よりもD1の利益を優先的に考えて行動していたことを示すものではないというべき である。したがって、この点も、同被告人の図利目的の存在を否定する根拠とはな し得ない。

以上のとおり、被告人A3に背任の故意及び図利目的のあることを認定した原判 決は正当であり、更に、この点を争う縷々の所論にかんがみ、関係証拠を再検討し ても、原判決には被告人A3の特別背任の主観的要素の存在について事実の誤認等 は見当たらない。論旨は理由がない。 第五節 損害に関する控訴趣意について

第一款 所論の要旨

第一項 総説

原判決は、被告人両名が、D65から商品を仕入れるに際し、同社に対して売買 差益分を含む仕入代金を支払ったことをもって、D1に右差益分に相当する金額の 損害を加えた旨認定するが、D1がD65の活動に対して適正な対価を支払うの は、当然であって、これをもって、背任罪の「損害」を加えたものとはいい得ない ところである。のみならず、D1は、D65からの仕入に際し、同社への売買差益 分を含む仕入価格に相当する商品を取得しており、右売買差益分は当該商品の販売 価格に転嫁され、小売販売によって回収される構造となっていて、現に回収されて いたのであるから、D65は、いかなる意味でもD1に「損害」を加えていないの である。原判決には、D1の「損害」の発生につき、理由齟齬、事実誤認、法令の 解釈適用の誤り等が存在するが、それ以外にも、「損害」の額に関し、D65によ る検品等の対価を無視したこと、検察官主張の訴因を超えた取引による売買差益分をも犯罪として認定したこと等々の点において、判決に影響を及ぼすことの明らか な誤りがあり、到底破棄を免れない。

第二項 損害の捉え方と損害発生の有無について

(理由齟齬、審理不尽、法令の解釈・適用の誤り、事実誤認等の主張、A1二・一以下、二一以下、A4二五以下、B1五〇九以下、五二三以下など) 1 原判決は、「1」その理由中、直輸入商品関係特別背任事件の「罪となるべき事実」として【第一章第二節一の(二)の1】、被告人両名が、共謀の上、D1の準直商品の仕入に際し、D1から、D65に対し、同社の売買差益分を含む仕入 代金を支払い、もって、D1に対し、右差益金額相当の損害を加えた旨認定し【五 五二】、D1にとって「支払うべき合理的理由のない」売買実益を支払った仕 入時点において「損害」の発生を捉えるとともに、その補足説明中でも【二八七以 下】、準直方式による直輸入システムは、D65への差益分だけ「確実にD1の仕入価格が高騰する関係にあり、しかも、これらはD1にとって全く支払う必要のな い出費であったことが明らかであるから、これらの支払いは、D1の既存の全体財産の減少をもたらすものとしてD1の損害となる」旨判示し、更に、「任務違背行為によって生じた損害を販売による利益で差し引きして考えるべきものではない」 旨判示して、仕入段階において支払う必要のない出費(以下「無用の出費」とい う。)をしたことがD1の既存の全体財産の減少をもたらすものとして、背任罪の 「損害」であるとしている【二八八】如くであるが、他方、「2」右の補足説明に 続いて、準直方式等では、D1が「無用の出費」による仕入価格の高騰分(以下 「高騰分」という。)を販売価格に転嫁することができず、したがって、右高騰分

について、販売による回収も困難な関係にあった、とも判示した上【二八八】、その理由を極めて詳細かつ具体的に説明しているのであって【二八九ないし二九四】、仕入価格の「高騰分」を販売価格に転嫁・回収できないこと、又は、右転嫁・回収の可能性がないこと、すなわち、得べかりし利益の減少をもって、背任罪における「損害」としているかの如くでもある。原判決の「損害」の捉え方自体が混乱していることは明らかであって、原判決には理由齟齬の違法が存する。

3 したがって、A3絡み取引におけるD1の「損害」は、仕入価格の「高騰分」だけD1の販売利益(得べかりし利益)が減少したと認められるか否か、換言すれば、「高騰分」を販売価格に転嫁して購買者から回収し得たか否か、という観点から検討すべきものであり、原判決が前記「2」において「高騰分」の販売価格への転嫁ないし販売による「高騰分」の回収について詳細な検討を行っているのは、かかる見解に基づくものとも考えられるところ、取り調べられた関係証拠からは、かかる意味での「損害」はまったく認められないから、原判決には「損害」の発生について、審理不尽、事実誤認が存在する。すなわち、

(一) 右のように、販売により得べかりし利益の減少という考え方を採用する 場合には、(a) 第一次的には、個々の商品毎・取引毎に仕入価格の「高騰分」が 小売価格に転嫁され回収されたかどうかを具体的に検討すべきものであるが、原においては、そのような作業がまったく行われていないのであるから、原門決においては、そのような作業がまった。(b) 右(a) の作業が事実上不可能性の有無においる名無ないである。(b) 右(a) の作業が事にないの可能性の有無によれば、A 3 絡み商品にしがある。(c) のみならず、関係にしているのでは、A 3 絡みでいたことが認められる上、仮に、A 3 絡みに観察する限り、他の商品と同程度の店出率が十分に確保されていたを騰いて、「高騰分」を転嫁されていたことが認められる上、仮に、A 3 絡みの取引が、「高騰分」を転嫁できないものがあったとしても、それがどの商品のいまに、A 3 格の取引が、「高騰分」を転嫁できないものがあったとしても、それがどの商品のいまには、A 3 格の取引が、

「高騰分」を転嫁できないものがあったとしても、それがどの商品のどの取引か、 転嫁できなかったのは「高騰分」の全部か一部か、その金額はどの位か、まったく 確定できず、かつ、損害発生時期の特定もなされていないのである。結局、本件で は背任行為による損害額の認定ができないものであるから、背任既遂の事実は認定 できない筈である。

(二) 原判決は、前記1のとおり、D1が仕入価格の「高騰分」を「販売価格に転嫁することができず、したがって、右高騰分について、販売による回収も困難な関係にあった」旨判示した上、その理由として、流通業界における商品の販売価格については、準直商品においても「価格が横並びで決定される原則」が存在するので、同業他店の同種の商品の売価を考慮することなく、著しく高い売価を設定することはできなかったとか【二八九】、D1において、A3絡み商品と直輸入商品との間には買付時の店出率に差異はなかったものの、現実の上代(販売価格)の設定にあたって、右計画どおりの店出率を確保することができず、あるいは、一旦、所定の店出率を確保すべく上代を設定しても、これが高いために値引販売を余儀な

くされていたなどと判示している【二九〇以下】が、いずれも誤りである。 第三項<u>判示方法の不備等について</u>

(理由不備、訴訟手続の法令違反の主張、B1七以下)

原裁判所は、弁護人立証の最終段階において、検察官に対し、D1の被った「損 害」の額の特定のために証拠説明書の作成を命じるという甚だ不公平な措置をとっ た上、原判決の補足説明において、D 1の被った「損害」額の内訳については、検 察官提出の証拠説明書Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び「証拠説明書の訂正について」記載のとおりである、という異例の判示方法【二九四】をとっているのであって、理由不備若し くは訴訟手続の法令違反を犯すものである。

第四項 D65による検品等の対価について

(事実誤認、法令の解釈・適用の誤りの主張、A1-・四七以下、二・二七な

原判決のような意味での「損害」の発生を是認するとしても、D65が、 D1に対する準直商品の納品に際して検品や値札付けを行い、納品に伴う店員派遣 を行ったことは、関係証拠に照らし明らかであって、原判決も不十分ながら認めて いるところである【一七六ないし一七九】。D65のこれらの活動等は、直輸入の 場合にはD1自身の負担において行われるべきものであるから、これがD65の出 捐によって行われたということは、それだけD1が経済的利益を受けたことであり、その対価性を否定することはできない筈である。D65の出捐によって得たD 1の利益相当分は、その「損害」から控除されるべきものであって、これを無視し た原判決は、D1の被った「損害」額について事実を誤認したか、背任罪における 「損害」の解釈適用を誤ったものである。

第五項 返品、再納等による差額について

(事実誤認の主張、B1九以下)

D65の取り扱った商品については、完全買取制とはいうものの、事実上棚卸し の時期などに返品、再納を繰り返していたのが実態であるところ、原審で取り調べ た関係証拠によっては、その詳細は明らかにされていない。原判決は、返品・再納 により「D65に差損が発生しているのが見受けられることも事実である」旨判示しながら【一九五】、その具体的内容を商品ごと・取引ごとに検討することなく、漫然、検察官提出の証拠説明書記載のとおりと判示している【二九四以下】が、事実を誤認したものであって、このことは、右説明書の記載からも明らかであり、当 審証人B57の右説明書の作成過程に関する供述は、これを裏付けるものである。

当裁判所の判断

総説

そこで、原審記録及び証拠物を調査し当審における事実取調べの結果を加えて検 討するに、準直方式の取引によって被ったD1の「損害」に関し、原判決の「損 害」の捉え方に誤りはなく、D1に原判示の「損害」額の発生を認定した原判決は 正当として是認することができる。

第二項 損害の捉え方と損害発生の有無に関する主張について 昭和五六年法律第七四号による改正前の商法四八六条一項にいう **二**>1 「会社二財産上ノ損害ヲ加ヘクルト〈/要旨第二〉キ」とは、「経済的見地において会 社の財産状態を評価し、被告人の背任行為によって、会社の財産の価値が減少した とき又は増加すべかりし価値が増加しなかったとき」をいうものと解するのが相当である。本件では準直方式による商品取引において、D1は、本来D65が取得することの許されない売買差益(D3からの仕入価格とD1への納入価格との差額) を支払うことにより「無用の出費」をしているのである(右売買差益が「無用の出 費」に当たることについては、すでに第二節第二款第三項において検討したとおり である。)。いわゆる「準直方式」による取引において、D65がD3とD1の取 引に介入して売買差益を取得すべき合理的根拠は存在せず、その売買差益はゼロで あるべきものであって、D1の支払った売買差益はまったく支払う必要のない「無用の出費」である。したがって、それは本来あるべき「仕入価格」に含まれず、いわばその「外部」にあるものというべきである。それは、たまたま、D65がD3から購入した商品のフージングという形態を関っていませ から購入した商品のマージン分という形態を取っているため、D1の「仕入価格」 の一部を構成するかの如き外観を呈しているけれども、もともと被告人A1が被告 人A3に対する個人的関係から同被告人に供与している「無用の出費」に過ぎない ものであり、個々の商品取引を離れ、年間何億円という定額支給の形態を取った場 合とその本質において異なるところはないのである。この点につき、原判決は、 「仕入価格が高騰する」とか、「仕入価格の高騰分」などという表現を用いている

が、このような言い回しは、あたかも右売買差益が「仕入価格」の一部を構成し、その「内部」にあるかの如き誤解を生じ、無用な論旨を誘発しかねないので、あまり適切な表現とはいい難い(原判決が「罪となるべき事実」や補足説明の中で「仕入代金」、「仕入価格」といっているのは、本文で述べたような本来あるべき「仕入価格」のことではなくて、D1がD65に対し「仕入代金として」実際に支払った金額を指しており、そこに含まれるD65の売買差益は、本来の「仕入価格」を構成しない点に留意すべきである。)。しかし、原判決は、右のとおり一部に措辞適切を欠く嫌いはあるが、右売買差益分の支払をD1にとって「無用の出費」と認定し、これをもって背任罪における「損害」と捉えているのであって、その理論構成は正当というべきである。

2 以上の説示から、売買差益分の支払がD1の全体財産の減少をもたらすものであることは明らかであるが、売買差益分が仕入価格の一部を構成するとの誤解を一掃するため、若干補足説明する(計算の便宜上、以下D65のマージンを仮に二〇%と設定する。)。

(a) まず、貸借対照表(以下「B $\angle$ S」という。)上の勘定科目について検討する。

これは、一見「得べかりし利益の喪失」のようにみえるが、すでに仕入の段階で 発生している積極損害がそのまま残ったに過ぎないものである。

(b) 次に損益計算書(以下「P/L」」という。)上の勘定科目について検討する。

右にみたように、B/S上もP/L上も、「無用の出費」は、正味商品の価格や 仕入高には含まれない。したがって、「D1がD65に支払ったと同額の商品がD 1に入ることになるから、D1の全体財産に増減はない」との議論は通用しない。

更に重要なことは、右の設例からも明らかなように、D1が商品の価格に右「無 用の出費」分を加算した金額に所定の店出率を乗せて販売できたとしても、 「無用 の出費」をしたことによる損害は依然として残るのであって、これが回復されるこ とはないのである。すなわち、「店出率を確保できれば損害は発生しない」とする 議論の失当であることは明白といわなければならない。「無用の出費」(営業外損 失)をしたことによる損害は、D1の営業努力によって回復されることはなく、D 65から、D1に対し同額を戻入することによってのみ、解消され得るのである。

以上の検討結果に照らせば所論の当否はおのずから明らかということができる が、以下、個々の所論につき若干の説明を付加することとする。

さきに説示したとおり、原判決は、D1が、D65からの「準直方式」によ る仕入に際し、「無用の出費」である同社の売買差益分を含めた金額を仕入金額として支払ったことをもって改正前の商法四八六条一項にいう「損害」と捉えているのであって、そのことは、その「罪となるべき事実」の判文自体に徴し【五二参照】、また、補足説明中の(高騰分)は「D 1 が直輸入業務を行ううえで全く支援 う必要のない出費であったことが明らかであるから、これらの支払いは、D1の既 存の全体財産の減少をもたらすものとしてD1の損害となることは明らかである」 旨の判示【二八八】、更に、「任務違背行為によって生じた損害を販売による利益 で差し引きして考えるべきものではない。本件においては、準直方式等による仕入 が行われる際に無用の出費に基づく損害が発生しているのであるから、D1の他の営業による利益ないし当該準画商品等による販売利益があったからといって、右の 損害が消滅したり減少したりする関係にはないのである」旨の判示【二八八】等に 照らし、明らかであって、もとより正当な解釈と認められる。なるほど、原判決 は、右引用の判示部分に続く「のみならず」以下において、D1は原判示「高騰分」を「販売価格に転嫁することができず、『高騰分』の販売による回収も困難な 状況にあったことが認められる」旨判示した上、その理由について詳細な説明を加えているが【二八八ないし二九四】、これがいわゆる傍論に過ぎないことは明白であって、原判決の「損害」の捉え方に混乱がある訳ではないから、理由のくいちが いをいう所論は、採用できない。

4 所論は、本件商品が小売販売の目的で仕入れられた点を強調し、仕入価格に 含まれた原判示「高騰分」はそのまま当該商品に化体されているから、仕入代金支 払の時点では「損害」は発生していないと主張するが、右主張が既にその前提にお

いて誤りであることは、前記1、2に詳論したとおりである。 また、所論は、小売販売の目的で仕入れた商品を「経済的見地において評価す る」に当たっては、仕入代金の一部として支払った原判示「高騰分」についての「販売段階での回収可能性」を無視することはできないと主張するが、前記2で説明したように、仕入段階で生じた「無用の出費」を販売段階において回収することは理論的に不可能である(仕入商品と別個に計上された「損害」は、当該商品が登録した。 のように高価に転売されようと、B/S上もP/L上もそのまま「損害」として残 るのである。)。この理は、当審で弁護人が指摘しているような、仕入名義がD1 になっているものの納品場所が「さいか屋」、「D54」などとされ、仕入段階か らD1がマージンを上乗せして関連会社に転売することが予定され、実行されている商品についても、まったく異ならない(一般の場合と異なるのは、転売が確実で 売れ残りを生じないという点のみである。)。この場合でも、D1が仕入代金の支払に際してした「無用の出費」が、転売利益によって回収されることはないのであ

更に、弁護人が当審の弁論で主張しているように、小売販売を目的とした財産の **仕入価格ないし取得価格ではなく、販売価格(小売での処分可能価格)を** 価値は、 もって評価すべきである、というに至っては、企業会計の原則を完全に無視した独 自の見解というほかなく、到底採用の限りでない。

「準直方式」による取引における仕入段階の「無用の出費」をも 原判決は、 って特別背任罪における「損害」と認定したものであり、その理論構成は正当と認 められるから、これと前提を異にし、消極的損害の有無等について縷々展開するそ の余の所論に対しては判断の要をみない。

第三項 判示方法に関する主張について

原審記録を調査するに、原審第六二回公判期日(被告人A3につき公判準備期

日)において、検察官から、その冒頭C8述を補充するものとして証拠説明書I、同IがC8述・提出され、更に、第九一回公判期日には同IIが、第九二回公判期日には同IVが、第九七回公判期日には同Vが、いずれも、検察官から、同様の趣旨でC8述・提出されたことは、関係公判調書の記載からも明らかなところであるが、右C8述・提出につき所論のような原裁判所の一方的で不公平な措置が取られた形跡は少しも見当たらないから(このことは、当審証人B57の供述に照らし一層明白である。)、訴訟手続の法令違反を主張する所論は前提において失当である。

いるのはいる。 の法令違反を主張する。 である。)、訴訟手続の法令違反を主張する所謂において失当の情報である。 である。)、訴訟手続の法令違反を主張する所謂において、「損害」の内部に 察官提出の証拠説明書「記載のとおりであると認められる」【二九四、二九五】と 判示していて、これらの証拠説明書を引用していることは、所論指摘のとおり用 り、これらの証拠説明書を引用していることは、所論指摘のとおり用 ものである。しかし、これらの証拠説明書は、その記拠 を容自体からも明らかなように、その時点ででに取調本者の主張とはいえ証拠の 証拠を総合的に検討し整理したものであって、一方当事者の主張とはいえ証拠の 証拠を総合的に検討し整理したものであって、一方当事者の主張とはいる 有罪言渡しの判決書に必要不可欠なものではないこと等にかんがみると、かかる 相をもって違法不当視することはできないところであり、もとより理由不備の 違法 に記述るに、もとより理由不備の は認められない。この点の所論は採用の限りでない。

第四項 検品等に関する主張について

第五項 返品、再納等に関する主張について

証人B11の供述〔八九・一〇八二三以下、九〇・一〇九六三以下、九一・一一三五五以下〕を初めとする原審の関係証拠と比照して検察官提出の証拠説明書の記載内容を検討しても、D65の取り扱った商品の返品・再納について、所論の記録認があるとは認められず、このことは、当審弁論(要旨八三頁以下)においてより一て、日本の供述内容を子細に検討すると、証拠説明書の作成過程等に関する質問をである。被告人A1の弁護人らは、当審弁論(要旨八三頁以下)においてよいである。被告人A1の弁護人らは、当審弁論(要旨八三頁以下)においてよりにおいてある。被告人A1の弁護人のは、当事の作成過程等に関すると、同じ、当事の代表に関するの供述の表示に関するのは、本件準直商品においてのにはいるととを疑うべき具体的な理由はなく、計算されている疑いも認められないから、右主張は採用できない。

なお、準直商品の返品に関連して、被告人A1の弁護人らは、当審弁論(要旨八七頁以下)において、原判決が「損害」額認定に際して依拠している検察官提出の証拠説明書によれば、一旦D1に納入された商品の返品、再納等の流れが個別的具体的に追跡調査されて、D65の売買差益額の算定に際し考慮されていることが明

らかであるが、各商品ごと、各取引ごとに仕入代金の支払時点で原判示「高騰分」だけ「損害」が発生したという原判決の考え方とは相容れない取扱いであって、原判決は、その「損害」論とは異なる趣旨・方法で算定された金額をD1の「損害」額として認定しているものというべく、この点においても原判決の理由には齟齬がある、と主張する。

第六項 職権による調査 一 起訴期間を超える取引による売買差益分の算入について

被告人A3の弁護人らは、当審弁論(要旨三二一頁以下)において、検察官が起訴の対象とした準直方式による取引は「昭和五三年八月から同五七年七月までの間」であるにもかかわらず、原判決は、「昭和五三年八月ころから同五七年七月ころまでの間」と認定して【五二】取引の対象期間を拡張した上、「損害」額の中に、D65が昭和五七年八月六日に納品した婦人服(検察官提出の証拠説明書Ⅱ参照)及び同月三日、四日、八日及び同月一〇日に納品したアクセサリー(同証拠説明書Ⅲ参照)によって取得した売買差益(各約九〇万円、合計約一八〇万円)をも含めているが、不告不理の原則に違反したものというべく、その違法は明らかである旨主張する。

で、原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果をも加えて検討するに、弁護人指摘の婦人服及びアクセサリーをD65とおりである。「昭和五七年八月中であることは、被告して、本件において起訴の対象とされているのは、被告のとおりである。「昭をD1との対象とされて、な告人両名が共謀の人にの方を力は、ならの人の方であるの間」に対して、これによる同にの方を合うには、100年では、100年では、100年である。「100年では、100年では、100年では、100年である。「100年では、1

二 D1による商品代金未払い分の損害額からの控除について

被告人A3の弁護人らは、当審弁論(要旨三二〇頁以下)において、D65は、昭和五七年八月一六日から同年九月一五日までの間に一億七二〇六万円を上回る銀の商品をD1に納入しているが、D1は、同年一〇月二日ころ到達の内容証明郵便によって右商品代金の支払を留保する旨通知して今日までその支払をなさず、今後もその意思のないことが明らかなところ、右取引の多くが起訴対象期間から外たものであるとはいえ起訴対象期間内の取引に引き続いてなされたものであること、実際にはD1は右代金未払分だけ利益を取得し、その被った「損害」が減殺されていることにかんがみれば、右代金未払い分に見合う金額をD1の「損害」額から控除すべきものであって、これを看過した原判決は誤りである旨主張する。

そこで、原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果をも加えて検討するに、D1が所論指摘の内容証明郵便によってD65に対する支払を留

保したのは、すべて起訴対象期間外の昭和五七年八月一六日以降の取引にかかる商 品の仕入代金であると認められる上、右は「当分の間」の「支払の留保」に過ぎ ず、D65の売掛金債権の消長をもたらすものではないから、これをもって本件起 訴対象期間内に発生したD1の「損害」額を減殺すべきものとは到底考えられな い。原判決に弁護人主張のような誤りはなく、この点の主張も採用できない。

第七項

以上のとおりなので、準直方式の取引によるD1の「損害」の捉え方、その金額 の算定等に関する原判決の判断、認定は、これを正当として是認することができ、 更に多岐に亘る所論を念頭に再検討しても、原判決に理由の不備や齟齬、判決に影響を及ぼすような法令の解釈適用の誤り、事実の誤認等は認められないから、論旨 は理由がない。

第二章 自宅改修費関係特別背任事件(被告人 A 1 関係)

所論の要旨

(事実誤認の主張、A1八・一以下、A3一以下) 被告人A1(以下本章においては、単に「被告人」という。)に対し、自宅改修 費関係特別背任の事実を認めた原判決は、事実を誤認したものである。すなわち、 1 被告人において原判決が補足説明中で認定判示する「工事一覧表」【三〇

八。便宜、次に第二表として転記する。】記載の各年月ころ、東京都中野区vw丁 目×番y号所在の自宅(以下「A1邸」ともいう。)について、D18に同表記載 の各工事をさせたことは、概ね間違いないところであるが、被告人は、各工事につ きD18に対し相当額の工事代金を支払っていたものであり、その支払額が不十分 であったとしても、D18の経営者B58から具体的な金額を明示した代金の請求 がなかったため、自己の経験から判断してD18に損をさせない程度の金額を支払 っていたつもりであって、それ故、未払い分を補填する目的で原判示犯行を企てる 理由も必要もなかったものである。

表)

<記載内容は末尾2添付>

2 仮に、被告人が自宅改修工事の代金を十分には支払っておらず、未払い分が あったとしても、B58は、D1に対し、架空の工事代金を請求し、あるいは、正 規の工事代金に水増しをして請求して、D1から右改修代金の未払い分に相当する金額の支払を受けていたものであって、このことはB58が被告人に対し、見積書や請求書を提出せず、代金の具体的な請求をしなかった事実やA1邸工事の下請業 者に対してD1の工事を仮装したような請求書等を作成・提出させていた事実に徴 しても明らかであり、原判決も、前記工事一覧表の番号15の工事(以下「表番号 15の工事」という。その余の工事についても、右の例による。) に関し、D18 がD1から不当な利益を取得したという事実を認めている位である。したがって、 D18やB58の立場においても、A1邸の工事代金をD18製作のアクリル製のC8列ケース(以下「F」という。)のリース料金の上乗せによって充当する必要 はまったく存在しなかったのである。

被告人は、D55株式会社(以下「D55」という。)のC20取締役らの 進言に基づいてD1D10庶務部長のB59や同部什器担当課長のB44らに対し リース業務の研究方を指示し、その結果、B59、B44、D55のC21常務取 締役らが検討して、D55がD1にFをリースすることになったのであるが、その後、被告人は、B59から、D55の右リース業務がもたもたしている旨の報告を 受けたことから、D18による直接のリースの方が料金は大手のリース会社に比べて若干高くなるものの結局はD1のためになるし、D18にも適正な利益を取得さ せることができると考えて、B58にFの直接リースを勧め、その結果原判示のリ ース契約の締結に至ったのであって、このような経緯に照らしても、D1とD18 の間における原判示リース契約の締結が、D18に対する自宅改修費の支払と無関 係なことは明らかである。しかも、原判示のようなリース料金の不当上乗せは、B59とB58が勝手に相談して決めたものであって、被告人は、右決定に関与しておらず、かかる上乗せ支払の事実も、その後のリース料金値上げの事実も、まったく知らなかったのであり、被告人が、昭和五七年三月二五日ころ、すなわち、表番 号15の工事が未完成の段階において、B58に対し、右工事代金として現金二〇 ○○万円を支払ったことは、その有力な証左である。

以上の事実関係については、被告人が原審第八四回、同第八五回、同第八七回、 同第九〇回の各公判期日等において供述しているとおりであって〔一一四・一七〕 三以下、一一五・一七三八〇以下、一一七・一八一三〇以下、一一九・一八四八

五以下等参照〕、原判決が挙示する被告人の各検面調書には信用性がなく、また、 原審証人B59及び同B58の各供述は、いずれも内容的に不自然な点や矛盾する 点が多い上、その余の関係証拠、特に、下請業者らの関係供述やD18の決算書類の記載等に照らしても、到底措信することができないものである。原判決は事実を 誤認したものであって、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

当裁判所の判断 第二節

総説

所論にかんがみ原判決の事実認定の当否を検討するに、原判決挙示の関係証拠を 総合すれば原判示自宅改修費関係特別背任の事実は優にこれを肯認するに足り、そ の他原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果をも加えて再 検討しても、原判決の証拠の取捨選択、推理判断の過程に誤りは見出せないから、 原判決に所論の事実誤認はない。以下、順次説明する。

- 第二款 関係証拠から認定できる事実 1 まず、原判決挙示の関係証拠によれば、「1」A1邸改修工事の時期、内 容、代金の概要は前掲第二表掲記のとおりであり、右工事代金は、概ねD18が下 請業者に支払い又は支払うべき下請代金の合計額と対応していて、D18の利益分 を含まないこと、「2」D1とD18との間で、Fに関するリース契約が締結され た経緯、契約内容(殊に、約定されたリース料金はD18が当初見積もってD1側 に提示した金額と異なり、これに上乗せがなされていること)、その後のリース料金値上げの経緯、右リース契約に基づき、昭和五五年三月二五日ころから同五七年九月六日ころまでの間にD1がD18に支払ったリース料金の合計額等について は、原判決が「犯行に至る経緯」及び「罪となるべき事実」の項【五三ないし五 五】に認定判示するとおりであることが明らかである。
- 次に、関係証拠、殊に、原審証人B58〔四九・一〇四四以下、五一・一四 八二以下、五二,一六八三以下、一〇九,一六一六一以下〕、同B59〔五五,二 四一四以下、五七・三一〇六以下〕、同B47〔一〇六・一五五七〇以下〕、同B 44[八七・一〇二七一以下]の各供述及びB47の検面調書の同意部分〈三二・ 四六一五以下〉並びに被告人の五七・一一・五、同五七・一一・九、同五七・一一・一〇各検面調書〈四二・六七二一以下、四二・六六三三以下、四二・六七三〇以下〉等を総合すれば、更に以下の事実が認められる。

  (一) 被告人は、前掲第二表のとおり、直接に又はB59を通じて、D18の
- B58に対し次々と自宅の改修工事を下命し、実行させていたが、その工事代金を ごく一部しか支払っていなかったことから、表番号 1 2 の工事終了後の昭和五四年 一二月の時点では、代金の未払い分が合計二七〇〇万円を超えている状態になって いた(もっとも、被告人は、これを約二〇〇〇万円と考えていた。)
- $(\underline{-})$ 被告人は、かねてリース業務に関心を抱いていたところ、昭和五四年の 夏ころB59や什器担当課長のB44らに対してD1の什器・備品類をリースで利 用する方法を研究するように指示し、B59、B44、D55の岡安常務らにおいて検討した結果、従来D1が買い取っていたD18製作にかかるFをD55が買い
- 取ってD1にリースすることになり、右リースは同年一一月から実行に移された。 (三) その後、被告人は、B59から、右(二)のFのリースにつき、D55があまり積極的でなく、もたもたしている旨の報告を受けたが、当時、前記(一) のとおりD18への自宅改修工事代金の未払い分が多額(前示(1)のとおり、被 告人の認識では約二〇〇〇万円)に達していたことや新たな自宅改修工事も計画さ れていたことから、これらの工事代金をまかなう必要があると考え、この機会にFのリース業務をD55から取り上げ、これをD18からD1に直接リースすること とさせた上、そのリース料金額の決定に当たっては、適正な金額に相当額の上乗せ をして、これをD1からD18に支払わせ、同社に対してすでに生じている自宅改 修工事代金の未払い分などに相当する利益を取得させること、すなわち、Fのリー ス料支払を口実とし、D1の損失において自己の負担すべき工事代金の支払を免れ ることを企てた。
- そこで、被告人は、昭和五四年一二月上旬ころ、B58がB59と一緒 に自宅を訪れた際、B58に対し、D18が直接Fのリースをするように勧め、B58において消極的態度を示しながら返事を留保したところ、同月下旬ころ、再 度、自宅応接間において、B58に対し、「君のところには工事のことでいろいろ 迷惑を掛けていることでもあるからリース料金は高くなっても構わない、君のところでリースをやれ。」などと言った上、その場にいたB59に対し、「D18さんには工事のことで大変世話になっているし、支払でも迷惑を掛けているから、そう

いうのを含めてB59君面倒をみてやれ。」などと言って、D1がD18との間で Fのリース契約を締結し、そのリース料金の決定に当たっては、適正金額に自宅改 修費未払い分相当額を上乗せすべき旨を指示した。

(五) B59は、被告人の右指示に従い、B58と相談した上、昭和五五年二月中旬ころ、Fの主力機種である三B型ケースについて、D18側が提示した一台当たり三三〇〇円という希望価格にA1邸工事代金の未払い分相当額を上乗せし、一台当たり四八一〇円という料金で契約を締結することとし、その翌日ころ、被告人に「Fのリース料金は四八一〇円でやらせていただきたいと思います。社長の言われているもの(A1邸工事代金分の意)は全部含まれています。」などと報告したところ、被告人は、これを了承して「D18もそれでいいんだな。」などと念を押した上、B59に対し、右上乗せ料金によるリースの実行方を指示した。

(六) 被告人は、昭和五六年二月末ころ、当時計画中の表番号15の自宅改修工事についてD18が消極的な態度を示している理由をB59に尋ねた際、同した。 工事の規模が大きくD18も金策に苦しんでいるらしい旨の説明を受けるや、それならばリース料金を値上げしてやってもよいと考え、その一日か二日後にB59に対し、「D18が資金的に苦しいようなら、少しリース料金を上げてやってもいいんじゃないか。」などと言って自宅改修費に充当すべくリース料金の値上げをいいんじゃないか。」などと言って自宅改修費に充当すべくリース料金の値上げをおいいんじゃないか。」などと言って自宅改修費に充当すべくリース料金の値上げをいいんじゃないか。」などと言って自宅改修費に充当すべくリース料金の値上げをいいた。

所によりることでは、 承してB59にその実行方を指示した。 以上(一)ないし(六)の事実が認められ、この事実関係によれば、被告人は、 自宅改修代金の未払い分の支払をD1の負担において免れようと考え、D1側の担 当者で自己の忠実な部下であるB59に指示して、D1かD55と締結していたF のリース契約をD18に切り替えさせた上、適正なリース料金に自宅改修代金未払 い分相当を上乗せした金額をリース料金とさせ、これをD1からD18に支払わせ てD1に右上乗せ分相当額の損害を加えたものというべく、特別背任の事実は否定 できないところである。

第三款 被告人の検面調書の信用性に関する主張について

これに対し、所論は、原判決挙示の被告人の各検面調書の信用性を争うのである (A1八・一一二以下)。しかし、被告人は、昭和五七年一〇月二九日に逮捕され、同月三一日以降検察官の取調べを受けたものであるところ、初期の段階から本 件につき自白し、自宅改修代金の未払い分の支払に充てるべくB59にリース料金 の上乗せを指示してこれを実行させた旨供述しているものであり、各検面調書中に は、犯行の動機として、自宅工事代金の支払を免れるという自己の利益だけではなく、右工事のことで負担をかけてきたB58にそれまでの埋め合わせをして、少しいい目を見させてやろうと考えたものであって、以前からB58のセンスと仕事振 りを買っていたし、D18が優良業者だったので面倒を見やすいという事情もあった旨(五七・一一・五の第五項〈四二・六七二八以下〉参照)、あるいは、当初か らD1に自宅工事代金を支払わせるつもりでいた訳ではなく、自宅工事代金の未払 い分はD1の工事をD18に沢山やらせるなどして埋め合わせしょうという考えで あって、その旨B59に指示していたところ、気がつくと未払い分が多額に達して いたので、D1との通常の取引による儲けだけではB58が可哀想という気持ちに なり、D55に代わるリース業者を選定する機会にその埋め合わせをすると共にB58を喜ばせてやろうと考えた旨(五七・一一・一〇の第六項〈四二・六七三八以 下〉参照)の自己の心情を率直に吐露したことを窺わせる部分が存在し、また、 えていないところやはっきりしない点については、その旨が述べられていて、自己 の記憶に従った供述であることが窺われ、自宅改修工事で自己が支払うべき代金及 びすでに支払った代金の概略についても、B58らの関係供述とは必ずしも一致し ない供述をしていて(被告人の五七・一一・九検面調書末尾の「自宅工事一覧表」 〈四二・六六四七〉参照。なお、右一覧表について、所論のように被告人が捜査官のあらかじめ作成した草稿を筆写させられたものとは認め難い。)、被告人が相前 後してなされた直輸入商品関係特別背任被疑事件の取調べに対しては、必ずしも全 面的に自白することなく自己に有利と考えられる種々の弁解をなしている形跡があ る点などを併せ考えれば、自宅改修費関係特別背任被疑事件の各検面調書が、所論 のように、肉体的な疲労・疾病、社長解任に続く身柄の拘束による精神的な混乱等 の下で検察官から長時間の取調べを受けた結果作成された信用性に欠けるものとは 認められない。

所論は、各検面調書が措信できない理由として、「1」警察段階でも被告人の供述調書が作成された筈なのにその証拠調べが請求されていないことに徴すれば、被告人は警察では原審公判廷におけると同趣旨の弁解をしていたことが窺われること、「2」山田弁護人が伊東にいた被告人と電話で連絡を取った旨事実に反することが記載されていることを指摘するが、「1」の点は根拠の乏しい憶測に過ぎず、「2」の点は、仮に指摘どおりの事実関係であったとしても末梢的な事柄であった、被告人の各検面調書の核心的な部分の信用性を阻害するものとは到底考えられない。その他所論にかんがみ関係証拠を再検討しても、被告人の各検面調書を信用できないものとすべき具体的な事由は見当たらず、原判決が右調書を措信したことに誤りは認められない。

第四款 原審証人らの供述の信用性に関する主張について

る部分も存するし、B59の証言との間にも若干符合しない点もあるが、これらは、いずれも、相容れないようなくいちがいとは認め難く、B58の供述の重要部分の信用性を否定すべきものとは考えられない。原判決がB58の供述を措信したことに誤りはなく、当審における事実取調べの結果を加えて再検討しても、この結論に変わりはない。

第五款 その余の弁護人の主張について

第一項 未払い代金の有無についての被告人の認識

以上に対し、所論は、被告人は、D18に対して相当額の工事代金を支払っていたものであり、そうでないとしても、自己の経験から判断してD18に損をさせない程度の金額を支払っていたつもりであって、それ故、未払い分があるとは思っておらず、被告人には本件犯行を企て、これを実行する理由も必要もなかった、と主張する。

昭和五四年末ころの時点におけるA1邸改修工事代金の合計は三四〇〇 万円を超えていたところ(この工事代金にD18の利益が殆ど含まれていないことは、第二款1の「1」のとおりである。)、被告人の前掲五七・一一・九、同一 一・一〇各検面調書によれば、被告人は、自宅改修工事につき、B58やB59か ら計画を聞き自己の希望も述べて施工させていたので、具体的な見積書や請求書こ そ受け取っていなかったものの、工事内容はよく承知していたものであって、表番 号4か7か8の工事の際には、B59から代金額を聞かされ、予想していた金額よ り大分高かったので同人に文句を言ったことがある位であり、Fのリース契約の話 が始まる直前の昭和五四年一二月ころの時点における工事代金合計額については、 被告人なりに約二六八五万円と判断し、支払済金額の合計が七一〇万円に過ぎなかったので、未払い分は約二〇〇〇万円と認識していたことが認められるから、被告 人が右の時点において、自宅改修工事代金に多額の未払い分があると認識していた ことは明らかであるところ、被告人は、その後も、D18に対して、表番号13及 び同14の工事のほか同15の大規模な工事を行わせたのに、昭和五七年三月二五 日ころに二〇〇〇万円を支払った以外に何らの支払をしていなかったのであるから (右二〇〇〇万円の支払の評価については、後記第六項の3のとおりである。) 依然、工事代金に多額の未払い分があると認識していたものと認められる。ちなみに、被告人は、D1の社長を解任され、様々な金銭疑惑がマスコミに報道されるようになった直後である昭和五七年九月二五日ころ、わざわざB58を自宅に呼び出 した上、同人に対し、「自宅の工事ではこれまでいろいろ世話になった。この中に 金が四つ入っているから預かっておいてくれ」などと言いながら、現金四〇〇〇万 円を手渡していることが認められ、この現金交付が自宅改修工事代金未払い分を支 払う趣旨のものであったことは、容易に推認できるところであり、被告人も捜査段 階の当初にその旨自供しているのであって(被告人の五七・――・九検面調書第三 項ないし第六項〈四二・六六三七ないし六六四三〉参照)、被告人が自宅改修工事代金に多額の未払い分のあることを認識していたことを裏付けるものと認められる (被告人は、原審第八七回公判期日において、右現金は文字通りB58に「預け た」ものに過ぎない旨弁解しているが〔一一七・一八一三三以下〕、被告人が昭和 五七年九月二五日という時点でかかる大金をB58に「預けた」ことの理由に関す る説明には納得できるものがなく、右弁解は到底措信できない。)。

なお、被告人は、原審第八四回公判期日において、被告人がB59を通じてD18に支払った金額はもっと多かったが、裏付けの資料がなかったため、検面調書では七一〇万円にさせられた旨供述し、また、かねてから工事代金を請求してくれれば払う旨伝えておいたのに、B58もB59もまったく請求してこなかったのであるから、被告人としては、未払い分はないものと考えていた旨供述するのであるが〔一一四・一七二二三以下参照〕、前掲検面調書と比照して、たやすく措信できないものというほかない。

以上のとおり、所論は採るを得ない。

第二項 B58らの不正行為による未払い分の回収

1 所論は、仮にA 1 邸改修工事代金に未払い分があったとしても、B 5 8 は、B 5 9 と一緒に架空工事代金の請求や工事代金の水増し請求という方法によって、D 1 から A 1 邸改修工事代金の未払い分に相当する金額の支払を受けていたものであり、B 5 8 が被告人に同工事代金の請求書等を作成・提出せず、他方、同工事の下請業者に対してD 1 の工事をしたかの如き請求書等を作成・提出させていたことは、その最も有力な証左であって、この事実を否定した原判決は、誤りである、と主張する。

なるほど、B58が下請業者に対し、A1邸の工事であることを示す請求書等を 作成・提出させず、D1の工事をしたかの如き請求書を作成・提出させていたこと は、所論指摘のとおりである。しかし、原審証人B58の証言によれば、B58が 下請業者に対してD1の工事等を仮装した請求書等を提出させたのは、B59か ら、D18がA1邸の工事をしていることを知られないようにしろ、とか、裏にし ろ、と強く言われていたためであって、B58としては、税務署対策や違法建築についての区役所の建築課等への対策と思っていたことが認められ、B59も、この 点につき、裏でやれ、というのは、被告人からの指示であって、その旨B58に伝えたことは間違いなく、時にB58からの申出により、又は、B59自身の判断 で、被告人に表にして下さいとお願いし、工事代金の極く一部を表で支払って貰っ たことがあったが、工事代金を受け取った場合には、ほとんどいつも被告人から裏 で処理すべき旨念を押されていたのであり、B58が正規の領収書を作成して被告 人に差し出したために叱責されたこともある旨供述しているのであって、これら両 名の供述は措信できるものと認められる。したがって、B58が下請業者にD1の工事をしたかの如き請求書等を作成・提出させていたことを理由として、D18な いしB58がA1邸改修工事代金の未払い分に相当する金額をD1から不正に取得 していたことの証左とする所論には、にわかに左袒することができない。

この点に関し、所論は、原判決は、D18が、表番号15の工事代金につい てはD1のD56やD57の工事等によって、表番号13、14の工事代金等につ いてはD55の負担による社内処理等によって、それぞれ多額の利益を取得した事実を認め、かつ、これらは被告人の関知しないことであった旨説示した上、表番号 15の工事などに関する後発的・偶発的事情の存在をもって他のA 1 邸改修工事代 金の支払に関してもD18がD1から不正な利益を取得していたものとすることは できない旨説示しているが、右は事実を誤認したものであって、D18は、表番号 15などと同様にして他のA1邸改修工事についても、下請業者作成の請求書等を 悪用して D 1 から不法な利益を取得していたものである旨主張する。

しかし、D18が、D1のD56やD57の工事等に関連してD1から不正な利 益を取得し、その結果としてA1邸改修工事代金につき未払い分がなくなった形と なった経緯については、原判示のような特別な事情が存在したことが認められ【三 この点に関する原判決の認定に所論の誤認は認められないから、かか 参照】、 る特別な事情による例外的処理の存在をもって、所論のようにD18がB59らと 相談の上、その余のA1邸改修工事についても、被告人の関知しないところで代金 未払い分に相当する金額をD1から不正に取得していた証左とすることはできず、 右所論は採用できない。

第三項

項 リース料金上乗せと自宅改修費支払との関係 所論は、D18がFを直接リースするようになった経緯等に照らしても、D 1とD18と間の右リース契約の締結やリース料金の支払は、被告人の自宅改修費 の支払とは無関係であり、しかも、原判示のようなリース料金の不当な上乗せやその後の料金の値上げは、すべてB59とB58が勝手に相談して決めたものであって、被告人がまったく関知しないところである、と主張する。

なるほど、D18がFを直接リースするようになった経緯等については、第二款の1の(二)、(三)の事実が認められ、被告人が、当初から自宝改修任金の主制 、(三)の事実が認められ、被告人が、当初から自宅改修代金の支払 を免れる意図で、B59やB44にリース業務の研究や検討を指示したり、D55 にFのリースを開始させたものでないことは、所論指摘のとおりである。しかし、 被告人は、前示のとおり、B59からD55の右リース業務がもたもたしている旨 の報告を受けたことを機として、D18がFをD1に直接リースすることにさせた 上、その料金の決定にあたっては、適正額に相当額の上乗せをして、これをD1に 支払わせ、そのことによって自己の負担すべき自宅改修代金の支払を免れることを 企て、同1の(四)、(五)のとおり、自らB58に対してFの直接リースを勧 め、B59に対してB58の面倒を見るべく命じて本件リース契約の締結とリース 料金の上乗せを指示し(その際、B59に対し、D18に資金を融資してやれ、とか、前払いしてやれ、などという発言をしたことは、所論も認めているところであり、これらの発言の趣旨について縷々争う所論には首肯できるものが認められなり、これらの発言の趣旨について縷々争う所論には首肯できるものが認められなり、これらの発言の趣旨について縷々争う所論には目前できるものが認められなり、 い。)、右指示に従いB58との協議に基づいて具体的なリース料金額等を提案し たB59に対し、右提案を了承してその実行方を指示したのであり、同1の(六) のとおり、その後のリース料金の値上げについても、B59に実行方を指示したの である。したがって、Fのリース料金の決定、上乗せ額及びその値上げ額の決定と 実行は、すべて被告人の指示によるものと認められるのであって、D55によるリ

一ス業務の遅延、という偶然の事情が存在したことを理由に被告人の関与を否定する所論は、到底採用できない。

この点に関し、所論は、D18によるFの当初のリース料金額やその後の増 額は、すべてB59、B58、渡辺の間で決められたものであり、被告人は、D1 8がリースしているケースの台数もリースによるD18の利得金額も知らされてい なかった位であるから、D1によるリース料金の上乗せ支払をもって自宅工事代金 の未払い分に充てるなどという考えがなかったことは明らかである、と主張する。 しかし、Fのリース料金の決定、上乗せ額及びその値上げ額の決定と実行が、す べて被告人の指示によるものと認められることは、前説示のとおりである。なるほ ど、被告人の関与状況については、第二款の1の(五)、(六)の事実が認められ るに過ぎず、被告人は、D18がリースする場合の同ケースの台数、B59の報告 したリース料金によってD18が取得する不正利得の金額等について明確な認識を 欠いていた疑いが強く、それ故、自宅工事代金の未払い分との対応関係について も、甚だ曖昧な判断しかしていなかった形跡がある。すなわち、被告人は、昭和五四年一二月ころの時点において、自宅工事代金の未払い分が約二〇〇〇万円に達し ているという認識を有したものの、B59の報告した料金によるFのリースによっ て、D18がD1から月々どの位の金額の不正な利益を取得し、自宅工事代金の未 払い分にどのように充当されることになるのか、半永久的に継続する可能性のある リース料金の上乗せ支払と自宅改修工事代金の未払い分及び当時一応予定されてい た同工事や将来あり得る同工事の代金の支払との対応関係はどうなるのかなどの点 について、数額的なことを認識していなかった疑いがある(右の意味におけるA1 邸改修工事代金と上乗せしたリース料金による不正利得との対応関係については、 B59においても十分な検討を行ったとは思われない。なお、B58においては、 Fの製作原価を基礎として五年先の値上がり分を考慮し、リース係数として高めの 一・五という数値を使用するなどして、自社が直接Fをリースする場合に採算の取 れる金額として三B型ケース一台につき月額三三〇〇円を提示し、その後、B58 とB59の原判示のような話合いの結果【三一五参照】、上乗せ後の右リース料金 を月額四ハ一〇円として被告人の了承を得たものである。)。しかしながら、被告 人においては、どのみちD1が負担することとして、右対応関係につき、かなりル -ズに考えていたものである上、当時は自宅の改修工事が次々と予定され得る状況 であり(このことは、右時点まで改修工事がほとんど連続的に実施されていたこと 及びその後の改修工事の実施状況等に照らしても明らかである。)、しかも、前記

に対する被告人の関与の事実を否定することはできない。 3 また、所論は、被告人が、昭和五七年三月二五日ころ、B58に対し、表番号15の工事代金として現金二〇〇〇万円を支払った事実を指摘し、仮に、被告人がリース料金の上乗せを指示し実行させたのであれば、自宅工事代金の未払い分はなくなっているのであるから、二〇〇〇万円という大金を支払う筈はなく、右金員支払の事実は、被告人がリース料上乗せのことを知らなかったことの証左である、と主張する。

検面調書にも現れているように、被告人には工事代金未払い分の支払を免れるという自己の利益だけでなく、これまで面倒を見てやり世話にもなってきたB58のためを図るという気持ちも存在したことが窺われるから、被告人に右の意味における対応関係についての明確な認識がなかったことをもって、リース料金上乗せの決定

しかし、表番号15の改修工事が極めて大規模なものであったこと(代金合計約七五〇〇万円)は関係証拠上明らかである上、前示のとおり、被告人はリース料金の上乗せ支払と工事代金未払い分の充当状況につき明確な認識を欠いていたものであるから、かかる被告人が、前例のない大工事の代金の一部として二〇〇〇万円程度の金額を支払ったとしても、これをもって、被告人がリース料上乗せ支払の事実を知らなかったことの証左とはなし難いところである。この所論にはにわかに左袒できない。

## 第六款 結論

以上のとおりであり、その他多岐に亘る所論にかんがみ、原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて再検討しても、自宅改修費関係特別背任の事実を認定した原判決に所論のような事実誤認を発見することはできない。論旨は理由がない。

第三章 所得税法違反事件(被告人A3関係) 第一節 逋脱の故意等に関する控訴趣意について 第一款 所論の要旨 (事実誤認の主張、B1・六七七以下)

被告人A3(以下本章においては、単に「被告人」という。)は、原審公判廷において供述しているとおり、香港コミノション収入については、その源泉が香港は、香港で受領し、これに見合う税額を香港政庁に納付していたことから、時日本に持ち込まない限り日本での納税義務は発生せず、日本に持ち込んだ時等にからいると誤信していたものであって、右のような本件所得の特殊性質があるがみれば、被告人の右誤信には相当の理由かあったものというべく、原判かるは所得税法違反の故意ないし責任がないから、無罪である。しかるに、原判決のおきに、被告人の右供述を措信し難いとして掲げる点は、いずれもその前提とするによりないものを認定しているが、その根拠として掲げる点は、いずれもその前提とすがある。は、故意の存在を裏付けるに足りないものであり、他方、原判決が認真に誘導をのは、おきには、ないる被告人の各検面調書中の自らは、異常な環境の中で検察の下で検察の下に、右誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

第二款 当裁判所の判断

1 原審の記録及び証拠物を調査して検討するに、原判決挙示の関係証拠を総合すれば、被告人に対し、所得税逋脱の故意ないし責任を認めた原判決は、正当として是認することができ、当審における事実取調べの結果を参酌して再検討してみても、右の判断を覆すに由ないところである。以下に若干補足説明する。

2 被告人は、昭和五七年一〇月一八日所得税法違反の被疑事実で逮捕され、同月二〇日同事実で勾留されたものであるが、逮捕直後の弁解録取に脱税したいまかいにものの、その翌日になされた検察官の取調べに対し、香港で取りしたります。とは知っても配当所得や給与所得と併せると半分金にはいてでいたが、知らせることなりを当まれて、一日ではないでは、一日では、一日では、第二項が別のでは、一日では、第二項が別のでは、第二項がののでは、第二項がののでは、第二項がののでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二項がのでは、第二

他方、被告人は、原審第八四回、第八五回、第八六回の各公判期日等において、 香港で取得したコミッション収入については日本に持ち込む時点で申告すれば足り ると誤解していた旨所論に副う弁解をなし〔一一四・一七三三四以下、一一五・-七四三四、一一六・一七六九三以下参照〕、当審公判廷においても同趣旨の供述を繰り返しているのであるが、もともと、所得税の申告時期を日本への持込みという 申告者の自由な判断に委ねるという考え自体が不合理なものである上、その内容を 子細にみると、日本に持ち込む際には、いつの所得として申告するつもりであった のか、すでに香港で納税しているので納税義務はないと考えていたのか、そもそも 香港で取得したコミッション収入を日本に持ち込むような事態を考えていたのか、 甚だ曖昧であり、被告人の後記「5」「6」のような現実の行動が右弁解と矛盾し ないとはいえないこと等を併せ考えると、被告人の右弁解は到底措信することがで きないところである。そして、原判決も指摘しているように【三六一】、 は、単なる家庭の主婦と違い、長年に亘り事業を主宰して納税も行ってきたものであって、税金に対する関心も人並み以上であったことが窺われ(例えば、被告人 は、後記「6」の偽装工作に際し、C11が日本で住宅を買った形式にした場合 に、同人がタイで税金を負担するかどうかについて心配し、B18に対し国際電話 でC11への照会を指示している位である。原審証人B18の供述〔六二・四三三 六〕参照)、また、原審第八七回公判期日等において、みずから述べているように [一一七・一七八九八以下参照]、香港と日本を比較すると、香港は金利が高く税 金が安いので、そのことに着目して日本から香港に多額の資金を持ち込んで預金し ておいた、というのであるから、少なくとも香港に預金した場合の利子に対する税 金について関心を抱かなかった筈はなく、それにもかかわらず、これら香港におけ る収入と税金の関係等につき顧問税理士のC22昂らにまったく尋ねることをせず、同人らに右収入の存在を知らせることすらしていなかったのであって、これらの事情は、被告人が香港における収入についても申告・納税義務があることを十分承知した上で敢えてこれを秘匿して申告・納税しなかったものであること、換言れば、所得税逋脱の故意をもってこれを実行したことを強く推認させるのであって、前記自白を補強するに十分であると認められ、所得の源泉と受領が香港にあり、かつ、これに見合う税金を他人の名義で香港政庁に納付していた(なお、右納税の評価については、後に第五節第二款第一項で説示するとおりである。)という所論指摘の「本件所得の特殊性」は、これを左右するものではない。

これに対し、所論は、原判決が逋脱の故意の存在を裏付けるに足りる理由と して指摘する諸点は、いずれも、その理由とはなり得ない、すなわち、原判決指摘の諸点【三六一以下】のうち、「1」被告人が昭和五〇年五月の東京国税局のD8 に対する税務調査に際し、A1社長の命で香港に派遣されることになった経理本部経理部長B6に対し、「C8という人に会って書類が出ないようによく頼んで下さい。」などと指示するなどして、香港のコミッション収入が税務当局に知られるのを恐れていたこと、「2」D24から世界時装中心(D58、以下「ワールドファ ッション」という。)宛コミッションの送金を受ける過程で、D24支配人代理のB37に対し、ワールドファッションの口座は二、三の人しか知らないので秘密に しておいて欲しい旨頼むなどしたこと、「3」自己の資金を日本から香港に持込み 定期預金としてC8に管理させていたが、これらの預金は香港のコミッションを原 資とする定期預金と適宜合体されていて、預金を取り崩して日本に持ち帰る場合、 香港のコミッション分がどれだけあるか判然としない状態になっていたことの三点 については、いずれも事実を誤認したものであるし、「4」被告人が、A1社長の解任後間もない昭和五七年一〇月一二日に、それまで放置しておいた香港のコミッ ション収入について、急遽概算で税額一億九〇〇〇万円を増額する修正申告をした 「5」D59社からコミッションの支払に代えて取得したダイヤモンド四個 のうち三個を通関手続を経ずB18及びC11を介して日本で受け取り、そのまま 申告しなかったこと、「6」住宅ローンの残額五五〇〇万円の返済に当たり、B1 8、C8、C11と相談の上、自己の所有する鎌倉市z所在のマンションをC11 に売却したように仮装し、C8をして昭和五七年五月に同人管理の定期預金を解約させて約六九〇〇万円を日本に送金させたことの三点については、それぞれ相当の 理由があって行われたことであって、これらの事実をもって逋脱の故意を推認する ことはできない、と主張する。

しかしながら、申告義務の認識及び逋脱の故意・実行行為を認めた被告人の検面調書が措信することのできるものであり、これを補強するに十分な事情も存在することは、前説示のとおりである。以下に個別に検討するように、原判決が補足説明において被告人の公判段階の弁解を排斥し、逋脱の故意を認めるに足りる間接的事実として指摘している所論「1」ないし「6」の諸点の中には、関係証拠上必ずしもそのような事実が認められないものやその事実は認められるものの直ちに被告人の逋脱の故意を裏付ける事情とはなし難いものも少なくなく、かかる意味で原判決の補足説明中には適切を欠く部分があるといわざるを得ないが、もとより、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認ではないから、所論は結局採用することがきない。

 の発覚を懸念したのが、これに対する課税を恐れたためか、A1社長との個人的関係による資産形成としてマスコミにスキャンダル扱いされることを恐れたためであるかは判然とせず、所得税逋脱の故意を認定し、あるいは被告人の原審公判廷における弁解を排斥する根拠としてはいささか薄弱といわざるを得ない。

次に、右「2」の点については、原審証人B37の供述〔八三・九五三三以下、特に九五四六〕によれば、被告人が、D24支配人代理のB37に対し、「ワールドファッションの口座は二、三の人しか知らないので、これは秘密にしておいて下さい」と発言したことが窺われる。所論のように、実際にはワールドファッション口座の存在を知っている者が二、三の関係者に止まらなかったとしても、被告人が、これが広く知れ渡ることを嫌って、B37に口止めすることは何ら不自然ではないから、B37の右供述を虚偽とすべき根拠はない。

しかし、右発言をもって、所得税逋脱の故意を裏付けるに足りないことは、右「1」と同断である。

次に、「3」の点については、C8作成の定期預金元帳写綴一綴《一四三》によれば、右預金元帳には、口座の種別欄に「日本円」の記載が存在するのであり、C8においては、被告人が日本から持ち込んだ資金を香港でのコミッション収入と区別可能な状態で管理していたことが窺われる。したがって、この事実を被告人が認識していたかどうかの点に疑問があるものの、客観的に判断する限り、香港における預金を取り崩して日本に持ち帰る際に香港のコミッション分がどれだけあるか判然としない状態になっていたとはいい得ないのであって、この点に関する原判決の指摘は誤りというほかない。

また、「4」の修正申告については、香港における預金の仮処分という事態に直 面した被告人が、その善後策をC22税理士に相談したことから、同税理士らから 3弁護士にコミッション収入の存在等を打ち明けることになり、同税理士らから 発的に申告して重加算税を避けた方がよい旨助言されて、急遽、修正申告に及るし という事情が認められる。被告人のこのような行動は、被告人が、香港における ミッション収入につき、かねてから納税義務のあることを知りながらこれを秘匿 ていた場合であっても、税理士から納税義務のあることを指摘されるまで知ら った場合であっても、変わりはない筈である。それ故、修正申告の事実をも った場合であっても、変わりはない筈である。それ故、修正申告の事実をも った場合であっても、変わりはない筈である。それ故、修正申告の事実をも った場合であっても、変わりはない筈である。 それ故、修正申告の事実をもの所論 、本述となるを得ない。

更に、「5」、「6」の二点は、要するに、被告人が海外で取得した資産を日本に持ち込んだ際にこれを申告しなかった、というに過ぎないから、香港でのコミン収入は日本への持ち込み時に申告すれば足りると考えていた旨の被告人の解を排斥する一つの理由とはなり得るとしても、これらの行動をもって、被告人が、香港での右収入についても国内の所得と同様に申告・納税する義務があると知っていたこと、ひいては、被告人に所得税逋脱の故意が存在したことを裏付ける利力でいたこと、ひいては、被告人に所得税逋脱の故意が存在したことを裏付ける事情とはなし難いものというべきである(もっとも、これらの行動は、被告人の納税意識が甚だ希薄であったことの現れであるから、被告人の逋脱意思を推測させる事情となり得ない訳ではないが、極めて間接的な事情といわざるを得ない。)。

以上のとおり、原判決の補足説明中には誤認や不適切な部分も存在するが、もとより、判決に影響を及ぼすべき事実の誤認ではなく、更に原審記録及び証拠物を調査し当審における事実取調べの結果を併せて検討しても、被告人に所得税逋脱の故意・責任を認めた原判決に誤りは認められないから、論旨は理由がない。

第二節 ワールドファッション宛デザイン料収入の帰属に関する控訴趣意について

## 第一款 所論の要旨

(事実誤認の主張、B1六九七以下)

原判決は、ワールドファッションは、D21有限公司(以下「D21」という。)のデザイン企画はもとより、何らの事業活動をしていないこと等に徴しても、被告人がD21からデザイン料名下の収入を受け取るために設立され利用されたペーパーカンパニーに過ぎない旨判示し【三三〇】、D21からワールドファソションに支払われたデザイン料収入は被告人個人に帰属する旨認定した。しかし、ワールドファッション及びD60株式会社(以下「D60」という。)の設立経 は、「D22」生産の経緯、これらに対する被告人やC24の関与状況等に照らせば、ワールドファッションは単なるペーパーカンパニーではなく、同社がD21からコミッションを受け取ることには十分な理由が存在するのであって、本件デザイ ン料収入はワールドファッションに帰属する。原判決は、本件デザイン料収入の帰属について事実を誤認したものであり、これが判決に影響することは明らかである。

第二款 当裁判所の判断

そこで、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて検討するに、D21からワールドファッションに支払われたデザイン料収入が被告人個人に帰属するものと認定した原判決は、正当として是認することができる。すなわち、

被告人がD21代表者B20、同社役員B6らと話し合ってワールドファッションを設立しようとした当初の意図が、所論のようなものであったことは、関係証拠 上否定できないところであるが、現実にワールドファッションが設立されたのは昭 和五四年八月三一日のことであって、この段階においては、すでに香港では有能な デザイナーを見出すことができず、D21のためのデザイン企画は到底無理な状況 であることが判明していたのである。それにもかかわらず、被告人は、みずから費 用を負担し資本金を支払って、ワールトファッションを設立したのであって、この 経緯自体に徴しても、ワールドファッションにはD21からのデザイン料収入の受け皿としての役割しか予定されていなかったことが窺われるところ、被告人は、捜査段階において、ワールドファッションがいわゆるペーパーカンパニーであって、 D21からのデザイン料名下の収入を秘匿する受け皿であった旨供述しているので あり(被告人の五七・一一・三検面調書〈四三・六九五八以下〉参照)、原審第八 六回公判期日においても、その後D8によって保管されるに至ったワールドファッション名義の預金について、これは全部被告人個人のものと認識している旨供述し ている位である〔一一六・一七七〇六以下、特に一七七〇八参照〕。そして、関係 証拠によってワールドファッションの現実の活動状況等を検討しても、デザインそ の他の営業活動は皆無というほかない上、独立した事務所も専属の従業員もなく、 経理面をみても、デザイン企画に必要な費用の支出などはなく、かえって被告人の 使用するブラウスやサングラスを購入するための支出などがみられる状況である。 以上の諸点にかんがみれば、ワールドファッションは、まさしく被告人がD21か らデザイン料名下の収入を取得するためのペーパーカンパニーであったと認めざるを得ず、これを否定する所論は採るを得ない。

所論は、仮に、原判示のように被告人が自己の所得の秘匿を企図してワールドファッションにプールしていたのであれば、その後に、その大半(最終的には七%のうちの五%)をD60にわざわざ取得させて日本での課税の対象とさせる理由はなく、この点から考えても、ワールドファッションが所得秘匿の受け皿に過ぎないはいえない、と主張する。しかし、D60が本邦内において現実にデザイン企画の仕事をする以上、D60のオーナーでもある被告人としては、同社の活動に必要な人件費等の経費を捻出する必要があるのであって、被告人が、ワールドファッコとに入金させていたデザイン料収入の一部をD60に送金させるようにしたのは、むしろ当然のことと認められ、この事実は、本件デザイン料名下の収入の帰属に関する前記認定の妨げとなるものではない。

なお、弁護人は、当審の弁論において、ワールドファッションがいわゆるペーパーカンパニーに過ぎないとの原判決の見解を前提としても、被告人は、少なくとも、右ワールドファッション名義のコミッション収入に関しては、同社の名義によって香港で納税していたことから、改めて申告・納税する義務はないものと信じていた旨主張するが、前説示のとおり、被告人は、捜査段階において、右収入についても申告・納税義務があることを認識していた旨自白しているのであって、納税義務について被告人が誤信したものとは認められないから、右主張も採ることを得ない。

い。 第三節 D59コミッションの年分帰属に関する控訴趣意について 第一款 所論の要旨

(事実誤認等の主張、B1七一二以下)

原判決は、D1がニューヨークの宝石商D59社(以下「D59社」という。) からダイヤモンドを買い付けた際に発生した被告人のコミッショッ中、「1」昭和五三年六月一四日の買付にかかるコミッション二万六四五三・二一米ドルについては、被告人が右コミッションの支払に代えてダイヤモンドを取得した時にコミッション額相当の収入を得たものと認められ、被告人は、同五四年三月二六日に一万七〇〇〇米ドル相当の三カラットのダイヤモンドー個を取得したのであるか

ら、このコミッション収入は被告人の同五四年分の所得を構成する旨判示する【三四九】。しかし、原判決が右判断の理由として挙げるところには首肯できるものがなく、本件コミッションについては、ダイヤモンドの買付がなされた時点で「収入すべき権利」が確定していたことが明白であって、右「1」「2」の各コミッション収入を昭和五三年分の所得として計上すべきものである。原判決は、右コミッション収入の計上時期等に関し、事実認定等を誤ったものであって、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

第二款 当裁判所の判断 原判決挙示の関係証拠によれば、D1のD59社からのダイヤモンドの買付に際 原判決挙示の関係証拠によれば、D1のD59社からのダイヤモンドの買付に際 被告人がコミッションを取得するようになった経緯等にれる【三四四のがその で説示しているとおりの事実関係が認められる【三四四のダイぞその大要を摘録すれば、(a) 昭和五三年春ころもは、被告人にうらりを決めた際、仕入本部貴金属部ッションを支払うにといる。本での関付にところ、(b) 同年六月ころの第一にといって、武石が出し、「A3は、D1にといってが出力といってが、であり、コミッとしてが、日本社長に対し、「A3は、D1にといってが、な人のコミッションが、日本社長に対し、「A3は、アカリ、コミッとに関付金額の二%のコミッションが、日本社長に対し、「A3は、アカリ、コミッとに関付金額の二%のである。というのである。

しかしながら、D1が被告人にコミッションを支払うべき合理的理由があるか否かはD1内部の問題に過ぎないのに対し、被告人のコミッションを受け取る権利が発生、確定していたか否かは、D1、D59社及び被告人の三者間の契約関係に関わる問題である。D1は、D59社との取引を開始するに当たり、買付金額の二%に相当するコミッションを支払うことで被告人と合意し、更に、その支払について

は、D59社に対する買付金額にコミッション分を上乗せして支払い、これをD5 9社から被告人に支払うという方法によることとし、D1、D59社、被告人の三 者間でその旨の合意が成立しているのである。右合意は諾成契約であって、契約書 その他の文書が作成されることはその成立要件ではない。しかも、それは、誠実な 履行を期待できないあやふやな口約束ではなく、関係当事者によりその後確実に履 行されているのである。すなわち、D1は、右合意の趣旨に従い、各取引の都度D 59社に上乗せ分を支払っている。そして、右上乗せ金額は、D 1が被告人に支払うコミッションであって買付代金の一部ではないから、D 5 9社においてこれを取得すべき何らの権限もなく、同社はこれを被告人に代わって受領しているに過ぎず、本来これを受け取った時点で直ちに被告人に引き渡すべきところ(現に、前記 合意に際し、同社長から被告人にこれを現金で持ち帰るか否か確認している。) 前記合意に際しての被告人の希望により、同社においてこれを被告人のために預か り保管しているものであり、その管理は誠実に行われている。原判決は、同社が現 実にその支払をするか否かは不確実であったというが、根拠のない憶測というほかない。万一、同社がその支払を拒むようなことがあれば、被告人が法的手段に訴えて履行を求め得ることは明らかである。以上のような事実関係の下においては、D 1がD59社からダイヤモンドを買い付けた時点で、コミッション相当額は被告人 の権利として確定し、その時点の属する年分の被告人の所得を構成するものと認めるのが相当である。これに反する原判決は、事実関係に対する法的評価を誤り、ひ いては事実を誤認するに至ったもので、右誤認が判決に影響を及ぼすことは明らか であるから、この点において破棄を免れない。本論旨は理由がある。

そして、D59社関係のコミッション収入の確定ないし計上時期等については、 所論指摘の前記「1」及び「2」の昭和五三年中の二回分だけではなく、その後の 取引における分も同様に取り扱われるべきものであって、かかる見地から関係証拠 によって昭和五五年――月までに被告人が取得したD59社関係のコミッション収入を再検討してみると、右コミッション収入は、原判示のように、(一)昭和五四 年分が一五〇〇万一八九八円、(二)同五五年分が一六〇〇万三五八四円、(三) 同五六年分が九七八万八八九五円ではなくて、(一)昭和五三年分(但し、起訴の対象とされていない。)が八〇一万二七五四円(円貨換算は各取引日の電信買相場(終値)による。以下同じ。)、(二)同五四年分が一二一四万一四九六円、(三)同五五年分が一九七一万二三八九円、(四)同五六年分が〇円であると認め られるが、右のうち(三)の昭和五五年分については、訴訟手続上検察官主張の訴 因に拘束されることになるから(検察官の冒頭C8述書中の別表10、原審記録第 -冊一三九丁参照)、原判示と同額の一六〇〇万三五八四円の限度で認定するほか ないものである。

第四節 D24からのコミッション収入に関する控訴趣意について 所論の要旨

(事実誤認の主張、B1七二一以下) 原判決は、D24に蓄積されていたD3のコミッションニ三万九七一七・Oハフ ランスフランがD61(以下「D61銀行」という。)のD62のワールドファッ ションの口座に送金されたことについて、被告人には十分な認識があったと認めら れ、ワールドファッション名義で取得した収入は被告人の個人所得と認められる旨 判示して、送金された本件コミッションは被告人のD3からの臨時収入であって、 役員賞与に該当(認定賞与)する旨判断している【三五〇以下】。しかし、「1」 関係証拠上明らかなように、本件コミッションは、D21がD24からD22の生 地を買い付けた際にD3に支払われたものであって、D24の関係者もD3のコミ ッションを保管していると認識していたものであり、このようなコミッションをフ ランス国外に送金するに際し、手続上の障害を回避するための便法としてワールド ファッションの口座が利用されただけのことである。したがって、ワールドファッ ファッションの口座が利用されただけのことである。したかって、フールドファッション口座への入金をもって、これが直ちに被告人に帰属したものと評価すべきではなく、D3からの「預かり金」と認めるのが相当である。そして、「2」被告人は、かかる送金の事実をまったく知らなかったのであり、原判決挙示の被告人の検面調書の記載によっても、被告人は、右送金の事実を具体的に認識していなかったことが窺われるのである。使言意となる。 下〉参照)。また、「3」原審証人B37の供述によれば、被告人が、昭和五五年 六月のヨーロッパツアーに際してB37に与えた指示は、「日本でも香港でもいい から、とにかく送るようにして下さい」というものであったことが認められ〔八 三・九五四二参照〕、右指示は、送金後日本においてD3の所得として扱われるこ

とを当然の前提としていたものであるから、被告人が本件送金にかかるコミッション収入を自己の所得として秘匿する意図がなかったことの証左というべきである。本件コミッションを被告人の収入(認定賞与)とした上、被告人が右収入を秘匿して所得税を逋脱した旨認定した原判決は、事実を誤認したものであって、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

当裁判所の判断 こで、関係証拠を検討するに、原審証人B37〔八三・九五二八以下〕 25 [七〇・六一六七以下]、同B21 [六七・五五二四以下]の各供述及び被告 人の五七・一一・三検面調書(特に第一〇項〈四三・六九七九以下〉)等を総合す れば、D21がD24をシッパーとしてフランスやスイスから買い付けた「D2 2」の生地に関し、D3が取得したコミッション(D24のコミッション——%を 六%に削り、D3が五%取得することとしたもの)がD24に蓄積された後、D6 1銀行D62のワールトファッションの口座に送金されるに至った経緯について は、原判決がその補足説明中に認定判示するとおりであると認められる【三五〇以 下参照】。これを要するに、(a)D24に送金されたコミッションのうち、D3 の取得すべき分は、フランスの為替管理上、これをD3に送金する手段がないまま D24に蓄積されていたが、次第に多額になったことから、その処理に困った支配 人代理のB37が、昭和五五年初めころD3のB40に対し、D24との間で送金 契約を締結するよう申し入れたところ、同人からは、D3の名前で送金契約は結べ ない旨の被告人の意向が伝えられた。(b)同年六月ころ以降、被告人からの強い 指示に基づき、B37らにおいて送金方法を検討した結果、D61銀行の本支店間 であれば送金が可能であることが判明したため、被告人にその旨を伝え、同銀行支店における口座開設を依頼したところ、同年秋ころ、B37は、被告人からプール してあるコミッションはD61銀行D62に開設したワールドファッション名義の 口座に振り込むべきことを指示され、次いでその口座番号を知らされたので、直ち に送金手続に着手し、送金理由を説明するための上申書の作成等に手間取ったもの の、翌五六年二月一三日D61銀行から同銀行D62のワールドファッション口座 の香港ドルロ座及び外貨建口座を開設しており、パリからの送金をこの外貨建口座 で受け入れているのである。

右事実関係によれば、被告人がD24から右ワールドファッション口座への本件 送金の事実を知らなかったものとは到底考えられないところ、被告人は、前掲検面 調書の第一〇項において、本件コミッションは、本来D3に入ったものであるが、 日本のD3に送金する方法がなかったためにD24にプールされていたものであ 被告人自身がD3のオーナーでもあるので、D3に送金できないなら香港に送 らせて自分個人の裏金にしてしまおうと思い、B37に送金を依頼したものである 旨自供した上、D61銀行のD62にワールドファッションの口座を開設したのは C24と思う、それをC24に指示したことの明確な記憶を呼び起こすことはでき ないが、自分の指示なくC24が独断でする訳はないから、自分の指示によること は間違いない旨述べているのである〈四三・六九七九以下〉。なるほど、右供述調書中に、本件送金の具体的事実やD61銀行D62のワールドファッション口座開 設につき、明確には思い出せない旨の記載が存在することは、所論「2」に指摘の とおりであるが、B37やC24が被告人の指示なくして、かかる送金や口座開設 をする筈はないのであるから、右記載をもって、本件送金に関する被告人の認識がなかったことの根拠とするに由ないところである。また、被告人が、昭和五五年六 月ころの段階において、B37に対して、「日本でも香港でもいいから、とにかく 送るようにして下さい」旨依頼したことは、所論が指摘するとおりであるが、被告 人は、その後、D3の名義での送金契約の締結ができない以上、同社への送金が困 難であることを知り、結局、同年秋にD61銀行D62にワールドファッションロ 座を開設して、同口座に送金することを決めた段階においては、これを個人の所得 として秘匿することにしたものと認められるから、この点の所論「3」も採ること ができない。

なお、所論は、被告人は、以前、D1が「D22」の広告宣伝に当たって起用したフランスの女優C25から特別謝礼金の支払を要求され、担当者のB6らがその取扱に苦慮していた際、同人と相談し、その一部として一〇〇〇万円をD1のため

に用立てたことがあるが、D24からの本件送金は、その時期、金額等に照し、右C25関係の返済金であった可能性がある、と主張する。しかし、記録を調査して検討しても所論のような事情の存在を窺わせるに足る証拠はなく、右所論は採用の限りでない。

してみると、被告人は、D3の実質的オーナーとして、本来D3に帰属していたコミッションではあるが、香港への送金を契機として、これを自己の個人の収入として秘匿することを決意して、これを実行したものと認められるから、本件送金につき被告人個人のコミッション収入(D3からの認定賞与)とした原判決は正当であって、その他、原審記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて検討しても、D24からの送金にかかる本件コミッションの帰属等に関する原判決の認定に誤りはない。論旨は理由がない。

第五節 必要経費に関する控訴趣意について

第一款 所論の要旨

(事実誤認・法令の解釈適用の誤りの主張、B1七二六以下)

「別様人のでは、「2」という。 原著弁護人らの主張を排斥し、です。 「1」ワールドファッショ名 表(合計二四万五九〇二香港ドル)及びD63(以下「D63」という。)に 第(二三万八〇〇一香港ドル)で香港政庁に納付した昭和五年分の所得税入のに には、いずれも、で香港における自己の収入を隠匿するため、、「五五七人が、である旨代のであって、である「四一のであって、それぞれの名義である「2」ワールドファッションのデザインは、である旨判示を管理するためにである「2」ワールドファッションが旅費(四万一九二八・六二香港ドル)については、「2」ワールドファッションが旅費(四万一九二八・六二香港ドル)については、「2」と同様である「2」との代表であることを依頼したことに伴う名義といった名義といった名義になることを依頼したことに伴う名義といった名義になることを依頼したことに伴う名義といった名義になることを依頼したことに伴う名義といった名義になることを依頼したことに伴う名義とのである「3」口のいては、「2」と同様、被告人の収入を秘匿するためのである「3」については、「2」と同様、被告人の収入を必要によったである。

しかしながら、

- 1 ワールドファッションが被告人の収入を隠匿するためのペーパーカンパニーである旨の認定が誤りであることはさておき(第二節第一款参照)、所得税法四六条により外国税額の必要経費算入が認められるのは、同一の所得について、その所得の源泉地国において課税対象とされ、かつ、現に納税しているという事実そのものによるのである。すなわち、同一所得につき二重課税がされているという事実が重要なのであって、それが誰の名義でなされているかは問題とならない筈であるから、何ら根拠なく所得税法四六条の適用を排除した原判決は、外国税額控除法によるか必要経費算入法によるかの選択を認めた所得税法四六条、九五条一項の解釈適用を誤ったものである。
- 2 C24は、ワールトファッションの設立以降、同社のパートナーとして、また、D21の工場長として、これに相応する業務に従事していたのであるから、同人に対する給料等は、デザイン料所得を生ずへき業務について発生した経費であって、これを否定した原判決は誤りである。原判示のような理由であれば、ワールドファッションのもう一人のパートナーであるC8にも名義使用料の趣旨で給料が支払われて然るべきところ、そのような事実はないのであって、このことは、C24に対する給料等が原判示のような名義料的なものではないことの証左である。
- 3 被告人は、自己が取得するコミッションが増加してきたことから、個人名義の口座を設けようとしたが、香港に住居所をもたない被告人が同地で預金口座を設けることは極めて困難であったため、C8の協力を得て同人の従業員の妻であるD63の名義を借用したのであって、その際脱税のために収入の帰属主体を仮装するなどという意図はまったくなかったのであるから、右口座借用の費用はコミッションを得るための必要経費に当たるものというべきであり、これを否定した原判決は誤りである。

第二款 当裁判所の判断

第一項 外国所得税に関する主張について

関係証拠によれば、「1」ワールドファッション口座から、昭和五六年一月八日に二〇万七〇七六香港ドル、同年四月九日に三万八八二六香港ドル、「2」D63口座から、昭和五六年一月八日に二三万八〇〇一香港ドルが、それぞれ引き出され

ていることが認められるところ、これらの出金は、ワールドファッション及びD6 3名義による香港政庁への所得税の申告、納付に充当されたものであると説明され ており(原審証人B21の供述〔六八・五七〇九以下〕、同B23の供述〔六九・ 六〇八一以下〕等参照)、これに反する証拠はない。

しかし、これらの口座の原資となったのは、被告人のコミッション収入であり、 ワールドファッションらは被告人の所得を秘匿するため単にその名義を利用させて いたに過ぎないことが明らかであるから、ワールドファッションらには何らの所得 も発生しておらず、納税義務が生ずべきいわればない。

〈要旨第三〉他方、納付にかかる金額を実際に出捐したのが被告人であるからとい って、ワールドファッションらによる</要旨第三>納税を被告人による納税とみなす ことはできない。申告納税制度の下においては、納税申告は納税義務の確定という 公法上の効果の発生を来す要式行為であって、納税義務者が第三者名義でその納税 申告をすることは、法のまったく予定していないところであり、納税義務者本人の 納税申告としてその納税義務の確定という公法上の効果を生ずることはなく、納税 義務の確定がない限り有効な納付もなし得ないことは明らかである(最高裁昭和四六年三月三〇日第三小法廷判決・刑集二五巻二号三五九頁参照)。外国でなした所得税の納付につき所得税法九五条一項による外国税額控除を受け、又は同法四六条 によるその必要経費算入をしょうとする場合もこれと同断であって、当該外国税額 の納付が第三者の名義でなされることは、法のまったく予定していないところであ り、納税義務者本人につき、当該外国税額納付の法律効果を認めることはできないものというべきである(ちなみに、納税義務のないワールドファッションらによる過誤納は、それ自体として香港政庁との間で解決されるべき問題であって、これを対策として関する。 被告人に関する所得計算の中で処理すべきものではない。)。原判決はこれと同旨 を説示するものであって、もとより正当である。これに反する所論は、独自の解釈 に立脚するものというほかなく、到底採用の限りでない。

第二項 C24に支払った給料・旅費に関する主張について

C24に支払った給料及び旅費については、同人が被告人のデザイン料名義の収 入の取得及び管理に必要な活動をしていないこと、ワールドファッションの事業としての実態が前記のとおり(第二節第二款参照)であったと認められることにかんがみれば、所論指摘の諸点を考慮しても、被告人の収入の帰属主体を仮装するための要用、検索すれば、脱税のなめの経費に認めるほかないのです。で の費用、換言すれば、脱税のための経費と認めるほかないのであって、ワールドフ アッションの共同経営者として名前を連ねたC8に対し名義使用料的なものが支払 われていないことは、右結論を左右するものではない。C24に支払った給料等に つき必要経費性を否定した原判決は正当であって、原審の記録及び証拠物を調査 し、当審における事実取調べの結果を加えて検討しても、この点について原判決に 事実の誤認はなく、論旨は理由がない。 第三項 D63に支払った名義使用料に関する主張について

D63に支払った名義使用料については、右支払に至る経緯に関する所論指摘の 事情を考慮しても、ワールドファッションの事業としての実態が前記のとおり(第 節第二款参照)であったと認められる以上、結果的には被告人の収入の帰属主体 を仮装するための費用、換言すれば、脱税のための経費に過ぎないと認めるのが相 当であって、その旨認定して、その必要経費性を否定した原判決は正当であって、 原審の記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて検討して も、この点について原判決に事実の誤認はなく、論旨は理由がない。 第六節 結論

以上、第一節ないし第五節のとおりなので、所得税法違反関係の各所論のうち D59コミッションの年分帰属に関する所論には理由があり、その余の所論には理 由がない。

なお、所論の中には、香港におけるコミッション収入について、ワールドファッ ションロ座分の約一二〇万香港ドル、D64公司(D64)口座分の約四八万米ド ル及び約二二万香港ドルは、保管していたC8とD8との間で昭和五七年一〇月八 日に和解が成立し、その履行としてCBからDBとオーキッド・ファッションに支払われており、DG3口座分の約一三五万米ドル及び約五万香港ドルも、同年一一 月ないし同五八年三月ころまでの間にC8からD8に支払われているところ、 らの金員は、D8側の見解に従えば、被告人が違法に取得したもので、D8側にお いて返還請求権を正当に行使したことになるから、少なくとも本件公訴提起前にD 8に返還されている分については、被告人の課税所得を構成しないものと取り扱わ れるべきである旨の主張が存在するが(B1七四五以下)、所論指摘の金員は、D 8において紛争解決まで預かり金として処理されているに過ぎず、所論のようにD8に返還されてしまったものではないから(仮に、昭和五七年に返還されたものと解するとしても、それは同年度の損失として処理すべきものである。)、右の主張は前提において失当というほかない。

終章 各控訴趣意に対する判断の総括

以上のとおりであって、原判決は、「1」被告人両名の直輸入商品関係特別背任事件中、香港コミッション関係の事実(原判示罪となるべき事実の(一)の2)及び「2」被告人A3の所得税法違反の事実(原判示罪となるべき事実の(三)の1ないし3)について、それぞれ事実を誤認するなどしたものであって、これらの誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるところ、原判決は、被告人A1につき、右「1」の事実にかかる罪と原判示のその余の罪とを刑法四五条前段の併合罪として一個の刑を科し、被告人A3につき、右「1」「2」の各事実にかかる罪と原判示のその余の罪とを刑法四五条前段の併合罪として一個の刑(懲役刑及び罰金刑)を科しているので、結局その全部について破棄すべきものである。

そこで、刑訴法三九七条一項、三八二条により、原判決を破棄し、同法四〇〇条 但書に従い、各被告事件につき更に次のとおり判決する。

第三部 自判

## I 罪となるべき事実

第二 被告人A 1 は、D 1 の代表取締役として、同社の業務全般を統括し、同社のため忠実にその業務を遂行すべき任務を有していたものであるところ、石任務に対する自宅の改修工事代金をD 1 の計算において支払うことを企て、右任務 8 との対する自宅の改修工事代金をD 1 の計算において支払うことを企て、右任務 8 との対して見行したりである。 D 1 が D 1 8 の を で、 D 1 の 使用する各種ケースに関するリース契約を締結するに際に高額のりまで、 D 1 の で、 D 1 8 の 見積ったリース料金との差額八七四二万一九〇日を東京都中央区 8 内 1 8 の 目の 1 8 の 当を 1 8 の 1 8 の 当を 1 8 の 1 8

第三 被告人A3は、D3、D65及びA3アクセサリー学院を経営するかたわら、D1が買い付ける商品に関し、D8あるいは香港在住の納入業者を介して手数料収入を得ていたほか、香港在住のD1の関連会社D21からD1のオリジナル婦人服「D22」に関するデザイン料収入等を得ていたものであるが、自己の所得税を免れようと企て、右手数料、デザイン料等の支払を受けるに当たり、香港の法人名義又は他人名義を用いるなどの不正な方法により、その所得を秘匿した上、一昭和五四年分の実際総所得金額が一億一九〇八万四二〇二円(別紙(二)

一 昭和五四年分の実際総所得金額が一億一九〇八万四二〇二円(別紙(二) (1)修正損益計算書参照)であったにもかかわらず、同五五年三月一五日、東京 都渋谷区宇田川町一番三号所在の所轄渋谷税務署において、同税務署長に対し、同 五四年分の総所得金額が五三四〇万三九一四円で、これに対する所得税額が一七四 三万七二〇〇円である旨の虚偽の所得税確定申告書(当庁昭和六三年押第七 d 号の 2)を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって、不正の行為により同年分 の正規の所得税額六四九七万八四〇〇円と右申告税額との差額四七五四万一二〇〇 円 (別紙 (二) (2) 税額計算書参照) を免れ、

概(二)(名)祝留山井直を派)。 昭和五五年分の実際総所得金額が一億九一二万二〇七六円(別紙(三)

修正損益計算書参照)であったにもかかわらず、同五六年三月一六日、前記 渋谷税務署において、同税務署長に対し、同五五年分の総所得金額がハー三一万九九七四円で、これに対する所得税額が二七八七万〇六〇〇円である旨の虚偽の所得 税確定申告書(同押号の3)を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって、 不正の行為により同年分の正規の所得税額一億一〇三二万一三〇〇円と右申告税額 との差額八二四五万〇七〇〇円 (別紙 (三) (2) 税額計算書参照) を免れ、 三 昭和五六年分の実際総所得金額が二億八一一三万一〇二九円 (別紙 (四)

(1)修正損益計算書参照)であったにもかかわらず、同五七年三月一五日、前記 渋谷税務署において、同税務署長に対し、同五六年分の総所得金額が一億一〇八三 万二三七〇円で、これに対する所得税額が一八三九万七一〇〇円である旨の虚偽の 所得税確定申告書(同押号の4)を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もっ て、不正の行為により同年分の正規の所得税額一億四二一八万八三〇〇円と右申告 税額との差額一億二三七九万一二〇〇円(別紙(四)(2)税額計算書参照)を免 れたものである。

II証拠(省略)

Ш 法令の適用

罰条

1 被告人両名の判示第一の所為につき、包括して昭和五六年法律第七四号附則 二七条により同法による改正前の商法四八六条一項、刑法六〇条(被告人A3には 背任罪の身分がないので、刑法五六条一項、二項により、平成三年法律第三一号による改正前の刑法二四七条の刑を科す)

被告人A1の判示第二の所為につき、右改正前の商法四八六条一項

被告人A3の判示第三の一及び二の各所為につき、行為時においては昭和五 六年法律第五四号による改正前の所得税法二三八条一項、二項、裁判時においては 右改正後の所得税法二三八条一項、二項に該当するが、刑法六条、一〇条により軽 い行為時法を適用。同第三の三の所為につき、所得税法二三八条一項、二項

刑種の選択

被告人A1の各罪につき、いずれも懲役刑を選択、被告人A3の判示第一の罪につき、懲役刑を選択、同判示第三の一ないし三の各罪につき、いずれも懲役刑と罰 金刑を併科

併合罪の処理

被告人A1につき、以上は、刑法四五条前段の併合罪、同法四七条本文、一〇条 により犯情の重い判示第一の罪の刑に加重

被告人A3につき、以上は、刑法四五条前段の併合罪、懲役刑につき同法四七条本文、一〇条により刑期の重い判示第一の罪の刑に加重、罰金刑につき同法四八条一項、二項により右懲役刑に併科、罰金額を合算 一項、

四 労役場留置

被告人A3に対し、刑法一八条

五 訴訟費用

被告人両名に対し、刑訴法一八一条一項本文(連帯負担につき、更に同法一八二 条)

IV 一部無罪の理由

第二部第一章第二節第二款第三項の二において説示したとおりであって、昭和五 七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実の第二(別紙(五)参照)については、犯 罪の証明がないから、刑訴法三三六条により、被告人両名に対して無罪の言渡しを する。

V

よって、主文のとおり、判決する。

(裁判長裁判官 半谷恭一 裁判官 堀内信明 裁判官 新田誠志)

紙 (-)

<記載内容は末尾3添付>

別紙

<記載内容は末尾4添付>

別 紙 (三)

<記載内容は末尾5添付>

別紙 (四) <記載内容は末尾6添付>

別紙(五) 被告人両名に対する昭和五七年一二月一日付起訴状記載の公訴事実 第二の要旨

被告人A1は、D1の代表取締役として同社の業務全般を統括し、商品の仕入に伴う無用な支出を避けるなど、同社のため忠実にその業務を遂行すべき任務を有していたもの、被告人A3は、D65の代表取締役であるとともにD3の実質経営者であるが、被告人面名は、共謀の上、被告人A1において右任務に背き、破占人A3の利益を図る目的をもって、昭和五四年四月から同五七年二月までの間、D1が存する東南アジア地域から商品を買い付けるに当たり、同被告人に手数料を支払うべき合理的な理由がないにもかかわらず、D8あるいは香港在住の納入業者らをして、被告人A3に支払う手数料名下の金額合計二億六九三八万二二日の外四行のD1の当座預金口座からD8あるいは右納入業者らに支払い、もってD1に対し二億六九三八万二二四二円相当の損害を加えたものである。